

R 4 台林 林業勞動安全實技研修施設 德・南庄 新築他工事

課長	副課長	課長補佐	課長補佐	係長	課員	担当

I. 工事概要	
1. 工事名称	R 4 斜材 林業労働安全実技研修施設 徳・南庄 新築他工事
2. 工事場所	徳島市南庄町5丁目1-9
3. 敷地面積	12,026.81m ²
4. 工事種目	新築 構造規模： 木造平屋（研修棟） 建築面積 167.01 m ² 床面積 151.62 m ²
5. 工事区分	※設置工事等との工事区分を記入。
6. 工期	工事完成年月日は令和5年3月25日とする。
II. 建築工事仕様書	
I章 一般共通事項	
項目	特記事項
1. 通用基準等	<p>◎図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて建設(国土交通省)大臣官房官営官舎部監修の下記による。</p> <p>(1)公共建築工事標準仕様書(建築工事編)平成31年版(以下「標準」という。)</p> <p>(2)地盤調査共通仕様書(令和3年版)</p> <p>(3)建築工事標準仕様図(平成31年版)</p> <p>(4)公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(平成31年版)</p> <p>(5)公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(平成31年版)</p> <p>(6)改築建築工事標準仕様書(平成31年版)</p> <p>◎本事のうち電気工事及び管工事について、下請業者を使用する場合は、工事の施工に十分な能力と経験をもつたものと認定すること。</p> <p>◎設計図書の優先順位は、次の順とする。</p> <p>(1)質問票(2)(から(5)に対するもの)</p> <p>(2)補足説明書</p> <p>(3)特記仕様書</p> <p>(4)図面</p> <p>(5)公共建築工事標準仕様書 平成31年版 等</p> <p>◎施工条件は以下のよう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工程については、施設管理業者と協議の上決定すること。 ・その他に詳細な施工条件については、実施工程表及び総合施工計画書の作成時に、施設管理者と協議の上決定し、適宜相互に日程の調整及び確認を行う。 ・工事用車両の出入りは仮説図に示す。 <p>◎本事で使用する建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定(国土交通省告示 平成13年4月9日改正)」に基づき指定された建設機械を使用するものとする。</p> <p>現地代理人は、工事現場における建設機械の全量及び型式等、同規程にに基づき指定された建設機械であることを写真を監督員に提出するものとする。</p> <p>ただし、同規程に記載されていない機械、規格の建設機械により施工する場合はこの限りでない。</p> <p>なお、建設機械の排出ガスを低減するため、燃費率を原則としている場合は、当該機械およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。</p> <p>◎受注者は、工事期間中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。</p> <p>また、監督員から「資源物保証申請書」(自由格式)の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。</p> <p>◎上工作業や直下階の施設を利しながらの直上階(天井)のラブはつり工事は、原則禁止とする。やむを得ず行う場合は、飛来落下の危険を生じるおそれがある場合、適切な防護措置を講じ、安全確保を図り、施工手順について監督員の承諾を得たうえで、指定された時間に行うこと。</p> <p>◎本事で使用する建設機械(労働安全衛生法により特定自走検査が義務づけられている建設機械)は、1年以内に回復定自走検査を実施する機械を使用し、その検査証明書(後記記録欄)のコピーを工事の施工計画書に添付し提出すること。</p> <p>◎交通誘導警備員については、警備業法に基づく警備員とし、図示する場所に9日間配置すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、警備員等の検定並に開催する規制(第4号)により規定された交通誘導警備業務を行う場所に一級又は二級の検定合格警備員の配備が義務付けられている。 〔義務付けられていない〕 ・警備員は、延べ1人(♀9人、♂10人)うち検定合格警備員1人を見込んでいる。 ・警備業法を遵守するとともに、受注者は交通誘導警備員の配置計画書及び合格証明書の写し等資格要件の確認ができる資料を事前に監督員へ提出すること。 ・配された検定合格警備員は、業務に従事している間は合格証明書を携帯し、かつ、監督員等の請求があるときは、これを提示すること。 ・受注者は、免責者が行う交通誘導警備勤務実績調査の実施に協力しなければならない。また、対象工事の一部について下請負契約を締結する場合は、当該下請負工事の受注者(当該下請負工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。)も同様の義務を負う旨を定めなければならない。 ・受注者は、「交通誘導警備勤務実績報告書」を作成し、勤務実績が確認できる資料(勤務伝票の写し)とともに「月毎に監督員へ提出しなければならない。 <p>◎受注者は、本事の一部を下請に付する場合には、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から選定するよう努めなければならない。なお、請負対象額(設計金額)が1億円以上の工事については、徳島県内に主たる営業所を有するものの中と下請契約する場合に、県内業者を選定しない理由を記した理由書を事前に監督員に提出しなければならない。</p>

項目	特記事項
2. 工事関係図書	<p>◎施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画書及び工種別施工計画書を作成し、監督員に提出すること。</p> <p>◎上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接操作に関する事項」を設けること。</p> <p>◎施工圖、現寸図、見本等は、監督員の指示により速やかに監督員に提出すること。</p> <p>◎工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人にも十分周知徹底すること。</p> <p>◎工事現場における現場代理人、監理技術者、主任技術者の確認のため名札を着用すること。名札には現地代理人、監理技術者、主任技術者の別、氏名、会社名、工事名が記載し、顔写真を添付すること。</p> <p>◎工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に從って行うこと。</p> <p>◎工事の施行に伴う災害及び公害の防止、工事基準法、安全管理法、騒音規制法、大気汚染防止法、建設工事公害災害防止対策要領(平成5年1月12日 建設省建経発第1号)、建設副産物適正処理推進要領(平成5年1月12日 建設省建経発第3号)その他の関係法令に従い適切に処理すること。</p> <p>◎受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事(仮囲い等)等級設材設置を含む)着工までに調査を行い、「支障件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。</p> <p>◎地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置(平面、深さ)、規格、構造、撤去方法を監督員に確認せねばならない。</p> <p>◎受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならぬ。一方、措置を含む場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう受注者の負担によって都度修繕又は補償すること。</p> <p>◎受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積む作業(ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。)又は貨物自動車から卸す作業(ロープ解きの作業及びシート外への作業を含む。)を行うときは、当該作業を指揮する者を含め、監督員に報告しなければならない。</p> <p>◎受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合意により行わなければならぬ。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。</p> <p>◎受注者は、輸送路等において上空への接触事故を防止するため、重機回頭時のさき、移動式フレンジブームの格納、ダンプトラックの荷台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。</p> <p>◎受注者は、トラック(クレーン装置付き)を使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置(ブームの格納忘れを防止・警報する装置、ブームの高さを制限する装置等)付きの車両を原則使用しなければならない。なお、使用できない場合は事前に監督員と協議を行うこと。</p> <p>◎休日、夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること。</p> <p>◎受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送時間、輸送方法、輸送担当業者、交通事故の配慮、構造、安全装置等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路における既設構造物に対して指揮をもたらすおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。</p> <p>◎受注者は、工事期間中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。</p> <p>また、監督員から「資源物保証申請書」(自由格式)の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。</p> <p>◎上工作業や直下階の施設を利しながらの直上階(天井)のラブはつり工事は、原則禁止とする。やむを得ず行う場合は、飛来落下の危険を生じるおそれがある場合、適切な防護措置を講じ、安全確保を図り、施工手順について監督員の承諾を得たうえで、指定された時間に行うこと。</p>
3. 安全衛生管理	<p>◎工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人にも十分周知徹底すること。</p> <p>◎工事現場における現場代理人、監理技術者、主任技術者の確認のため名札を着用すること。名札には現地代理人、監理技術者、主任技術者の別、氏名、会社名、工事名が記載し、顔写真を添付すること。</p> <p>◎工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に從って行うこと。</p> <p>◎工事の施行に伴う災害及び公害の防止、工事基準法、安全管理法、騒音規制法、大気汚染防止法、建設工事公害災害防止対策要領(平成5年1月12日 建設省建経発第1号)、建設副産物適正処理推進要領(平成5年1月12日 建設省建経発第3号)その他の関係法令に従い適切に処理すること。</p> <p>◎受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事(仮囲い等)等級設材設置を含む)着工までに調査を行い、「支障件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。</p> <p>◎地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置(平面、深さ)、規格、構造、撤去方法を監督員に確認せねばならない。</p> <p>◎受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならぬ。一方、措置を含む場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう受注者の負担によって都度修繕又は補償すること。</p> <p>◎受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積む作業(ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。)又は貨物自動車から卸す作業(ロープ解きの作業及びシート外への作業を含む。)を行うときは、当該作業を指揮する者を含め、監督員に報告しなければならない。</p> <p>◎受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合意により行わなければならぬ。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。</p> <p>◎受注者は、輸送路等において上空への接触事故を防止するため、重機回頭時のさき、移動式フレンジブームの格納、ダンプトラックの荷台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。</p> <p>◎受注者は、トラック(クレーン装置付き)を使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置(ブームの格納忘れを防止・警報する装置、ブームの高さを制限する装置等)付きの車両を原則使用しなければならない。なお、使用できない場合は事前に監督員と協議を行うこと。</p> <p>◎休日、夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること。</p> <p>◎受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送時間、輸送方法、輸送担当業者、交通事故の配慮、構造、安全装置等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路における既設構造物に対して指揮をもたらすおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。</p> <p>◎受注者は、工事期間中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。</p> <p>また、監督員から「資源物保証申請書」(自由格式)の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。</p> <p>◎上工作業や直下階の施設を利ながらの直上階(天井)のラブはつり工事は、原則禁止とする。やむを得ず行う場合は、飛来落下の危険を生じるおそれがある場合、適切な防護措置を講じ、安全確保を図り、施工手順について監督員の承諾を得たうえで、指定された時間に行うこと。</p>
4. 工事現場管理	<p>◎工事現場には、工事構築を監督員の指示に従ってやすやすい場所に設けること。</p> <p>◎受注者は、本工事において使用する工事看板・バーケー等については、県産木材を用いた木製品を優先して使用するよう努めなければならない。県産木材を購入した場合、受注者は、工事完了後「在窓設ににおける県産木材購入実績報告書」を監督員へ任意で提出すること。</p> <p>◎電気保安技術者は次のとし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承認を受けること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同様の知識及び経験を有する者とする。 ・一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第1種又は第2種電気工事士の資格を有する者とする。 <p>◎発生の処理等は、次により適正に行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)工事による損耗のうち、耐用年数に基づく物及び備品と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。 (2)上記以外の発生の場合は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、法規、商業物の処理及び処理に関する法律、建設副産物適正処理推進要領等に従い処理すること。受注者は、工事に発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、産業廃棄物の處理及清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図面に表示のないものについては、監督員に規則に規定する監督員をいい、権限の規定による場合は監督員と読み替える。以下同じ。)に報告し指示を要ぐこと。 (3)撤去物の種類、規模、規格、撤去方法、養生方法。発生物の処分を記載する。 ・産業廃棄物の種類ごとに下記を指定する。

項目	特記事項												
4. 工事現場管理	<p>◎工事現場には、工事構築を監督員の指示に従ってやすやすい場所に設けること。</p> <p>◎受注者は、本工事において使用する工事看板・バーケー等については、県産木材を用いた木製品を優先して使用するよう努めなければならない。県産木材を購入した場合、受注者は、工事完了後「在窓設ににおける県産木材購入実績報告書」を監督員へ任意で提出すること。</p> <p>◎電気保安技術者は次のとし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承認を受けること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同様の知識及び経験を有する者とする。 ・一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第1種又は第2種電気工事士の資格を有する者とする。 <p>◎発生の処理等は、次により適正に行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)工事による損耗のうち、耐用年数に基づく物及び備品と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。 (2)上記以外の発生の場合は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、法規、商業物の処理及び処理に関する法律、建設副産物適正処理推進要領等に従い処理すること。受注者は、工事に発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、産業廃棄物の處理及清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図面に表示のないものについては、監督員に規則に規定する監督員をいい、権限の規定による場合は監督員と読み替える。以下同じ。)に報告し指示を要ぐこと。 (3)撤去物の種類、規模、規格、撤去方法、養生方法。発生物の処分を記載する。 ・産業廃棄物の種類ごとに下記を指定する。 												
種類	<table border="1"> <tr> <th>事業名</th> <th>所在地</th> <th>距離</th> </tr> <tr> <td>エクレト(有)</td> <td>津崎興産(有) (後記認定番号) (中間処理)</td> <td>名西郡石井町鷹宇西覚円941 名西郡石井町鷹宇西覚円941</td> </tr> <tr> <td>株(旭) 森</td> <td>徳島市美津洲1丁目12 (後記認定番号)</td> <td>11.2 500円/t</td> </tr> <tr> <td>金属(廃)</td> <td>徳島市美津洲1丁目12 (後記認定番号)</td> <td>10.0 0円/t</td> </tr> </table>	事業名	所在地	距離	エクレト(有)	津崎興産(有) (後記認定番号) (中間処理)	名西郡石井町鷹宇西覚円941 名西郡石井町鷹宇西覚円941	株(旭) 森	徳島市美津洲1丁目12 (後記認定番号)	11.2 500円/t	金属(廃)	徳島市美津洲1丁目12 (後記認定番号)	10.0 0円/t
事業名	所在地	距離											
エクレト(有)	津崎興産(有) (後記認定番号) (中間処理)	名西郡石井町鷹宇西覚円941 名西郡石井町鷹宇西覚円941											
株(旭) 森	徳島市美津洲1丁目12 (後記認定番号)	11.2 500円/t											
金属(廃)	徳島市美津洲1丁目12 (後記認定番号)	10.0 0円/t											
上記以外の可塑性業者の処分場で処分しても差し支えないが、増額変更の対象ではない。また、この場合、処分料の見掛料を提出を求め、減額変更を行ふことある。													
なお、上記の処分料は徳島県農業生産者組合連合会(以下、「徳島県農業生産者組合連合会」という。)に認定されているとき、組合員が変更する場合は原則として徳島県農業生産者組合連合会に変更すること。ただし、該組の事情により優良農産物販売業者以外の処分場で処分を行う場合は、理由書を監督員に提出すること。													
また、コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする。木材については、50mの範囲内にあれる木材再資源化施設への搬出を原則とする。													
(4)受注者は、建設副産物が搬出される工事(「徳島県農業生産者組合連合会」としては、建設生産者と産業廃棄物管理業者(マニフェスト)により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設生産者提出調書(株式会社)を提出しなければならない。なお、監督員の指示があった場合直ちに産業廃棄物管理業の零の申しを提示しなければならない。													
◎受注者は、資源の有効な利用の促進に関する法律(以下「資源有効利用促進法」という。)に基づく建設業に係る事業を行う者の再生資源の利用に関する規制の基準となるべき事項を定める命令(H.R. 10.25 建設省令第19号)等に規定される事項、又は建設工事に係る資源の再生資源化等に関する法律(建設リサイクル法)施行令等で規定される工事(以下「一定規模以上の工事」という。)において、コンクリート(二段式混合)を搬出する場合は、土砂、鉢石、加熱アスファルト・混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には、50mの範囲内にあれる木材再資源化施設への搬出を原則とする。													
受注者は、建設副産物が搬出される工事(「徳島県農業生産者組合連合会」としては、建設生産者と産業廃棄物管理業者(マニフェスト)により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設生産者提出調書(株式会社)を提出しなければならない。なお、監督員の指示があった場合直ちに産業廃棄物管理業の零の申しを提示しなければならない。													
受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に係る建設副産物に係る再生資源の利用の促進に関する規制の基準となるべき事項を定める命令(H.R. 10.25 建設省令第19号)等に規定される工事(以下「一定規模以上の工事」とい)において、建設生産者提出調書(株式会社)を提出しなければならない。													
受注者は、C O B R I Sにより再生資源利用促進法に基づく建設業に係る建設副産物情報収集システム(以下「C O B R I S」という。)により再生資源利用計画書を作成し、監督員の確認を受けなければならない。													
受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に係る建設副産物に係る再生資源の利用の促進に関する規制の基準となるべき事項を定める命令(H.R. 10.25 建設省令第19号)等に規定される工事(以下「一定規模以上の工事」とい)において、建設生産者提出調書(株式会社)を提出しなければならない。													
受注者は、C O B R I Sの入力において、建設副産物を必ず入力しなければならない。ただし、バージン材を使用する生コンクリート及び入力と除くものとする。													
◎工事に影響のある範囲内の重要機器等 (有)													
機器等名稱 :													
保管場所 :													
注意事項 :													
◎建設リサイクル法通知証 :													
受注者は、建設リサイクル法に規定する建設工事(特定建設工事)をいた建築物等に係る解体工事又はその工事に特定建設工事を用いる新築工事等であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のものについては、工事現場の見守り書(見守り書)に工事着手前までに「建設リサイクル法通知証」を提出し、工事着手後も引き続き監視するまで置かなければならぬ。また、「建設リサイクル法通知証」掲示後の全般写真は電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品用ガイドライン」(「建設工事編」)に基づき提出することとする。なお、「建設リサイクル法通知証」は契約締結後から工事着手までの期間に発注者から支給することとする。													
●工事名	R 4 斜材 林業労働安全実技研修施設 徳・南庄 新築他工事												
●面積番号	B-001												
有限公司	佐藤建築企画設計												
管轄	徳島市幸町1丁目4番地 TEL (088) 625-1759												
建 築	板東 耕												
1級建築士登録	3 3 3 0 4 号												

項目	特記事項
5. 材料・製品等	<p>◎本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、JIS又はJASマーク表示のない材料及びその製造業者は、次の(1)から(3)の項を満たすものとする。</p> <p>(1) 品質及び性能に関する試験データを準備されていること。</p> <p>(2) 法令等で定めた許可、認定又は免許を取得していること。</p> <p>(3) 製造又は施工の実績があること。</p> <p>なお、「販路名簿」によると記載されているものは、国土交通省大臣官房官営施設監修「建築材料等評価簿（最新版）」記載品を指すものとする。</p> <p>◎受注者は、本工事で使用する建築材料・製品等（以下「建材等」という）の発注の際には、発注前に、品質及び性能に関して記載された施工計画書及びその説明となる資料を監督員へ提出しなければならない。</p> <p>◎県産木材の使用</p> <p>(1) 受注者は、工事目的及び指定仮設で木材を使用する場合並びにコンクリート打設用型枠を使用する場合、原則として県産木材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。</p> <p>(2) 「県産木材」とは、「徳島県内の森林で育成した木材」のことであり、「徳島県内の森林で育成した木材」とは次のことである。</p> <p>① 徳島県の森林認証制度により、県内産であることが「产地認証」された木材</p> <p>② ①以外において、徳島県内の森林で育成したことが確認された木材</p> <p>(3) 受注者は、請負金額が500万円以上の工事について、県産木材以外の木材を使用する場合は、県産木材を使用できない理由を施工計画書に記載すると共に、書面及び確認資料を事前に監督員に提出し、承認を得なければならない。</p> <p>(4) 受注者は、県産木材でないことを示す書類を監督員へ提出しなければならない。</p> <p>(5) 県内の森林から直接搬出など、前項により難い場合は木材調達先の产地及び相手の氏名等を記入した書類を監督員へ提出しなければならない。</p> <p>◎製材等（木材、集成材、合板、単板積層材）、フローリング、再生木質ボード（パーキルボード、織維板、木質セメント板）については、合法性による確認（「产地認証」及び「品質認証」を含む。）が行われるものとする。ただし、機能・性能上、需給上など正当な理由により確認が困難であり、使用できない場合は監督員と協議するものとし、監督員の承認を得るものとする。</p> <p>また、それらの資材又は紙の資料となる原資についての合意性の係る確認は、林野作成の「木材・木材製品の合意性・持続可能な認証のためのガイドライン（平成18年2月15日）」に準拠して行うこととし、監督員は、本件以外の建設資材について、県内産資材の別を施工計画書に記載するものとする。また、請負金額が500万円以上の工事について、県内産資材以外の資材を使用する場合は、県内産資材を使用できない理由を施工計画書に記載すると共に、確認資料を事前に監督員に提出し、承認を得なければならない。</p> <p>県内産資材の使用</p> <p>(1) 受注者は、木材以外の建設資材を使用する工事を施工する場合、原則として県内産資材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。なお、WTO対象工事については、県内産資材を優先して使用するよう努めるものとする。</p> <p>(2) 受注者は、木材以外の建設資材について、県内産資材の別を施工計画書に記載するものとする。また、請負金額が500万円以上の工事について、県内産資材以外の資材を使用する場合は、県内産資材を使用できない理由を施工計画書に記載すると共に、確認資料を事前に監督員に提出し、承認を得なければならない。</p> <p>県内産資材、次のいずれかに該当するもの</p> <p>① 材料の一部又は全部を県内産の原材料を使用して作成する製品</p> <p>② 徳島県内の工場で加工、製造された製品</p> <p>注：部材、部品が県外製品であっても、県内の工場で加工、製造した製品（次回製品）であれば県内産資材として取り扱う。</p> <p>注：県内企業が県外に立派した工場（社外工場）で加工、製造した製品も県内産資材として取り扱う。</p> <p>注：公共建築工事標準仕様書その他の関連する示方書等の基準を満たす資材、製品であること。</p> <p>◎県内再生玉石の使用制限</p> <p>受注者は、再生玉石を使用する場合、県内の再資源化施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項に基づく許可を有する施設（同法第15条の2の5第1項に基づく変更の許可において、））で製造された再生玉石を原則として使用しなければならない。</p> <p>◎受注者は、徳島県内に主なる営業所を有する者から調達した建材等（県内企業調達建材等）を優先して使用するよう努めなければならない。また、県内企業調達建材等の別を施工計画書に記載するものとする。なお、県内企業調達建材等以外を使用する場合は、県内企業調達建材等を使用しない理由を施工計画書に記載し、監督員の承認を得なければならない。</p> <p>◎本工事に使用する建築材料は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の(1)から(5)を満たすものとする。</p> <p>(1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーキルボード、その他の木質建築、コア樹脂版及び仕上げ材は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。</p> <p>(2) 保湿材、断熱材は、ホルムアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。</p> <p>(3) 接着剤は、タルタル酸ジーパチル及びタルタル酸ジエチルヘキシルを含有しない揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。</p> <p>(4) 塗料（塗り液を含む）は、ホルムアルデヒド、トルエン、キレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。</p> <p>(5) (1)、(3)及び(4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。</p>
6. 化学物質を発散する建築材料等	

項目	特記事項																																																																																																																																																																																															
7. 施工	<p>◎工事現場監督員は常駐できないので、疑問な点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の出向いた時、又は監督員へ問い合わせし、工事に適切ないようにすること。</p> <p>◎施工にあたっては、設計図書に従って忠実に施工すること、不都合な工法等を見出した場合は、工事が進行みであっても根本的な手直しをするので、注意して施工すること。手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。</p> <p>◎地工と取り合いの区分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>建築工事</th> <th>電気工事</th> <th>管工事</th> <th>空調工事</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>梁、壁、床スリーフ入れ</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>同上穴埋め補修</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>スリーフ開口部補強（鉄筋）</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>同上（リブプレン等）</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>床、天井点検口</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>嵌縫機点検口墨出</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>同上（奥込み及び開口部補強）</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>衛生器具取付のワッフル壁</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>縫縫（組立て）</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>壁、便器等の箱入れ</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>同上補強</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>耐候性カラリ取り付け</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>空調機器類の基礎工事</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>8. 技能士の通用</p> <p>◎技能士の通用については、次の技能検定作業（以下、「作業」という。）のうち各工事毎に適用する作業を指定するものとする。</p> <p>技能士は、職業能力開発促進法による一級技能士又は二級技能士の資格を有する者とし、資格を証明する資格を監督員が提出すること。</p> <p>技能士は、適用する工事種目に、1名以上の者が自ら作業をするとともに、他の技能者に対して、施工品質の向上を図るために作業指導を行うこと。技能士は、氏名、指定種職、技能士番号等県が指定した内容を記載した名札等により、資格を明示するものとする。</p> <p>なお、指定のない作業についてもその活用を図るよう努めることとする。</p> <p>○部分適用作業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事種目</th> <th>技能検定範囲</th> <th>技 能 檢 定 作 業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仮設</td> <td>とび</td> <td>○ とび作業</td> </tr> <tr> <td>鉄筋</td> <td>鉄筋施工</td> <td>○ 鉄筋立て作業</td> </tr> <tr> <td>コンクリート</td> <td>コンクリート圧送施工</td> <td>○ コンクリート圧送工事作業</td> </tr> <tr> <td>脚手</td> <td>脚手施工</td> <td>○ 型枠工作業</td> </tr> <tr> <td>鉄骨</td> <td>鉄工</td> <td>・ 構造鉄工事業</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>・ アスファルト防水工事作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>・ ウレタンシール系塗膜防水工事作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>・ アクリルシール系塗膜防水工事作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>・ 合成ゴムシート防水工事作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>・ 塩化ビニルシート防水工事作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>・ セメント系防水工事作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>・ シリコン系防水工事作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>・ 改質アスファルトエマルジョン防水工事作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>・ 改質アスファルトエマルジョン防水工事作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>・ FPR防水工事作業</td> </tr> <tr> <td>防水</td> <td>防水施工</td> <td>・ タイル張り</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>・ 大工仕事作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>○ 内外装板合板作業</td> </tr> <tr> <td>タイル</td> <td></td> <td>・ かわらしき作業</td> </tr> <tr> <td>木</td> <td>建蔽大工</td> <td>・ 左右貫作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>・ 木製器具手加工作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>・ 木製器具機械加工上作業</td> </tr> <tr> <td>屋根及び土</td> <td>建蔽板金</td> <td>・ ピル用サンジ施工作業</td> </tr> <tr> <td>金属</td> <td></td> <td>・ ガラス工事作業</td> </tr> <tr> <td>石膏</td> <td></td> <td>・ 建築瓦作業</td> </tr> <tr> <td>内装</td> <td></td> <td>・ フラッシュ系床仕上げ工事作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>・ カーペット系床仕上げ工事作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>・ 銅製地工事作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>・ ポール仕上げ工事作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>・ ガラス工事作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>・ 表装</td> </tr> <tr> <td>配管</td> <td>配管</td> <td>・ 木質系床仕上げ工事作業</td> </tr> <tr> <td>機械</td> <td>造園</td> <td>・ 建築配管作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>機械設備</td> <td>・ 冷凍空気調和機器施工</td> </tr> <tr> <td>9. 設計変更箇所確認</td><td> <p>◎工事監理業務受注者は作成する設計変更箇所一覧表の内容について監督員、工事監理業務受注者とともに定期的に確認すること</p> <p>◎工事しゅん工前に全ての設計変更箇所について、監督員、工事監理業務受注者とともに、書面により確認すること</p> </td></tr> </tbody> </table>	項目	建築工事	電気工事	管工事	空調工事	その他	梁、壁、床スリーフ入れ	○	○	○	○		同上穴埋め補修		○	○	○		スリーフ開口部補強（鉄筋）	○					同上（リブプレン等）	○					床、天井点検口	○					嵌縫機点検口墨出		○	○	○		同上（奥込み及び開口部補強）	○					衛生器具取付のワッフル壁				○		縫縫（組立て）	○					壁、便器等の箱入れ		○	○	○		同上補強	○					耐候性カラリ取り付け	○					空調機器類の基礎工事	○					工事種目	技能検定範囲	技 能 檢 定 作 業	仮設	とび	○ とび作業	鉄筋	鉄筋施工	○ 鉄筋立て作業	コンクリート	コンクリート圧送施工	○ コンクリート圧送工事作業	脚手	脚手施工	○ 型枠工作業	鉄骨	鉄工	・ 構造鉄工事業			・ アスファルト防水工事作業			・ ウレタンシール系塗膜防水工事作業			・ アクリルシール系塗膜防水工事作業			・ 合成ゴムシート防水工事作業			・ 塩化ビニルシート防水工事作業			・ セメント系防水工事作業			・ シリコン系防水工事作業			・ 改質アスファルトエマルジョン防水工事作業			・ 改質アスファルトエマルジョン防水工事作業			・ FPR防水工事作業	防水	防水施工	・ タイル張り			・ 大工仕事作業			○ 内外装板合板作業	タイル		・ かわらしき作業	木	建蔽大工	・ 左右貫作業			・ 木製器具手加工作業			・ 木製器具機械加工上作業	屋根及び土	建蔽板金	・ ピル用サンジ施工作業	金属		・ ガラス工事作業	石膏		・ 建築瓦作業	内装		・ フラッシュ系床仕上げ工事作業			・ カーペット系床仕上げ工事作業			・ 銅製地工事作業			・ ポール仕上げ工事作業			・ ガラス工事作業			・ 表装	配管	配管	・ 木質系床仕上げ工事作業	機械	造園	・ 建築配管作業		機械設備	・ 冷凍空気調和機器施工	9. 設計変更箇所確認	<p>◎工事監理業務受注者は作成する設計変更箇所一覧表の内容について監督員、工事監理業務受注者とともに定期的に確認すること</p> <p>◎工事しゅん工前に全ての設計変更箇所について、監督員、工事監理業務受注者とともに、書面により確認すること</p>
項目	建築工事	電気工事	管工事	空調工事	その他																																																																																																																																																																																											
梁、壁、床スリーフ入れ	○	○	○	○																																																																																																																																																																																												
同上穴埋め補修		○	○	○																																																																																																																																																																																												
スリーフ開口部補強（鉄筋）	○																																																																																																																																																																																															
同上（リブプレン等）	○																																																																																																																																																																																															
床、天井点検口	○																																																																																																																																																																																															
嵌縫機点検口墨出		○	○	○																																																																																																																																																																																												
同上（奥込み及び開口部補強）	○																																																																																																																																																																																															
衛生器具取付のワッフル壁				○																																																																																																																																																																																												
縫縫（組立て）	○																																																																																																																																																																																															
壁、便器等の箱入れ		○	○	○																																																																																																																																																																																												
同上補強	○																																																																																																																																																																																															
耐候性カラリ取り付け	○																																																																																																																																																																																															
空調機器類の基礎工事	○																																																																																																																																																																																															
工事種目	技能検定範囲	技 能 檢 定 作 業																																																																																																																																																																																														
仮設	とび	○ とび作業																																																																																																																																																																																														
鉄筋	鉄筋施工	○ 鉄筋立て作業																																																																																																																																																																																														
コンクリート	コンクリート圧送施工	○ コンクリート圧送工事作業																																																																																																																																																																																														
脚手	脚手施工	○ 型枠工作業																																																																																																																																																																																														
鉄骨	鉄工	・ 構造鉄工事業																																																																																																																																																																																														
		・ アスファルト防水工事作業																																																																																																																																																																																														
		・ ウレタンシール系塗膜防水工事作業																																																																																																																																																																																														
		・ アクリルシール系塗膜防水工事作業																																																																																																																																																																																														
		・ 合成ゴムシート防水工事作業																																																																																																																																																																																														
		・ 塩化ビニルシート防水工事作業																																																																																																																																																																																														
		・ セメント系防水工事作業																																																																																																																																																																																														
		・ シリコン系防水工事作業																																																																																																																																																																																														
		・ 改質アスファルトエマルジョン防水工事作業																																																																																																																																																																																														
		・ 改質アスファルトエマルジョン防水工事作業																																																																																																																																																																																														
		・ FPR防水工事作業																																																																																																																																																																																														
防水	防水施工	・ タイル張り																																																																																																																																																																																														
		・ 大工仕事作業																																																																																																																																																																																														
		○ 内外装板合板作業																																																																																																																																																																																														
タイル		・ かわらしき作業																																																																																																																																																																																														
木	建蔽大工	・ 左右貫作業																																																																																																																																																																																														
		・ 木製器具手加工作業																																																																																																																																																																																														
		・ 木製器具機械加工上作業																																																																																																																																																																																														
屋根及び土	建蔽板金	・ ピル用サンジ施工作業																																																																																																																																																																																														
金属		・ ガラス工事作業																																																																																																																																																																																														
石膏		・ 建築瓦作業																																																																																																																																																																																														
内装		・ フラッシュ系床仕上げ工事作業																																																																																																																																																																																														
		・ カーペット系床仕上げ工事作業																																																																																																																																																																																														
		・ 銅製地工事作業																																																																																																																																																																																														
		・ ポール仕上げ工事作業																																																																																																																																																																																														
		・ ガラス工事作業																																																																																																																																																																																														
		・ 表装																																																																																																																																																																																														
配管	配管	・ 木質系床仕上げ工事作業																																																																																																																																																																																														
機械	造園	・ 建築配管作業																																																																																																																																																																																														
	機械設備	・ 冷凍空気調和機器施工																																																																																																																																																																																														
9. 設計変更箇所確認	<p>◎工事監理業務受注者は作成する設計変更箇所一覧表の内容について監督員、工事監理業務受注者とともに定期的に確認すること</p> <p>◎工事しゅん工前に全ての設計変更箇所について、監督員、工事監理業務受注者とともに、書面により確認すること</p>																																																																																																																																																																																															

項目	特記事項																							
10. 工事検査及び技術検査	<p>◎設計図書（各施工計画書を含む）に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査等を受け、承認を受けて次の工程に進むこと。</p> <p>◎試験等によなければ、確認できない工事（品目）については、試験等計画書（施工計画書に記載）を提出し、監督員の承認を受け試験を行い、その結果を報告・承認を得ること。</p> <p>◎次回により中間検査の対象工事となつた場合は、原則として次の実施回数以上の中間検査を実施するものとする。ただし、工事検査員が認める場合は、一般入札工事に限り、これによらないことができる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>当期請負対象額</th> <th>一般入札工事</th> <th>個人工事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3千万円未満</td> <td>—</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>3千万円以上5千万円未満</td> <td>—</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>5千万円以上1億円未満</td> <td>1回</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>1億円以上</td> <td>1回</td> <td>3回</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 低入札工事とは、低入札価格調査工事の総合基準価格を下回って落札した工事をいう。 一般入札工事とは、低入札工事以外の工事をいう。</p> <p>◎中間検査の実施時期は、当該工事の工程を考慮し施工上の重要な時点で行うものとし、契約締結後速やかに監督員と協議すること。</p> <p>◎中間検査が部分検査と同時になる場合は、中間検査を省略することができる。</p> <p>◎基礎工事を含む工事については、請負対象額にかかわらず、基礎工事完了後、中間検査を実施する。</p> <p>◎外壁改修工事等において、足場が撤去されしゃん工検査時に検査員の現場確認ができないおそれがある場合は、当初請負対象額に関係なく、中間検査の実施について監督員と協議すること。</p> <p>◎電子納品：対象</p> <p>◎提出書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事図（製本部、電子データ2部）（A4・A3・A2・B4紙） ・工事写真（写真帳1部（・着手前・完成写真）、電子データ2部） ・使用材料一覧表（4部（うち3部は竣工写真裏面に貼付）、電子データ2部） ・保全に関する資料 <p>◎完成図は関係図面（データ貢与）を修正して作成すること。 竣工図データは、関係図面（データ貢与）を修正して作成し、PDF形式、SFC形式及びオリジナル形式をCD等に保存する。</p> <p>◎工事写真的電子データは完成写真、着手前、資材、施工状況の順に整理する。 完成写真については、工事目的の状態が、資材、施工状況等については、不可視部分の出来形が写真で的確に確認できること。</p> <p>◎工事写真的撮影は、国土交通省大臣官房官営官営監修「施工工事写真撮影要領」によること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>サイズ</th> </tr> <tr> <td>着手前</td> <td>カラー、手写版又はサービスサイズ</td> </tr> <tr> <td>施工中</td> <td>カラー、手写版又はサービスサイズ</td> </tr> <tr> <td>完成写真</td> <td>カラー、手写版又はサービスサイズ</td> </tr> </thead> </table> <p>◎工事完成撮影は、専門家に（よる・よらない）ものとする。</p> <p>◎受注者は、建築工事を施工する場合、原則として「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づいて調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品（以下「電子納品」という。）すること。</p> <p>◎対象物</p> <p>工事の物的及び検査済材料（支給材料を含む）について付保すること。</p> <p>◎付保除外工事</p> <p>次に掲げる単独工事については、付保を除外できる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 杭打ち基礎工事 (2) コンクリート躯体工事 (3) 屋外耐震工事 (4) その他の状況を判断の上、必要がないと認めた場合（外壁修理工事等） <p>◎付保する時期及び金額</p> <p>鉄筋コンクリート造の場合は躯体工事完了時に、木造及び鉄骨造の場合は基礎工事完了時に、請負金額相当額を付保する。 また、接替替え工事等については、工事着手時に請負金額相当額を付保する。</p> <p>◎保険終了</p> <p>工事完成日に14日を加えた翌日とする。 なお、工事延伸した場合には、保険の期間も延長すること。</p> <p>◎その他</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 建設工事保険に付保した場合は、火災保険に付保したものとみなす。 (2) 付保する時期以降に出来高払いを行う場合は、受注者は保険契約の書類をしを出来高払いの書類に添付すること。 	当期請負対象額	一般入札工事	個人工事	3千万円未満	—	1回	3千万円以上5千万円未満	—	2回	5千万円以上1億円未満	1回	2回	1億円以上	1回	3回	区分	サイズ	着手前	カラー、手写版又はサービスサイズ	施工中	カラー、手写版又はサービスサイズ	完成写真	カラー、手写版又はサービスサイズ
当期請負対象額	一般入札工事	個人工事																						
3千万円未満	—	1回																						
3千万円以上5千万円未満	—	2回																						
5千万円以上1億円未満	1回	2回																						
1億円以上	1回	3回																						
区分	サイズ																							
着手前	カラー、手写版又はサービスサイズ																							
施工中	カラー、手写版又はサービスサイズ																							
完成写真	カラー、手写版又はサービスサイズ																							
12. 火災保険																								

	●工事名 R 4 施工 林業労働安全実技研修施設 徳・南庄 新築工事	●面積番号 B-002	有限会社 佐藤建築企画設計 徳島市幸町1丁目43番地 TEL (088) 625-1759 管理建築士 板東毅 1級建築士登録 333704号
--	--	----------------	--

項目	特記事項				
13. 室内空気中の化学物質の濃度測定	<p>◎建物の用途により以下の物質の室内濃度を測定すること。 学校、ホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・バラジクロロベンゼン・スチレン・エチルベンゼン 学校以外、ホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・スチレン・エチルベンゼン 採取器具は受注者にて用意すること。</p> <table border="1"> <tr> <td>測定対象室</td> <td>測定箇所数</td> </tr> <tr> <td>VR労働災害体験室</td> <td>1</td> </tr> </table> <p>測定は、次のいずれかにより行う。 ・住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく評価方法基準(平成13年 国土交通省告示第1347号)第56-3(3)「「測定の方法」において定められた方法 ・ハッピング型採取機器を用いる方法 ハッピング型採取機器を用いる場合は、次の要領により行う。 (1) 30分間換気 測定対象家のすべての窓及び扉(造り付け家具、押入等の収納部分の扉を含む)を開放し、30分間換気する。 (2) 5時間閉鎖 (1)の後、測定対象室の全ての窓及び扉を5時間閉鎖する。ただし、造り付け家具、押入等の収納部分は開放したままでとする。 (3) 測定 イ. (2)の状態のまま測定する。 □ 测定時間は原則として24時間とする。ただし、工程等の都合により24時間測定を行えない場合は、8時間測定とする。 なお、8時間測定の場合は午後2時～3時が測定時間帯の中央となるよう、10時30分～18時30分までの時間帯で測定する。 ハ 測定回数は1回とし、複数回の測定は不要とする。 ※(1)、(2)、(3)において、換気設備又は空気調和設備は稼働させたままでする。ただし、局所的な換気扇等で常時稼働せないものは停止させたままでする。 (4) 分析 測定対象化学物質を採取したハッピング型採取器を分析機器に送付し、濃度を分析する。 (5) 測定結果の提出 測定後、測定結果を監督員に提出すること。 ◎測定結果が厚生労働省の指針値を超えていた場合は、発散源を特定し、換気等の措置を講じた後、再度測定を行う。 ◎受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の実施を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、デジタル工事写真の小黒板情報電子化対象工事(以下、「対象工事」という)とすることができる。 ◎対象工事は、徳島県GALS/EIホームページ掲載の「デジタル工事写真の小黒板情報電子化の運用について(県土整備部)」に記載された全ての内容を適用することとする。</p>	測定対象室	測定箇所数	VR労働災害体験室	1
測定対象室	測定箇所数				
VR労働災害体験室	1				
14. デジタル工事写真の小黒板情報電子化					

2章 仮設工事	項目	特記事項
1. 敷地の状況確認		<p>◎第1工に先立ち、敷地境界、既存構造物、敷地の高低差、地盤埋設物の確認、近隣建築物及び工作物の現状確認 排水路及び配水管の流束測定の確認並びに敷地周辺の状況確認を行うこと。</p>
2. ベンチマーク		<p>◎設計LZの設定は、BM(北側側溝天端)を土0とし、NGLは(BM+150)mmとする。ただし 監督員の指示により決定する。</p>
3. 足場等		<p>◎仮設機材及び軽年仮設機材の使用については、次の規格又是認定基準(以下「規格等」という。)に適合するものを使用すること。 (1)労働安全衛生法に基づく構造規格 (2)(社) 仮設工業会の認定基準 また、厚生労働省の「経年仮設機材の管理指針」に基づく(社) 仮設工業会の「適用工場制度」による登録工場及び指定工場等の活用に努めるとともに、前記規格等に定めるもの以外の使用に当たってはあらかじめ強度等を確認した書類を監督員に提出し、承認を得ること。</p> <p>◎労働安全衛生法第88条に基づき、労働安全衛生規則別表第7に掲げる機械等(組立から解体までの期間が40日未満を除く)の設置や移動、変更を行う場合は、30日前までに所轄労働基準監督署長に届け出をおこなうこと。 届け出をなった場合は、監督員に報告すること。 届け出不要の場合は、その旨監督員に報告すること。</p> <p>◎労働安全衛生法第88条に基づき、労働安全衛生規則別表第7に掲げる機械等(組立から解体までの期間が40日未満を除く)の設置や移動、変更を行う場合は、使用開始前に當緒課指定の足場チェックリストを用いて点検した後、監督員の確認を受けること。</p> <p>◎受注者は、高さが2m以上の階下での作業を行う場合は、墜落防止に留意し、作業毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。</p> <p>◎外部足場(種類: 組紐式足場、仕様: 2枚布、D=90cm、シート仕様: マジネット) -壁つなぎ間隔(水平方向: 8m以下、鉛直方向: 9m以下) -足場を設置する場合は、原則として「手すり先行工法に関するガイドライン」(2.2.4)の別紙1「手すり先行工法による足場の組み立てに関する基準」の2(2) 手すり設置方式により行うこと。 ただし監督員の承諾を得た場合は、(3)手すり先行専用足場方式により行うことができる。</p> <p>◎内部足場(種類: 梁組足場・脚立足場) -壁つなぎ間隔(水平方向: 8m以下、鉛直方向: 9m以下)</p> <p>◎仮囲いを設置する場合は、設置後に「當緒課発注現場安全再確認シート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。</p> <p>◎仮囲い(仕様: ガードカン、H=1.8m、L=39m)(図示)</p> <p>◎ゲート(右) 無、仕様: カミゲート)</p> <p>◎足場等の設置業者は、別契約の関係受注者に無償で使用されること、また安全管理も実施すること。</p> <p>◎足場等を無償で使用する業者は、設置業者の指示に従うこと。</p> <p>◎受注者は、つり足場(ゴンドラのつり足場を除く。)、張出し足場又は高さが5メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業において、材料、器具、工具等を上げ、又はおろすときは、つり網、つり袋等を労働者に使用させなければならない。また、作業主任者を選任し、その氏名、職務を提示すること。</p> <p>◎その他</p> <p>◎監督員事務所は(設ける面積 n²程度) (設けない)</p>
4. 監督員事務所		
5. 工事用用水、電力等		<p>◎既存電力利用(出来る) 出来ない)、電力料金(有償)、無償) ただし、施設管理者と協議すること。</p> <p>◎既存用水利用(出来る) 出来ない)、用水料金(有償)、無償) ただし、施設管理者と協議すること。</p>

項目	特記事項
6. 工事車両用駐車場 資材置場 現場事務所用地等	<p>◎同用地は、(図示の場所)用意していないので業者にて設けること。 ただし、施設管理者と協議すること。</p> <p>◎借地借家料 円</p>
7. 仮設トイレの洋式化	<p>◎受注者は、当初購入対象金額(設計金額)5千円未満の工事において、仮設トイレを設置する場合、原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ(快適トイレ)」を設置しなければならない。 ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。</p> <p>◎受注者は、5千円以上の工事において仮設トイレを設置する場合、原則として「快適トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ(快適トイレ)」を設置しなければならない。 ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。</p> <p>◎受注者は、仮設トイレを設置した場合、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。</p>
	<p>○洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化したトイレのこと。 ○快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策、施設の強化などが実施された、女性が使いやすい仮設トイレのこと。</p>

●工事名 R 4 施工 林業労働安全実技研修施設 徳・南庄 新築工事	●面積番号 B-003	有限会社 佐藤建築企画設計 徳島市幸町1丁目43番地 TEL (088) 625-1759 管理建築士 板東毅 1級建築士登録 333704号
●面積名 特記仕様書 (3)	●縮尺 NON	

3章 土工事

項目	特記事項
1. 横切り	<p>◎周辺の状況、土質、地下水の状態等にした工法を採用し、工事中の異常沈下、法面の滑動、その他による災害が発生しないよう、災害防止必要な措置をすること。</p> <p>◎敷地内に埋設が予想される設備配管類等について十分調査し、支障がないようにすること。</p> <p>◎横切り底は、地盤をかく乱しないよう、手作業(深さ30cm程度)とするか、パケットに特殊アッチャメントを取りつけた機械掘りとする。なお、かく乱した場合は、自然地盤と同等以上の強度となるように適切な処理を定め、監督職員の承諾を受ける。</p>
2. 排水	<p>◎工事に支障を及ぼす雨水、わき水等は、適正な排水溝、集水ます等を設置し、支障がないようにすること。</p>
3. 埋め戻し及び盛土	<p>◎使用土は A種 (B種) C種 (D種) とし、機器により締め固める。</p> <p>◎建設発生土を搬入する場合には、土壤検査結果を添付するものとし、「徳島県生活環境保全条例」の土壤基準に適合しないものについては、搬入することができない。</p> <p>ただし、次の場合は検査結果の添付が必要はない。</p> <p>(1) 公共工事専用利用の場合は、監督員相互で同意がされた場合</p> <p>(2) 購入元(切り込み石、砂、真砂土等)である場合は</p> <p>◎余盛りは、土質に応じ監督員と協議の上、余盛り高さを決定すること。</p> <p>◎六箇クロム溶出試験を行 (行わない)。</p> <p>行った場合、土壤環境基準以下であることを確認すると共に、試験結果(計量証明書)を監督員に提出するものとする。</p> <p>六箇クロム溶出試験は、「セメント及びセメント系固化材の地盤改良への使用及び改良土の再利用に関する指針の位置」(平成12年3月1日)「六箇クロム溶出試験実施要領(案)」により実施する。</p> <p>土質条件、施工条件等により試験方法、検体数に変更が生じた場合、試験の結果、六箇クロムの溶出量が土壤環境基準を超えた場合は、監督員と協議するものとする。</p>
4. 地均し	<p>◎建物の周囲、幅広程度を、水はけよく地均しを行う。</p> <p>◎地均しは、均しを行う地表面の不陸を修正し、草木の除去及び清掃をして、一様にかき均した後、仕上げ面も一様に均し起こしして、良質土をまきかけ、歩行に耐えうる程度に締め固める。</p>
5. 建設発生土の処理	<p>◎場内敷き均しとする。</p>

4章 地盤工事

項目	特記事項																
1. 一般事項	<p>◎排水、排土等は産業廃棄物に該当するため、関係法令に基づき適正に処理すること。</p>																
2. 砂利・砂・割り石及び 接コンクリート地盤等	<p>◎材料は、市場品とする。</p> <p>◎砂利及び砂利地盤</p> <ul style="list-style-type: none"> ・砂利は、(切込砂利) 切込碎石 (再生クラッシャラン) とする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>使用部位</th> <th>厚さ</th> <th>粒度範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>切込砂利</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>切込碎石</td> <td>基礎下、5%下</td> <td>150</td> <td>C-40</td> </tr> <tr> <td>再生クラッシャラン</td> <td>舗装下、その他</td> <td>100, 120, 150</td> <td>RC-40</td> </tr> </tbody> </table> <p>・締固めは、ランマー3回突き、振動コンクリター2回締め又は振動ローラー締めとする。締固めによる凹凸は目視し砂利で上均しをする。</p> <p>・厚さが300mmを越える場合は、300mmごとに締固めを行う。</p> <p>◎締め固め機械の選定に当たっては、地質の状況を検討し監督員の承諾を得ること。</p> <p>◎接コンクリートは、無筋コンクリート(スラブ15cm、設計基準強度18N/mm²)とし、厚さは 50mmとする。</p> <p>◎床下防湿層は、ポリエチレンフィルム厚さ0.15mm以上、重ね合せ及び基礎梁際ののみ込みは250mm、断熱材ある場合ののみ込みは400mm以上とする。</p> <p>◎防湿層の位置は、土間(ラブ)の直下とする。ただし、断熱材がある場合は、断熱材の直下とする。</p>	種別	使用部位	厚さ	粒度範囲	切込砂利				切込碎石	基礎下、5%下	150	C-40	再生クラッシャラン	舗装下、その他	100, 120, 150	RC-40
種別	使用部位	厚さ	粒度範囲														
切込砂利																	
切込碎石	基礎下、5%下	150	C-40														
再生クラッシャラン	舗装下、その他	100, 120, 150	RC-40														

5章 鉄筋工事

項目	特記事項																				
1. 材料	<table border="1"> <thead> <tr> <th>規格番号</th> <th>規格名称</th> <th>種類の記号</th> <th>径(mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>JIS G 3112</td> <td>鉄筋コンクリート用棒鋼</td> <td>SD295</td> <td>D10, 13, 16</td> </tr> <tr> <td>JIS G 3112</td> <td>鉄筋コンクリート用棒鋼</td> <td>SD345</td> <td>D19</td> </tr> <tr> <td>-</td> <td>建築基準法の規定に基づき認定を受けた鉄筋</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>JIS G 3551</td> <td>溶接金網及び鉄筋格子</td> <td>網目の形状、寸法: 径:</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	規格番号	規格名称	種類の記号	径(mm)	JIS G 3112	鉄筋コンクリート用棒鋼	SD295	D10, 13, 16	JIS G 3112	鉄筋コンクリート用棒鋼	SD345	D19	-	建築基準法の規定に基づき認定を受けた鉄筋	-	-	JIS G 3551	溶接金網及び鉄筋格子	網目の形状、寸法: 径:	-
規格番号	規格名称	種類の記号	径(mm)																		
JIS G 3112	鉄筋コンクリート用棒鋼	SD295	D10, 13, 16																		
JIS G 3112	鉄筋コンクリート用棒鋼	SD345	D19																		
-	建築基準法の規定に基づき認定を受けた鉄筋	-	-																		
JIS G 3551	溶接金網及び鉄筋格子	網目の形状、寸法: 径:	-																		
2. 材料試験	<p>◎材料試験は行わない。 ただし、規格証明書を提出し、監督員の承諾を得ること。</p>																				
3. 鉄筋の締手及び定着	<p>◎鉄筋の締手は (重ね締手) ガス圧接締手 ・ 機械式締手 ・ 溶接締手)とする。</p> <p>◎鉄筋の締手の位置は図示による。</p> <p>◎結束線の端部は内側に折り曲げる。</p> <p>◎スラブのスペーサーは銅製を原則とし、他の箇所についても材種等について監督員の承諾を得ること。また、銅製のスペーサーは、壁間に接する部分に防錆処理を行ったものとする。</p> <p>ただし、地盤を有しない南土間に除く。</p> <p>◎鉄筋の90°未満の折曲げの内法直徑は図示による。</p> <p>◎鉄筋の定着方法及び長さは図示による。</p>																				
4. 鉄筋のかぶり厚さ及び間隔	<p>◎柱、梁の鉄筋の加工に用いるかぶり厚さは、標示表5.3.6の数値に10mmを加えた数値を標準とする。</p> <p>◎目地がある場合のかぶりは、目地底からの寸法とする。</p>																				
5. 帯筋	<p>◎各部の配筋は、図示による。図示されていない場合は、標示参考図【1節—基礎及び基礎梁の配筋】～【第1梁貫通孔その他配筋】による。</p>																				
6. 梁貫通孔補強	<p>◎形の種別は構造図による。</p>																				
7. 配筋検査	<p>◎補強形式 鉄筋コンクリート構造配筋基準団による。</p> <p>◎梁貫通孔補強に建設技術評議規定に基づく評価品を使用する場合は、それぞれの部分についてメーカーの構造計算書を提出し、監督員の承諾を得ること。</p> <p>◎主要な配筋は、コンクリート打込みに先立ち、種類、径、数量、かぶり、間隔、位置等について、監督員の検査を受ける。</p>																				

6章 コンクリート工事

項目	特記事項																													
1. 一般事項	<p>◎コンクリートの種別</p> <ul style="list-style-type: none"> ・I種(JIS A 5308への適合を認証されたコンクリート) ・II種(JIS A 5308への適合したコンクリート) <p>◎設計基準強度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>コンクリートの種類</th> <th>設計基準強度 f_c (N/mm²)</th> <th>頭管音速 f_{sv} (N/mm²)</th> <th>スランプ (cm)</th> <th>強度試験の有無</th> <th>種別</th> <th>充填単位容積質量 (t/m³)</th> <th>適用箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通</td> <td>21</td> <td>24</td> <td>15</td> <td>有</td> <td>I種</td> <td>2, 1~2, 5 基盤・躯体 屋外</td> </tr> <tr> <td>普通</td> <td>21</td> <td>24</td> <td>15</td> <td>有</td> <td>I種</td> <td>2, 1~2, 5 土間(ラブ)・コンクリート 屋内</td> </tr> <tr> <td>普通</td> <td>18</td> <td>18</td> <td>15</td> <td>無</td> <td>I種</td> <td>2, 1~2, 5 屋内</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎構造体コンクリートの管理強度は、設計基準強度 (f_c) に構造体強度補正率 (S) を加えた値とする。なお、構造体強度補正率 (S) は、標示 表6.2.3によりセメントの種類及びコンクリートの打込みから材貯28日までの予想平均気温に応じて定まる。</p> <p>◎コンクリートの強度試験</p> <p>コンクリートの強度試験については、次のとおり取扱うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第4強度試験 原則、第3者機関にて、主任技術者は現場代理人会いの上、行うこと。 ただし、第3者機関以外で行われ場合は、立ち会い者を定め、監督員の承認を受け、行うこととする。 なお、試験機関を選定した際には、すみやかに監督員に報告すること。 	コンクリートの種類	設計基準強度 f_c (N/mm ²)	頭管音速 f_{sv} (N/mm ²)	スランプ (cm)	強度試験の有無	種別	充填単位容積質量 (t/m ³)	適用箇所	普通	21	24	15	有	I種	2, 1~2, 5 基盤・躯体 屋外	普通	21	24	15	有	I種	2, 1~2, 5 土間(ラブ)・コンクリート 屋内	普通	18	18	15	無	I種	2, 1~2, 5 屋内
コンクリートの種類	設計基準強度 f_c (N/mm ²)	頭管音速 f_{sv} (N/mm ²)	スランプ (cm)	強度試験の有無	種別	充填単位容積質量 (t/m ³)	適用箇所																							
普通	21	24	15	有	I種	2, 1~2, 5 基盤・躯体 屋外																								
普通	21	24	15	有	I種	2, 1~2, 5 土間(ラブ)・コンクリート 屋内																								
普通	18	18	15	無	I種	2, 1~2, 5 屋内																								
2. コンクリートの仕上がり	<p>◎コンクリート部材の位置及び新面寸法の許容値は、標示 表6.2.3による。</p> <p>◎合板せき板を用いる放打し上げの種別は(A B C)種とする。</p> <p>◎コンクリートの仕上がりの平らなさんは標示 表6.2.5による。</p>																													
3. 普通コンクリート	<p>◎セメントの種類は、(普通ポルトランドセメント) 混合セメントA種・高炉セメントB種・フライッシュセメントC種とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高炉セメントB種適用箇所() ・フライッシュセメントB種適用箇所() <p>◎骨材は、標示6.3.1(2)による。</p> <p>◎細骨材としてフェロニッケルラグ使用ができる (できない)。</p> <p>◎細骨材に含まれる塩化物量は、NaCl換算で0.04%以下とする。</p> <p>◎コンクリート中の塩化物量は、0.3kg/m³以下とし、試験方法は標示6.5.4による。</p> <p>◎試験は(行う・行わない)。</p> <p>◎所要空気量は4.5%±1.5%とする。</p> <p>◎受注者は、コンクリートの使用にあたってアルカリ骨材反応を抑制するため、次の3つの対策の中のいずれかについて確認をとらなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) コンクリート中のアルカリの抑制 アルカリ量を表示されたアルカリトンドメント等を使用し、コンクリート1m³に含まれるアルカリ总量を0.06kgまで0.0kg以下とする。 (2) 抑制効果のある混合セメント等の使用 JIS R 521[高炉セメントに適合する高炉セメント [B種またはC種] あるいはJIS R 5213[フライッシュセメント]に適合するフライッシュセメント [C種またはD種]]もしくは耐候性骨材ボルトランドセメントに混入した結果アルカリ骨材反応抑制効果の確認されたものを使用する。 (3) 安全に認められる骨材の使用 骨材のアルカリシリカ反応性試験(化学法またはモルタル法)の結果で無害と確認された骨材を使用する。 試験方法は、JIS A 1145骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(化学法)またはJIS A 5308(レティミクストコンクリート)の付属書7「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(化学法)」、JIS A 1146骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(モルタル法)またはJIS A 5308(レティミクストコンクリート)の付属書8「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(モルタル法)」による。 <p>◎混和材料を使用する場合の種類は標示6.3.1(4)によることとし、監督員の承認を受けること。</p>																													
4. 打継ぎの位置 ひび割れ発見目地 打継ぎ目地	<p>◎打継ぎの位置</p> <p>梁及びラブ (-スパン) の中央又は端から1/4付近 柱及び壁 (-スラブ) 柱又は基礎の上端 (表示による)</p> <p>◎コンクリートの打継ぎ目地の寸法は、標示 7.3 (目地寸法) (I) (ア) による。</p> <p>◎ひび割れ発見目地の位置 (表示による) .</p>																													

項目		特記事項																																								
4. レディミクストコンクリート 工場の指定		◎工事開始に先立ち、工場を選定し、監督機員の承諾を受ける。																																								
5. 型枠		◎型枠は、(県産木製型枠・合板・金属製・樹脂系・打込み型枠・ブロック)とする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>型枠の種別</th> <th>仕上げ種別</th> <th>塗装の有無</th> <th>材質</th> <th>厚さ</th> <th>適用箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県産木製型枠</td> <td>一</td> <td>なし</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>6.8.2 (2) (ア)</td> <td>A種</td> <td>あり</td> <td>合板</td> <td>12</td> <td>壁面(内外打放し仕上部)</td> </tr> <tr> <td>6.8.2 (2) (イ)</td> <td></td> <td>なし</td> <td>合板</td> <td>12</td> <td>基礎(地中部)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					型枠の種別	仕上げ種別	塗装の有無	材質	厚さ	適用箇所	県産木製型枠	一	なし				6.8.2 (2) (ア)	A種	あり	合板	12	壁面(内外打放し仕上部)	6.8.2 (2) (イ)		なし	合板	12	基礎(地中部)												
型枠の種別	仕上げ種別	塗装の有無	材質	厚さ	適用箇所																																					
県産木製型枠	一	なし																																								
6.8.2 (2) (ア)	A種	あり	合板	12	壁面(内外打放し仕上部)																																					
6.8.2 (2) (イ)		なし	合板	12	基礎(地中部)																																					
		◎スリーブの材種(塗装 : VU)																																								
		◎打ち放し仕上げの打ち増し厚さは(20) mmとし、打ち増しの範囲は図示による。																																								
		◎打ち放し仕上げのコーンは原則Pコンとする。また脱型後の穴埋めは、樹脂モルタルにより打ち放し面より2mm程度引める。																																								
6. 基中コンクリート		◎適用(する ・しない)。																																								
		◎適用期間 :																																								
		◎強度管理の材時は、() 日とする。																																								
7. 無筋コンクリート		◎初期養生を行う期間は、コンクリートの圧縮強度が5N/mm ² に達するまでとする。																																								
		◎無筋コンクリートは、次の場合に適用する。 ・振コンクリート ・補強筋を必要としないコンクリート																																								
		◎設計基準強度(18) N/mm ² 、スランプ(15) cm																																								
		◎適用箇所: 捨てコンクリート(図示による)																																								
9章 防水工事																																										
項目		特記事項																																								
1. シーリング		◎シーリング材は、JIS A 5750の規格品とする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>シーリング材の種類</th> <th>施工箇所</th> <th>目地寸法</th> <th>接着性試験(引張、簡易)</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <th>記号</th> <th>主成分及び硬化機構による区分</th> <th>幅</th> <th>深さ</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>MS-2</td> <td>変成シリコン系</td> <td>カッティング</td> <td>20</td> <td>10以上 簡易</td> <td></td> </tr> <tr> <td>PS-2</td> <td>シリコングリセリン系</td> <td>打継目地</td> <td>20</td> <td>10以上 簡易</td> <td></td> </tr> <tr> <td>PS-2</td> <td>シリコングリセリン系</td> <td>ひび割れ誘発目地</td> <td>20</td> <td>10以上 簡易</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					シーリング材の種類	施工箇所	目地寸法	接着性試験(引張、簡易)	備考	記号	主成分及び硬化機構による区分	幅	深さ		MS-2	変成シリコン系	カッティング	20	10以上 簡易		PS-2	シリコングリセリン系	打継目地	20	10以上 簡易		PS-2	シリコングリセリン系	ひび割れ誘発目地	20	10以上 簡易									
シーリング材の種類	施工箇所	目地寸法	接着性試験(引張、簡易)	備考																																						
記号	主成分及び硬化機構による区分	幅	深さ																																							
MS-2	変成シリコン系	カッティング	20	10以上 簡易																																						
PS-2	シリコングリセリン系	打継目地	20	10以上 簡易																																						
PS-2	シリコングリセリン系	ひび割れ誘発目地	20	10以上 簡易																																						
		ただし、接着性試験は、同じ材料の組合せで実施した試験結果がある場合は、監督機員の承諾を受けて試験を省略することができる。																																								
		◎シーリング面への仕上塗材仕上げ等を(行う ・ 行わない)。																																								

12章 木工事		特記事項																																																					
項目	特記事項																																																						
1. 一般事項	◎工事現場搬入時の含水率は(A B)種とする。 ◎木材の品質 ・保存処理木材は、日本農林規格に規定する保存処理の区分のうち、K2からK4までの保存処理(JIS K 1570)、(木材保存剤)に規定する木材保存剤(ただし、クリオソート油は有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律(昭和45年法律第12号)に適合したものとする)、これと同等の薬剤を用いたK2からK4までの薬剤の浸透度及び吸収量を確保する工場処理その他これと同等の性能を有する処理を含む。)が施されているものは認証木材材(A0マーク表示)として認定された保存処理材を使用するものとする。 ・樹種及び等級																																																						
2. 製材	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施工箇所</th> <th>樹種</th> <th>寸法</th> <th>材料の等級</th> <th>形状</th> <th>表面の仕上げ</th> <th>含水率</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>柱、土台、まぐさ</td> <td>杉</td> <td>図示</td> <td>特一等</td> <td>図示</td> <td>A-B-C</td> <td>15%以下</td> <td>県産材</td> </tr> <tr> <td>梁</td> <td>杉</td> <td>図示</td> <td>特一等</td> <td>図示</td> <td>A-B-C</td> <td>15%以下</td> <td>県産材</td> </tr> <tr> <td>下地材</td> <td>檜</td> <td>図示</td> <td>特一等</td> <td>図示</td> <td>—</td> <td>15%以下</td> <td>県産材</td> </tr> <tr> <td>外壁</td> <td>杉</td> <td>図示</td> <td>上小節</td> <td>図示</td> <td>A-B-C</td> <td>15%以下</td> <td>県産材</td> </tr> <tr> <td>内壁</td> <td>杉</td> <td>図示</td> <td>上小節</td> <td>図示</td> <td>A-B-C</td> <td>15%以下</td> <td>県産材</td> </tr> </tbody> </table>	施工箇所	樹種	寸法	材料の等級	形状	表面の仕上げ	含水率	備考	柱、土台、まぐさ	杉	図示	特一等	図示	A-B-C	15%以下	県産材	梁	杉	図示	特一等	図示	A-B-C	15%以下	県産材	下地材	檜	図示	特一等	図示	—	15%以下	県産材	外壁	杉	図示	上小節	図示	A-B-C	15%以下	県産材	内壁	杉	図示	上小節	図示	A-B-C	15%以下	県産材						
施工箇所	樹種	寸法	材料の等級	形状	表面の仕上げ	含水率	備考																																																
柱、土台、まぐさ	杉	図示	特一等	図示	A-B-C	15%以下	県産材																																																
梁	杉	図示	特一等	図示	A-B-C	15%以下	県産材																																																
下地材	檜	図示	特一等	図示	—	15%以下	県産材																																																
外壁	杉	図示	上小節	図示	A-B-C	15%以下	県産材																																																
内壁	杉	図示	上小節	図示	A-B-C	15%以下	県産材																																																
3. 床張り用合板等	◎ホルムアルデヒドの発散量は、F☆☆☆☆とする。 ただし、正当な理由により構造が困難である場合等、ホルムアルデヒドの発散量が、F☆☆☆☆の床張り合板等を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。																																																						
4. 諸金物	◎下地材及び造作材の釘は、JIS A 5508の規格品とする。 ◎木ねじはJIS B 1112(十字穴付木ねじ)又はJIS B 1135の規格品とする。 ◎かずがい、座金、箱金物、短くさ金物等は図示により、図示のもの以外は標仕によるが、補助として、日本建築学会建築工事標準仕様書を適用する。																																																						
5. 防腐・防蟻処理	◎本体工事(研修棟)における土台は床面より1.2mほど高い位置で屋外露出となるため 防腐・防蟻処理は不要とする ◎外構工事の柱材は保存処理木材を使用することとする																																																						
6. 工法	◎木材の防腐・防蟻処理工場において(加压処理法)、(抽気処理法)、(漂液処理法)により行い、十分乾燥した後に現場へ搬入すること。 ただし、現場における加工が生じた場合には、加工した箇所に対し、現場にて木材保存剤を塗布することとする。 また、工場で処理した木材を使用する場合は、次によること。 ①木材の「日本木材規格」の保存処理の性能区分ならK4までの区分によるものを使用する。 ②JIS A 9108(土木用加压式防腐處理木材)によるものを使用する。 ③人体への安全性及び環境への影響について配慮され、かつ、JIS K 1570(木材保存剤)又は日本木材保存協会規格による加压注入用木材防腐薬を用いて、JIS A 9002(木材の加压式保存処理方法)による加压式保存処理を行ったものを使用する。 ④防腐・防蟻に有効な薬剤が混入された接着剤を使用する場合等は、特記による。 ⑤認証木材材(A0マーク表示)として認定された保存処理材を使用する。 ◎木材保存(防腐・防蟻処理)剤は監督員の承諾するものとする。																																																						
7. 接着剤	◎接着、仕口、取付け方法等は図示により、図示のもの以外は標仕によるが、補助として日本建築学会建築工事標準仕様書を適用する。 ◎ホルムアルデヒド水溶液を用いた建具用dn粉系接着剤、ユリア樹脂等(ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾンソール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤)を用いた接着剤のホルムアルデヒドの発散量は、F☆☆☆☆とする。 ただし、正当な理由により構造が困難である場合等、ホルムアルデヒドの発散量が、F☆☆☆☆の接着剤を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。																																																						

13章 屋根及びとい工事		特記事項																	
項目	特記事項																		
1. 一般事項	◎屋根葺き材、緊結金物については、下地も含め安全性を確認し、監督員の承諾を得ること。 ◎標準仕様書以外の工法は、専門業者の仕様による。																		
2. 長尺金属板葺き	◎建築基準法に基づき定められた区分等 基準風速 Vc=(36) m/s 地表面高さ区分 (I - II - III - IV) 積雪区分 建設省告示第1455号 別表(30cm)																		
3. とい	◎屋根葺き形式 ・樹蓋(心木なし) ・平葺(一文字葺き)、ひし形葺き)																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施工箇所</th> <th>種類 (JIS規格 名稱)</th> <th>JIS 規格番号</th> <th>鋼板の 厚さ (mm)</th> <th>わきぎ 材の 耐久性 等級</th> <th>下地材</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>屋根</td> <td>塗装かんらん鋼板(2.5mm追加かんらん鋼板)、屋根用</td> <td>JIS G 3322</td> <td>0.4</td> <td>AZ150</td> <td>ガルフロ</td> </tr> </tbody> </table>	施工箇所	種類 (JIS規格 名稱)	JIS 規格番号	鋼板の 厚さ (mm)	わきぎ 材の 耐久性 等級	下地材	屋根	塗装かんらん鋼板(2.5mm追加かんらん鋼板)、屋根用	JIS G 3322	0.4	AZ150	ガルフロ						
施工箇所	種類 (JIS規格 名稱)	JIS 規格番号	鋼板の 厚さ (mm)	わきぎ 材の 耐久性 等級	下地材														
屋根	塗装かんらん鋼板(2.5mm追加かんらん鋼板)、屋根用	JIS G 3322	0.4	AZ150	ガルフロ														
	◎指定のない付属材は、屋根葺工法に応じた専門工事業者の仕様による。																		
	◎建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重に対応した固定金具の間隔、固定方法等を施工計画書として提出する。																		
	◎とい受物 材種(けいり) 形状(市販品) 取付間隔(1.2m程度)																		
	◎材種(硬質ポリ塩化ビニル管) 径(75)																		
	◎防腐の施工箇所は図示により、図示のもの以外は標仕13.5.3(d)による。ロックウール又はグラスウール保温材のホルムアルデヒドの発散量は、F☆☆☆☆とする。 ただし、正当な理由により構造が困難である場合等、ホルムアルデヒドの発散量が、F☆☆☆☆のロックウール又はグラスウール保温材を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。																		
	◎鋼管製とい防露巻きは、図示による。それ以外の場合は、標仕表13.5.4により行う。																		
	◎硬質塩化ビニル雨どいの1本の長さは、10m以内とし、伸縮に対応する工法を選択すること。																		
	◎ルーフドレンの種別()																		
	◎ルーフドレンの製造所: 評価名簿による																		
	◎ルーフドレン及び通水試験を行う。																		
	◎さがり止めは図面により、図示のもの以外は標仕13.5.3(i) (エ) 又は13.5.3(s) (イ)による。																		

●工事名	R 4 施工 林業労働安全実技研修施設 徳・南庄 新築工事	●面積番号	B-005	有限公司 佐藤建築企画設計 徳島市幸町1丁目43番地 TEL (088) 625-1759
●面積名	特記仕様書 (5)	●縮尺	NON	管理建築士 板東毅 1級建築士登録 333704号

14章 金属工事

項目		特記事項																	
1. 一般事項		<p>◎製品の取付に当たっては、受符の有無並びにアンカーの長さ、径及び本数等について、十分耐力のある工法を選択し、監督員の承諾を得ること。</p> <p>◎あと施工アンカーの引抜き耐力の確認試験を(行う・<u>行わない</u>)。確認強度は、()KNとする。</p>																	
2. 天井点検口		<table border="1"> <thead> <tr> <th>材種</th><th>寸法</th><th>形式</th><th>外枠</th><th>内枠</th><th></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7mm製</td><td>600x600</td><td>一般形</td><td>屋内用</td><td>7mm</td><td>7mm</td></tr> </tbody> </table> <p>◎製作所：評価名簿による。</p>						材種	寸法	形式	外枠	内枠		7mm製	600x600	一般形	屋内用	7mm	7mm
材種	寸法	形式	外枠	内枠															
7mm製	600x600	一般形	屋内用	7mm	7mm														

15章 左官工事

項目		特記事項																												
1. 一般事項		<p>◎下地調整に用いる吸水調整材の使用方法は、製造所の仕様による。</p> <p>◎コンクリート等面の下地及び各塗り層は、清掃のうえ適度の水湿しを行って、次の層の塗り方にかかる。</p>																												
2. モルタル塗り		<p>◎モルタルは(現場調合材料 <u>既配合材料</u>)</p> <p>◎下地、塗り面等の浮いている部分は、直ちに補修する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用箇所</th><th>仕上の種類</th><th>目地の材質</th><th>防水の有無</th><th>備考</th><th></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>足洗い場</td><td>珪弾</td><td>なし</td><td>有り</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>◎防水剤の製造所：評価名簿による。</p> <p>◎防水モルタルに用いる防水剤の使用方法は、製造所の仕様による。</p> <p>◎粉塗り厚が25mm以上となる場合は、はく落防止工法とすること。</p>					使用箇所	仕上の種類	目地の材質	防水の有無	備考		足洗い場	珪弾	なし	有り														
使用箇所	仕上の種類	目地の材質	防水の有無	備考																										
足洗い場	珪弾	なし	有り																											
3. 床コンクリート直均し 仕上げ		<p>◎施工箇所(屋内及び、犬走、外構土間)</p>																												

16章 建具工事

項目		特記事項																																
1. 一般事項		<p>◎外部に面する建具は、建築基準法施行令及び「扉根・さみ材、外装材及び屋外に面する帳望の基準(昭和46年建設省告示第109号)」に基づき、安全性を確認すること。</p> <p>◎防犯の判定は建具表による。</p> <p>◎建見本の製作及び特殊な建具の仮組は、建具表による。</p> <p>◎防犯建物部品の使用は、建具表による。</p>																																
2. アルミニウム製建具		<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th><th>耐風性</th><th>気密性</th><th>水密性</th><th>枠の見込寸法</th><th>使用箇所</th><th>表面処理</th><th></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>D種</td><td>S-2</td><td>A-3</td><td>W-3</td><td>70</td><td>外・裏面</td><td>標準色</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>◎結露水の処理方法は図示による。</p> <p>◎防虫網の材質(ステンレス製(SUS316)・ガラス繊維入り合成樹脂製 <u>合成樹脂製</u>)</p> <p>◎防鳥網の材質は、ステンレス(SUS304)材、縫径1.5mm、ピッチ15mmとする。</p> <p>◎製作所：評価名簿による。</p> <p>◎建具には製作業者名を表示すること。</p>					種別	耐風性	気密性	水密性	枠の見込寸法	使用箇所	表面処理		D種	S-2	A-3	W-3	70	外・裏面	標準色													
種別	耐風性	気密性	水密性	枠の見込寸法	使用箇所	表面処理																												
D種	S-2	A-3	W-3	70	外・裏面	標準色																												
3. 木製建具		<p>◎建具材の含水率の種別は、(A・B・C)種とする。</p> <p>◎見込み寸法は、(40)mmとする。</p> <p>◎フラッシュ戸の表面材の合板の品質について、ホルムアルデヒドの発数量は、F☆☆☆☆とする。 ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの発数量が、F☆☆☆☆のフラッシュ戸を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。 その他は、標仕16.7.2(2)(3)(b)(c)による。</p> <p>◎表面板の厚さは、()mmとする。</p> <p>◎かまち戸のかまち及び鏡板の材種は、()とする。</p> <p>◎ふすまの上張りは、(鳥の子・新島の子・ビニル紙)とする。</p> <p>◎ふすまの縫の仕上げは、(塗り縫・生地縫(素地)・生地縫(ウレタンクリア塗装))とする。</p> <p>◎枠及びくぼりの材料は(楠)とする。</p> <p>◎建物内部の木製建具に使用するホルムアルデヒド水溶液を用いた透作用、壁紙施工用及び建具用でん粉系接着剤のホルムアルデヒドの発数量は、F☆☆☆☆とする。 ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの発数量が、F☆☆☆☆のでん粉系接着剤を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。</p>																																
4. 建具用金物		<p>◎金物の種類及び見え掛り部の材質は、標仕表16.8.1による。</p> <p>◎金屬建具に使用する丁番は標仕表16.8.2による。</p> <p>◎既製又はそれに準ずる建具の建具金物は、建具製作所の仕様による。</p> <p>◎樹脂建具に使用する丁番は標仕表16.8.3による。</p> <p>◎握り玉及びバーンド(押板類、クレセント等)の取付け位置は図示による。</p> <p>◎木製建具に使用する丁番は標仕表16.8.4による。</p> <p>◎木製建具に使用する戸車又はビールは標仕16.8.5による。</p> <p>◎マスターキーは、製作する(3 組)、その他の鍵の製作本数は(3 組)</p>																																
5. 軽量シャッター		<table border="1"> <thead> <tr> <th>設置場所</th><th>屋内研磨場</th><th></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>強度</td><td>耐風圧強度 800 N / m²</td><td></td></tr> <tr> <td>開閉装置</td><td>(上部電動式(手動併用))・手動式</td><td></td></tr> <tr> <td>安全装置</td><td>急降下停止装置、障害物検知装置</td><td></td></tr> <tr> <td>スラット仕様</td><td>スチール製 t0.8</td><td></td></tr> <tr> <td>シャッターケース仕様</td><td>スチール製 t0.8</td><td></td></tr> <tr> <td>ガイドレール仕様</td><td>スチール製</td><td></td></tr> <tr> <td>中柱の種盛</td><td>無し</td><td></td></tr> <tr> <td>床板</td><td>アルミ製</td><td></td></tr> </tbody> </table>						設置場所	屋内研磨場		強度	耐風圧強度 800 N / m ²		開閉装置	(上部電動式(手動併用))・手動式		安全装置	急降下停止装置、障害物検知装置		スラット仕様	スチール製 t0.8		シャッターケース仕様	スチール製 t0.8		ガイドレール仕様	スチール製		中柱の種盛	無し		床板	アルミ製	
設置場所	屋内研磨場																																	
強度	耐風圧強度 800 N / m ²																																	
開閉装置	(上部電動式(手動併用))・手動式																																	
安全装置	急降下停止装置、障害物検知装置																																	
スラット仕様	スチール製 t0.8																																	
シャッターケース仕様	スチール製 t0.8																																	
ガイドレール仕様	スチール製																																	
中柱の種盛	無し																																	
床板	アルミ製																																	
		<p>◎製作所：評価名簿による。</p>																																

18章 塗装工事

項目		特記事項																	
1. 一般事項		<p>◎防火材料又は建築基準法に基づく指定又は認定を受けたものとする。</p> <p>◎塗料はホルマリン不燃出のもの及び有機溶剤の含有量が少ないものとする。</p> <p>◎ユリア樹脂等(ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤)を用いた塗料のホルムアルデヒドの発数量は、F☆☆☆☆とする。 ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの発数量が、F☆☆☆☆の塗料を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。</p>																	
2. 合成樹脂エマルションペイント塗料(EP)		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>種別</th><th>素地ごしらえ</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>珪藻アルカリ板</td><td>B種</td><td>B種</td><td>軒天</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>						区分	種別	素地ごしらえ	備考	珪藻アルカリ板	B種	B種	軒天				
区分	種別	素地ごしらえ	備考																
珪藻アルカリ板	B種	B種	軒天																
3. 木材保護塗料塗り(WP)		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>種別</th><th>素地ごしらえ</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>木部</td><td>B種</td><td>A種</td><td>外壁、破風、鼻隠し、外部柱</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>						区分	種別	素地ごしらえ	備考	木部	B種	A種	外壁、破風、鼻隠し、外部柱				
区分	種別	素地ごしらえ	備考																
木部	B種	A種	外壁、破風、鼻隠し、外部柱																

●工事名	R 4 施工 林業労働安全実習研修施設 徳・南庄 新築工事	●面積番号	B-006	有限会社 佐藤建築企画設計 徳島市幸町1丁目43番地 TEL (088) 625-1759
●面積名	特記仕様書 (6)	●縮尺	NON	管理建築士 板東毅 1級建築士登録 333704号

19章 内装工事

項 目	特記事項						備考
	材種・規格品	施工箇所	工法	厚さ (mm)	不燃材等 の区分	小ねじ・釘 ・接着剤の 種類	
1. せっこうボードその他 ボード及び合板張り	せっこうボード JIS A 6901の規格品	壁 天井					
	化粧せっこうボード ドア・戸建接 JIS A 6901の規格品	天井	直張り	9.5	準不燃	小ねじ 木製	
	化粧せっこうボード 杉板面プリント JIS A 6901の規格品						
	吸音用穴あきせっこう ボード JIS A 6301の規格品						
	強化せっこうボード JIS A 6901の規格品						

⑧パーティクルボード及びMDFのホルムアルデヒド放散量は、F☆☆☆☆とする。
ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量が、F☆☆☆☆のパーティクルボード及びMDFを使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。

材種・規格品	施工箇所	工法	厚さ (mm)	不燃材の区分	小内じ・釘 ・接着剤の 種類	下地の 種類	備考
ロックウール 直角吸音板 JIS A 6301の規格品							
ロックウール吸音材 JIS A 6301の規格品							
グラスウール吸音材 JIS A 6301の規格品	壁 天井						
ロックウール保温材 JIS A 9504の規格品							
木セメント板 JIS A 5404の規格品							
けい（優）カルシウム板 JIS A 5403の規格品	壁 天井	自透じ	6	不燃材		木製	
火山灰ガラス質 複層板（VSボード） JIS A 5404の規格品							
普通合板 農林省告示第333号							
天然木化粧合板 農林省告示第233号							
特殊加工化粧板 農林省告示第233号							
難燃合板 農林省告示第1869号							
その他（構造用合板）	外壁・屋根	突付け	9・12	一	図示	木製	特類

◎合板、パーティクルボード及びMDFのホルムアルデヒド放散量は、F☆☆☆☆とする。
ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量が、F☆☆☆☆の合板、
パーティクルボード及びMDFを使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得
るものとする。

2. 断熱・防震

種類	種別	厚さ	工法	補修材	備考
グラスウール	24K	100	充填		

◎ロックウール、グラスウール、ユリア樹脂又はメラミン樹脂を使用した断熱材のホルムアルデヒドの放散量は、F☆☆☆☆とする。
ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量が、F☆☆☆☆の断熱材を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。

◎断熱材現場発泡工法			
種類	厚さ	施工箇所	備考

◎製造所： 評価名簿による

3 接着到

◎壁紙施工用でん粉系接着剤、ユリア樹脂等(ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂等又はホウルアルデヒド防尿素防)を用いた接着剤のホウルアルデヒドの放散量は、F☆☆☆☆とす。ただし、正当な理由により確実が困難である場合等、ホウルアルデヒドの放散量が、F☆☆☆☆の接着剤を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。

22章 裝工舖

項目	特記事項
1. 路床	◎路床材料(-) ◎舗装層抑制層材料(), 舗装層抑制層厚さ() ◎透水性舗装フィルター材料(), 透水性舗装フィルター厚さ() ◎路床安定処理材は()とし、厚さ() ◎六箇クロム溶出試験を(行う) 行った場合、土壤環境基準以下であることを確認すると共に、試験結果(計量証明書)を監督員に提出するものとする 六箇クロム溶出試験は、「セメント及びセメント系固化材の地盤改良への使用及び改良土の再利用に関する当面の措置」(平成12.3.31 建設省第28号)の「六箇クロム溶出試験実施要領(案)」により実施する。 土質条件により試験方法、検査数・変更率・記録等の場合は、試験の結果、六箇クロムの溶出量が土壤環境基準を超えた場合等、監督員によるものとする

◎路床土の支持力比(CBR)試験は、行う〔固いた土・乱さない土〕：行わない〔

◎路庄結因ぬ度試験は(行う , 行われない)

◎砂の粒度試験は（行う・行わない）

◎現場CB口試験を(行き)・(行わない)

◎ 藝術批判（一）而生於二〇一〇年）／席殊／原刊於《明報》（150）

第10章

• 2020 年 11 月 20 日进入中国共产党入党誓词

舗装の種類	部 位	舗装の厚さ (mm)
アスファルト	車路 及び 歩行者通路	50

◎再生加熱アスファルト混合物を(使用する)・しない).

種別	種類	備考
加熱アスファルト混合物		
再生加熱アスファルト混合物	密粒度アスファルト	

◎シールコードは(行う · **行わない**).

◎アスファルト混合物の抽出試験は(行う・行わない).

◎切取り試験を(行う・行わない)

◎表層の厚さは、設計厚さを下回らないこととする。

◎地域は(一般地域・寒冷地域)とする

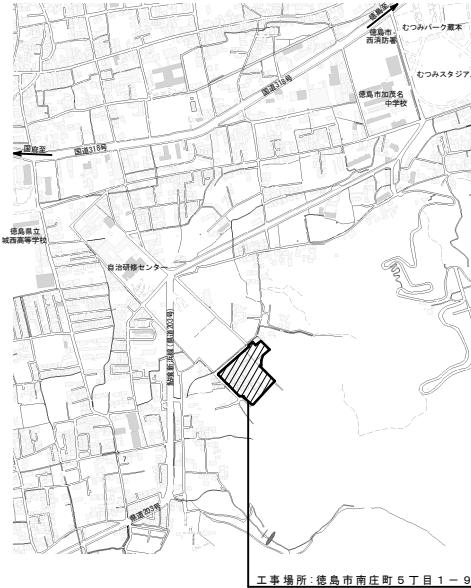
4. 砂利数

◎砂利敷きの種別は(A種 B種)とする。

For more information about the study, please contact Dr. Michael J. Koenig at (314) 747-2100 or via email at koenig@dfci.harvard.edu.

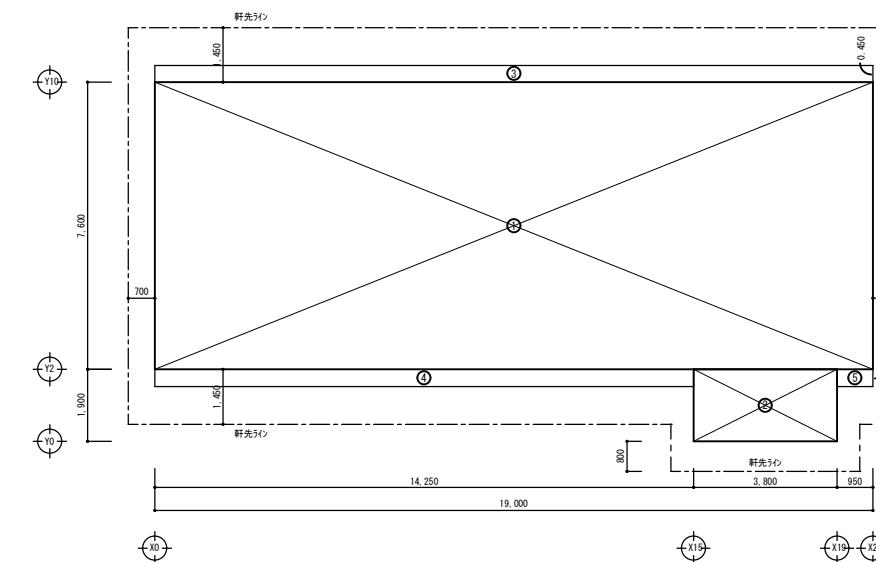
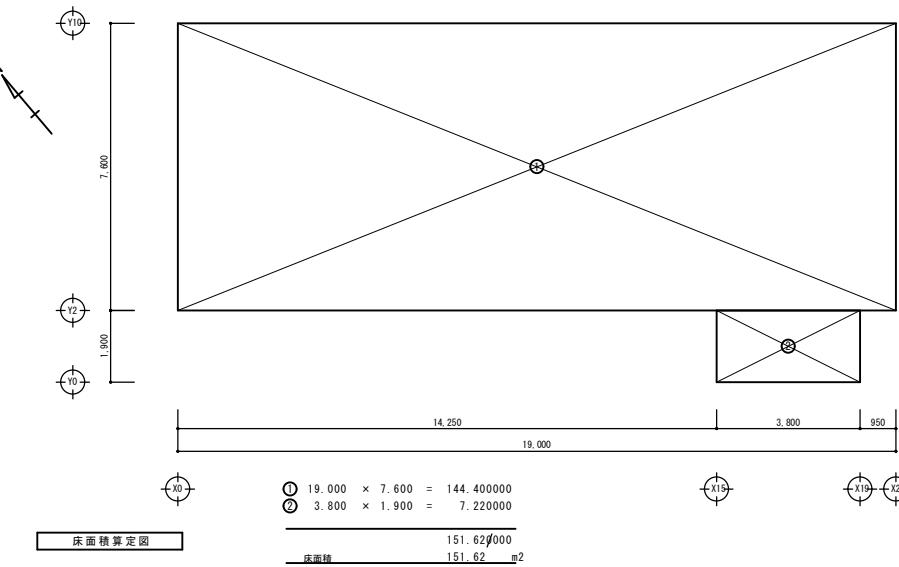
項 目	特 記 事 項

■附近見取図



出典: 国土地理院発行 2.5万分1地形図 基盤地図情報 (国土地理院) を加工して作成

研修棟 建築面積・床面積算定図



建築面積算定図

$$\begin{aligned} \textcircled{1} & 19.000 \times 7.600 = 144.400000 \\ \textcircled{2} & 3.800 \times 1.900 = 7.220000 \\ \textcircled{3} & 19.000 \times 0.450 = 8.550000 \\ \textcircled{4} & 14.250 \times 0.450 = 6.412500 \\ \textcircled{5} & 0.950 \times 0.450 = 0.427500 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} & 167.01 /000 \\ & \text{建築面積} \\ & 167.01 m^2 \end{aligned}$$

A2 → 100%

A3 → 71%縮小

●工事名 R 4 号 林業労働安全実習研修施設

徳・南庄 新築他工事

●図面番号 B-008

有限会社 佐藤建築企画設計

徳島市幸町1丁目43番地 TEL (088) 625-1759

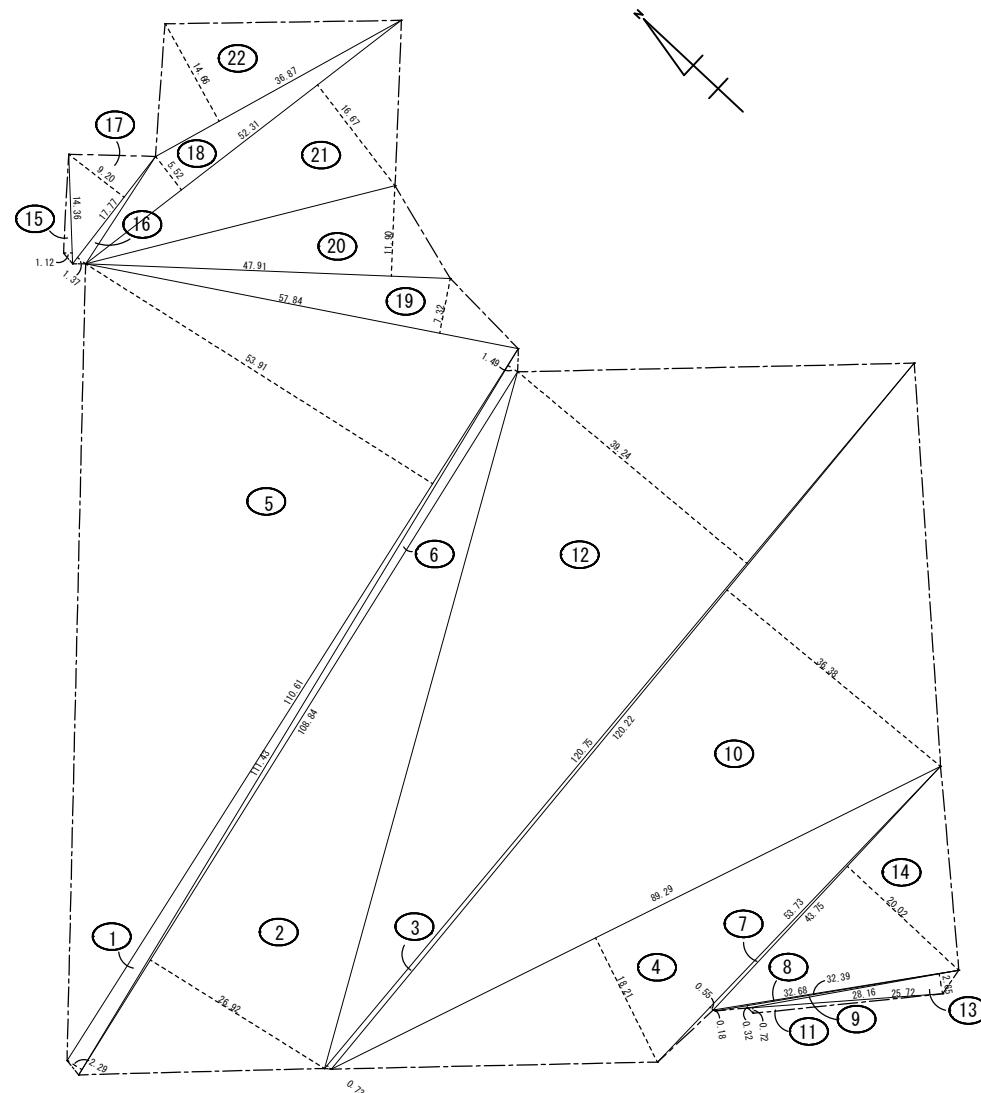
●図面名 附近見取図・面積算定図

●縮尺 1/100

管理建築士 板東 誠

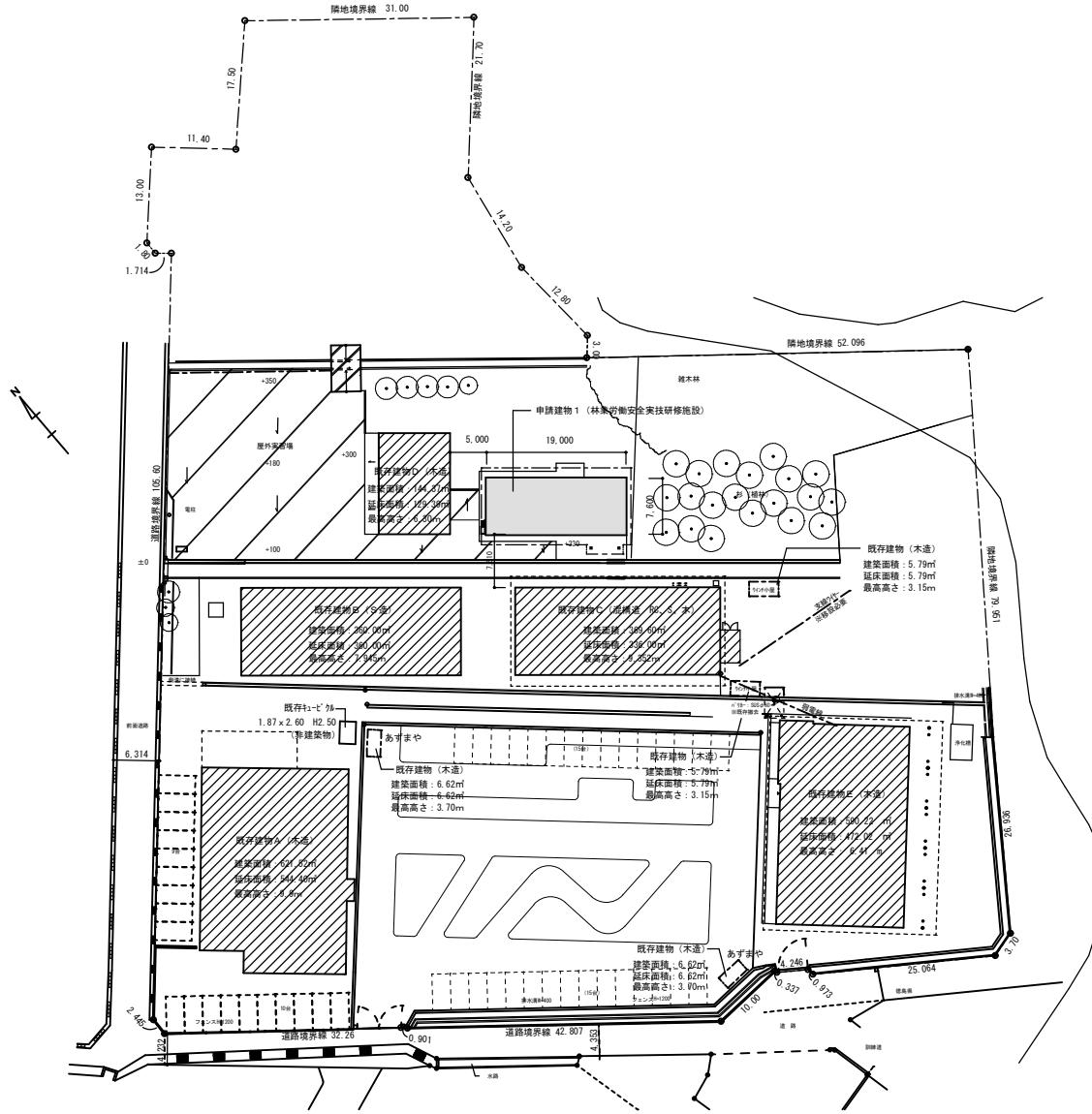
1級建築士登録 333704号

■敷地面積算定図



番号	底辺	高さ	倍面積	面積
1	111.43	2.29	255.1747	127.58735
2	108.84	26.92	2,929.9728	1,464.98640
3	120.75	0.73	88.1475	44.07375
4	89.29	18.21	1,625.9709	812.98545
5	110.61	53.91	5,962.9851	2,981.49255
6	111.43	1.49	166.0307	83.01535
7	53.73	0.55	29.5515	14.77575
8	32.68	0.18	5.8824	2.94120
9	32.39	0.32	10.3648	5.18240
10	120.22	36.38	4,373.6036	2,186.80180
11	25.72	0.72	18.5184	9.25920
12	120.75	39.24	4,738.2300	2,369.11500
13	28.16	2.65	74.6240	37.31200
14	43.75	20.02	875.8750	437.93750
15	14.36	1.12	16.0832	8.04160
16	17.77	1.37	24.3449	12.17245
17	17.77	9.20	163.4840	81.74200
18	52.31	5.52	288.7512	144.37560
19	57.84	7.32	423.3888	211.69440
20	47.91	11.90	570.1290	285.06450
21	52.31	16.67	872.0077	436.00385
22	36.87	14.66	540.5142	270.25710
合計				12,026.81720
敷地面積				12,026.81 m ²

●工事名	R 4 収林 林業労働安全実技研修施設 徳・南庄 新築他工事	●面積番号	B-009	有限会社 佐藤建築企画設計
●図面名	敷地面積算定図	●縮尺	1/500	徳島市幸町1丁目43番地 TEL (088) 625-1759 管理建築士 板東 輪 1級建築士登録 333704号



既存建物	構造規模	建築面積 (m ²)	延床面積 (m ²)	最高の高さ (m)
A	木造平屋	621.52	544.4	9.9
B	S造平屋	360	360	7.945
C	混構造平屋	369.6	336	9.352
D	木造平屋	144.37	129.39	6.3
E	木造平屋	590.22	472.02	6.41
小計		2085.71	1841.81	
ウイチ小屋	木造平屋	5.79	5.79	3.15
ウイチ小屋	木造平屋	5.79	5.79	3.15
あずまや	木造平屋	6.62	6.62	3.7
あずまや	木造平屋	6.62	6.62	3.7
小計		24.82	24.82	
既存建物合計		2110.53	1866.63	
増築建物				
研修棟	木造平屋	167.01	151.62	6.43
小計		167.01	151.62	
全体合計		2277.54	2018.25	
敷地面積		12026.81	12026.81	
敷地面積に対する割合 (%)		18.9371911	16.7812578	

※敷地内の既存建物については全て建築基準法に適合している

A2 → 100%
A3 → 71%缩小

		●工事名	R4ス木 徳・南庄
		●図面名	全体配置

林業労働安全実技研修施設 新築他工事	●面番号 B-011	有 限 会 社 佐 藤 建 築 企 画 設 計 徳島市幸町1丁目4番地 T E L (080) 625-1759 管理建築士 板 東 毅 1級建築士登録 3 3 3 7 0 4 号
図	●縮尺 1/500	

- 支障物件の確認について

※受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事（仮囲い等仮設材設置を含む）着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。

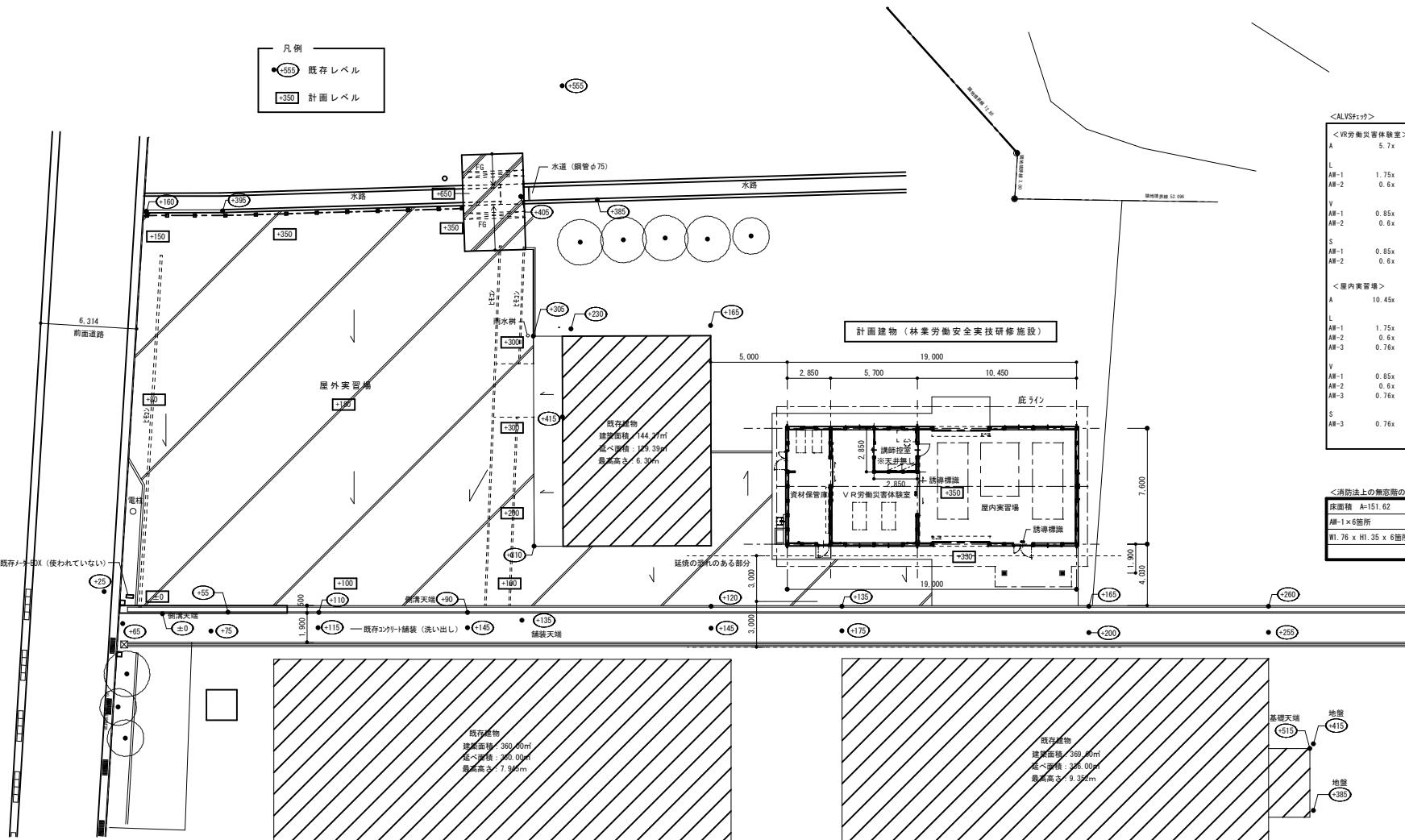
※地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類・位置(平面・深さ)、規格、構造等を確認しなければならない。

*受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないよう配慮する。

受注者の負担でその都度補修又は補償すること。
さなければならぬ。万一、損傷を与えた場合は、
ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に及
ぶ文書を提出し、工事費を以ての修理による工事の実費を算出する。支拂ふべき料金を記

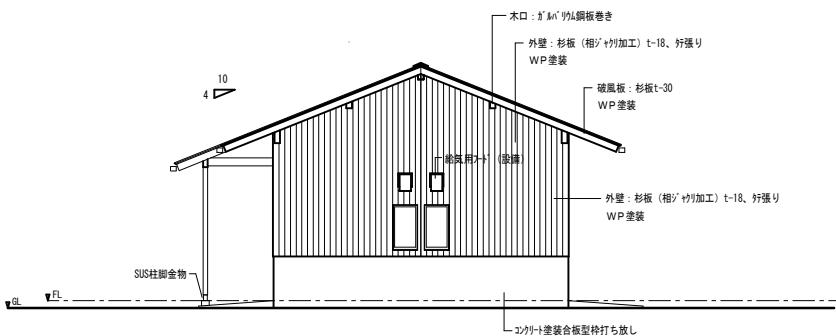
文注者の負担でその都度補修文は補償すること

凡例

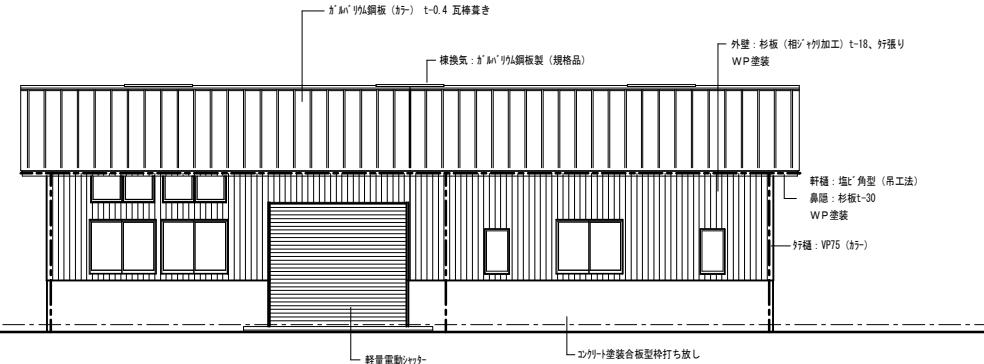


<VR労働災害体験率>				
A	5.7x	7.6	=	43.32
L				
AW-1	1.75x	1.35x	3 =	7.0875
AW-2	0.6x	1.1x	1 =	0.66
				7.7475 > 4.33 = A/10
V				
AW-1	0.85x	1.35x	3 =	3.4425
AW-2	0.6x	1.1x	1 =	0.66
				4.1025 > 2.17 = A/20
S				
AW-1	0.85x	0.56x	3 =	1.428
AW-2	0.6x	0.31x	1 =	0.186
				1.614 > 0.87 = A/50
<屋内美容業者>				
A	10.45x	7.6	=	79.42
L				
AW-1	1.75x	1.35x	3 =	7.0875
AW-2	0.6x	1.1x	2 =	1.32
AW-3	0.76x	0.7x	4 =	2.128
				10.5355 > 7.94 = A/10
V				
AW-1	0.85x	1.35x	3 =	3.4425
AW-2	0.6x	1.1x	2 =	1.32
AW-3	0.16x	0.7x	4 =	2.128
				6.8905 > 3.97 = A/20
S				
AW-3	0.76x	0.7x	4 =	2.128
				2.128 > 1.59 = A/50

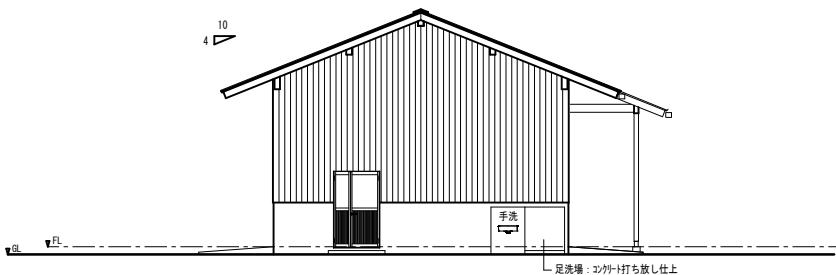
<消防法上の無危険の判定>	
床面積 A=151.62	
AM-1×6箇所	
W1.76 x H1.35 x 6箇所=14.256 m ²	> A/30=5.054 0K



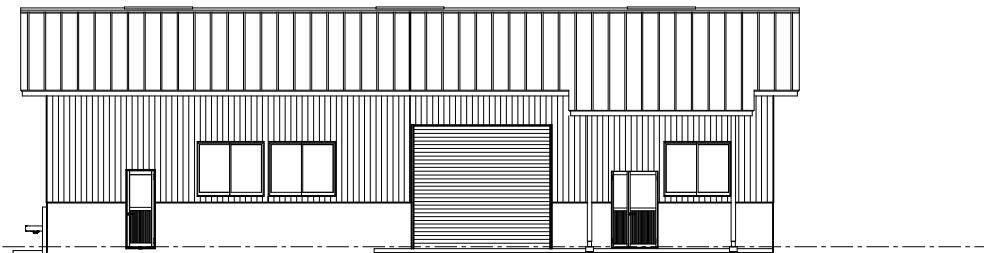
南側 立面図 1/100



東側 立面図 1/100



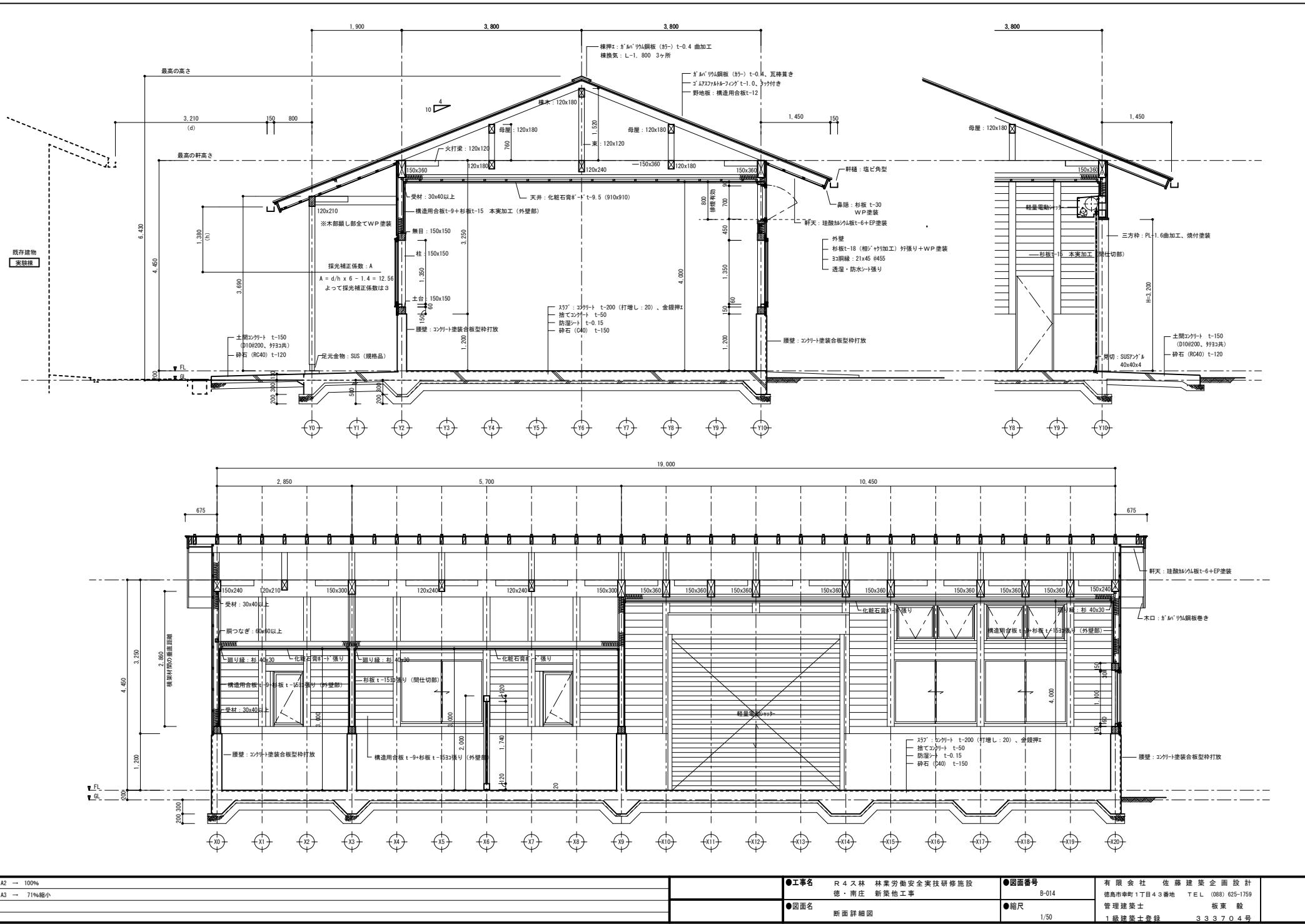
北側 立面図 1/100

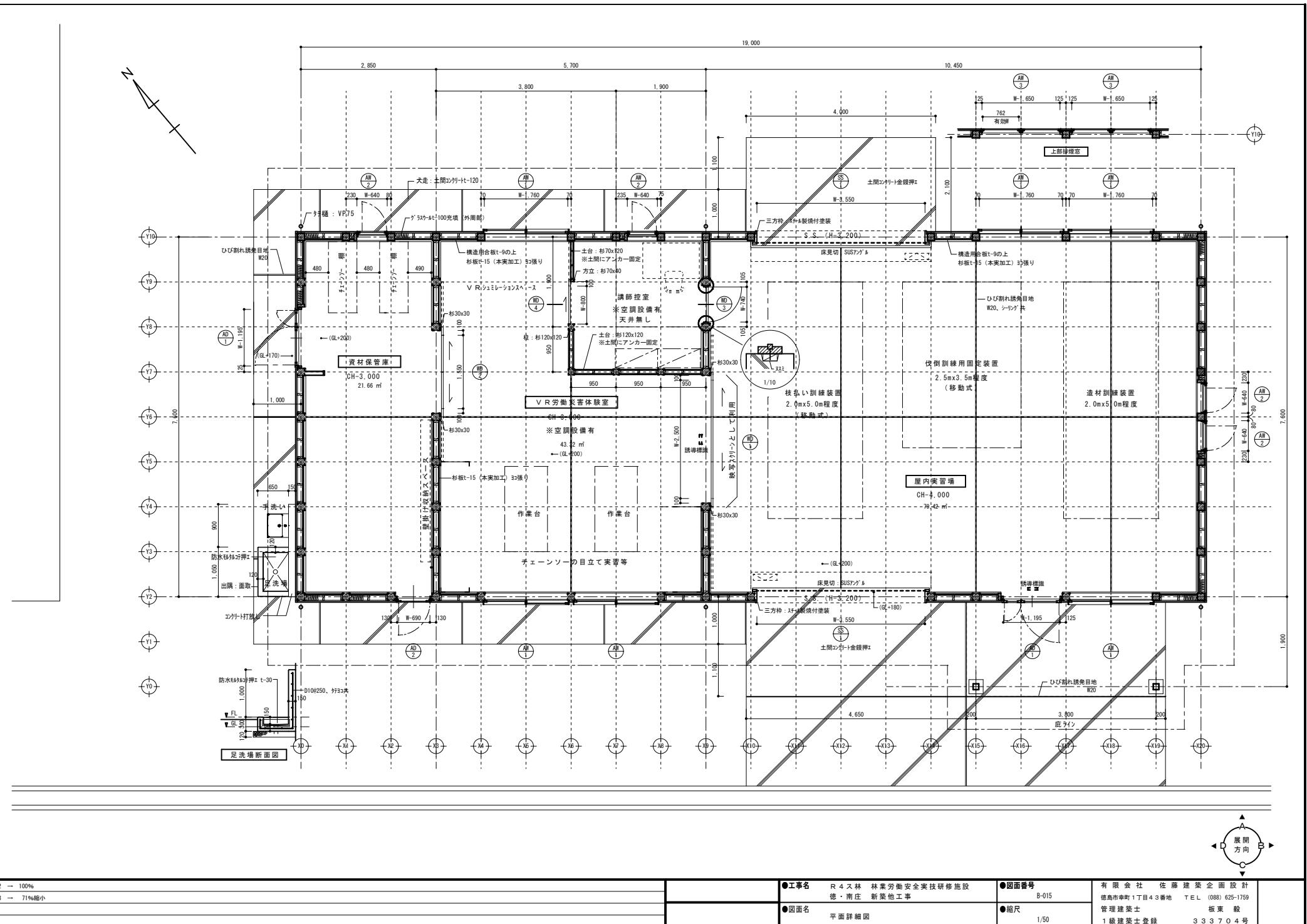


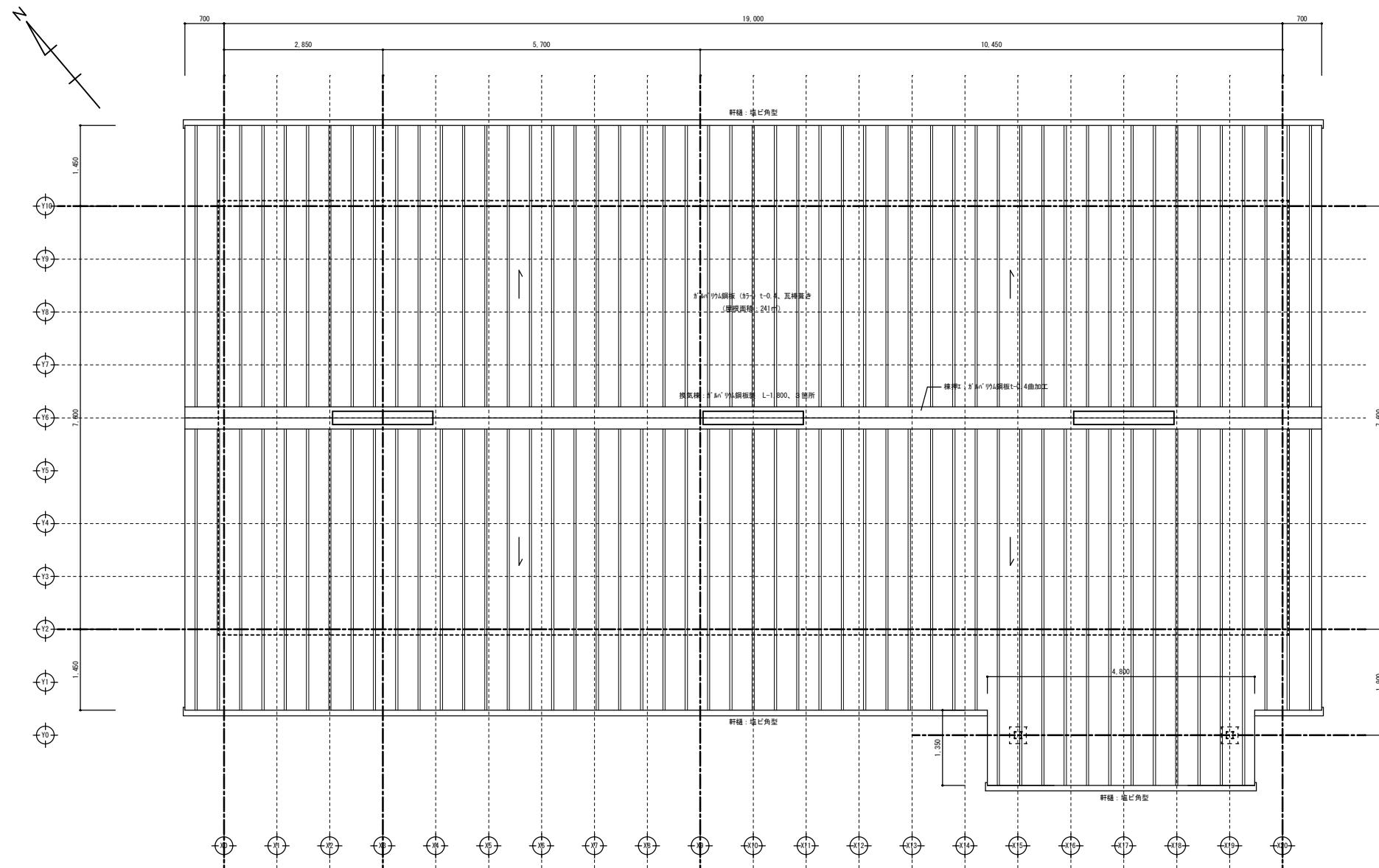
西側 立面図 1/100

A2 → 100%
A3 → 71%縮小

●工事名 R 4ス林 林業労働安全実技研修施設 徳・南庄 新築他工事	●図面番号 B-013
●図面名 立面図	●縮尺 1/100
有限会社 佐藤建築企画設計 福島市幸町1丁目43番地 TEL (088) 625-1759 管理建築士 板東 賢 1級建築士登録 333704号	

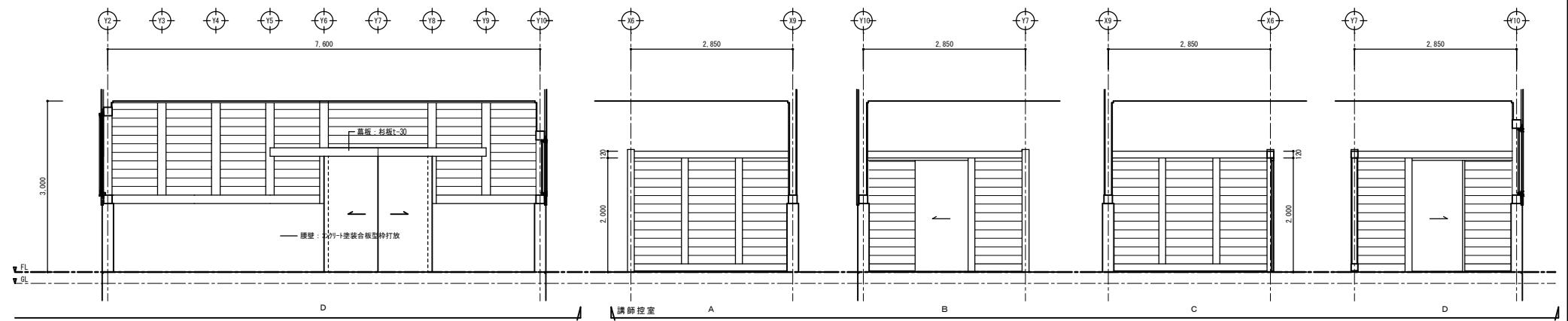
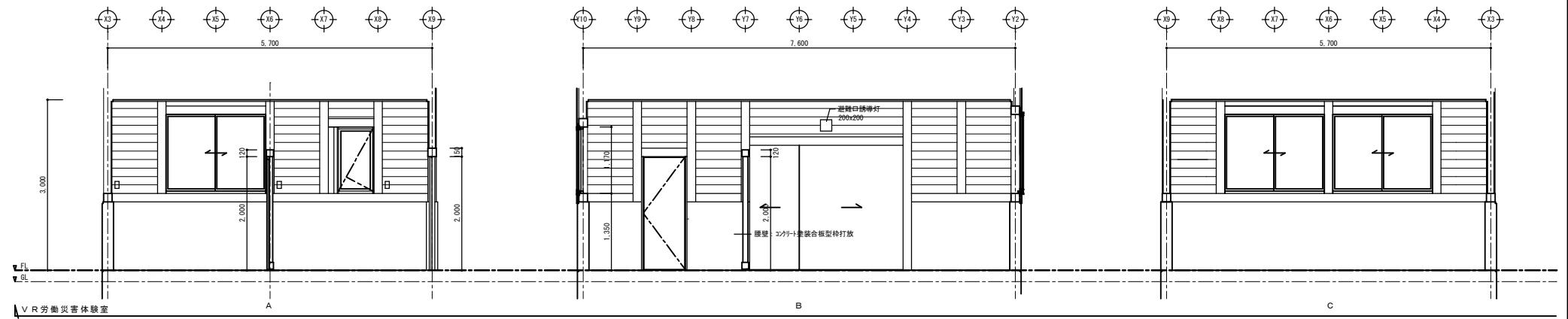
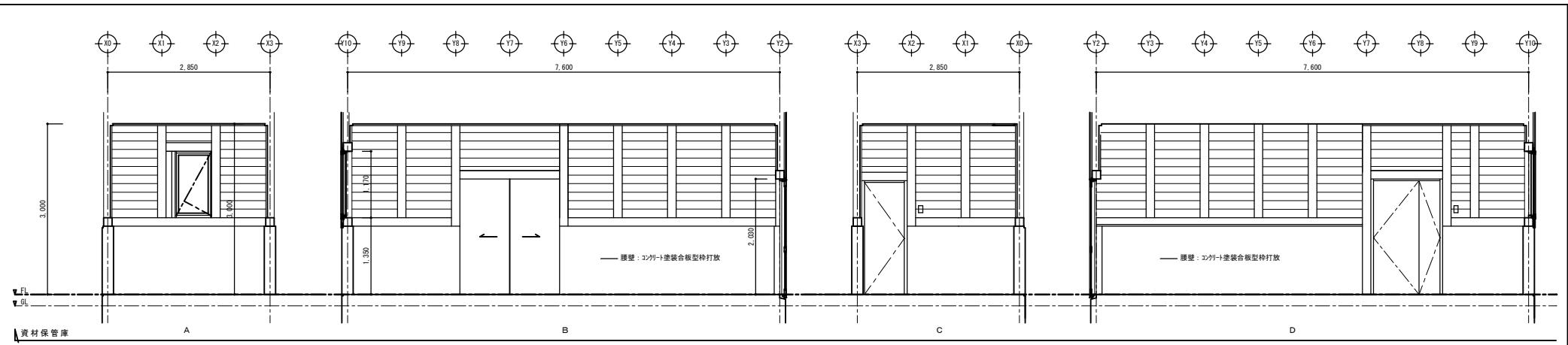




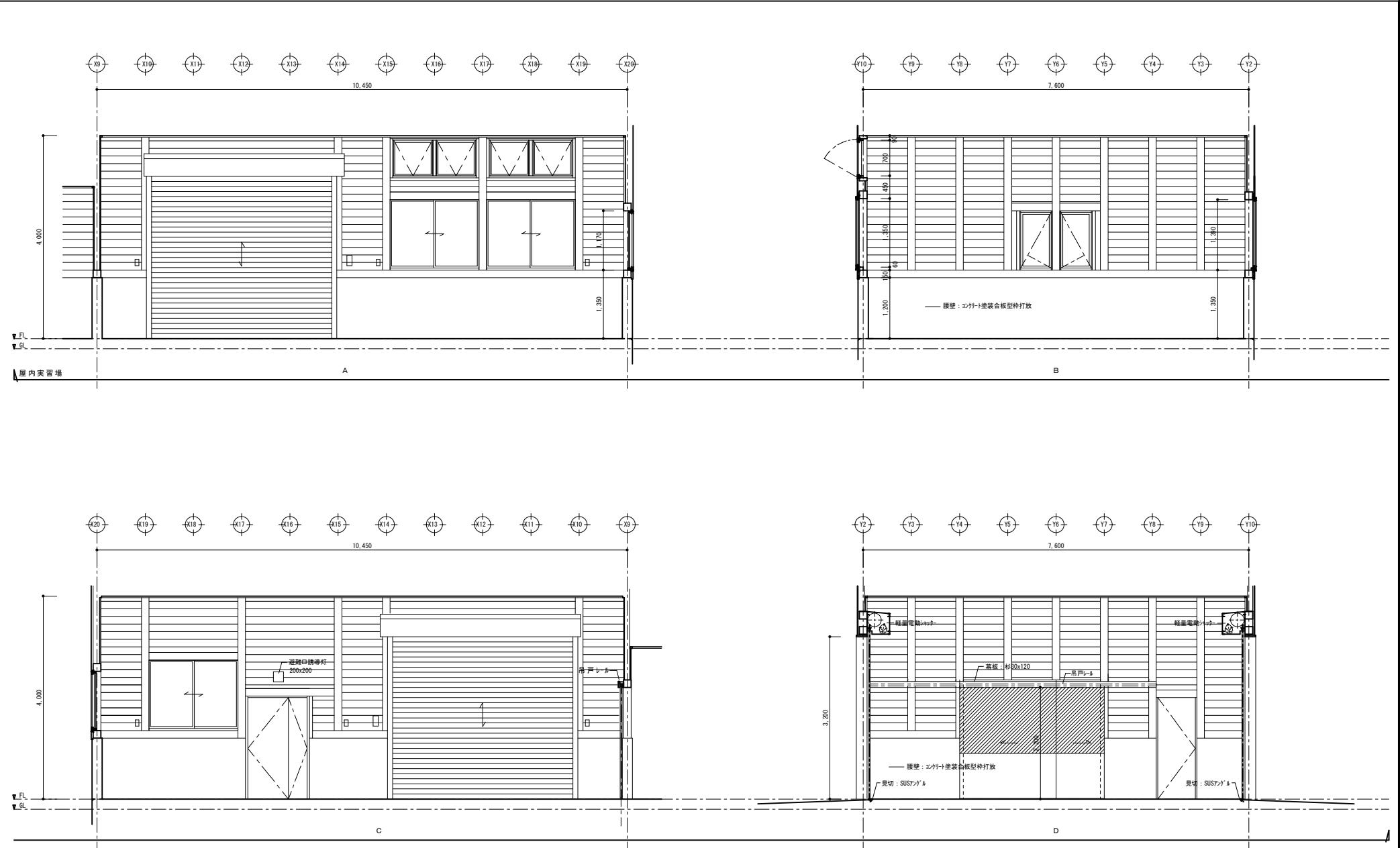


A2 → 100%
A3 → 71%縮小

●工事名 R 4 又林 林業労働安全実技研修施設 徳・南庄 新築他工事	●図面番号 B-016	有限会社 佐藤建築企画設計 徳島市幸町1丁目43番地 TEL (088) 625-1759
●図面名 屋根伏図	●縮尺 1/50	管理建築士 板東 裕 1級建築士登録 333704号

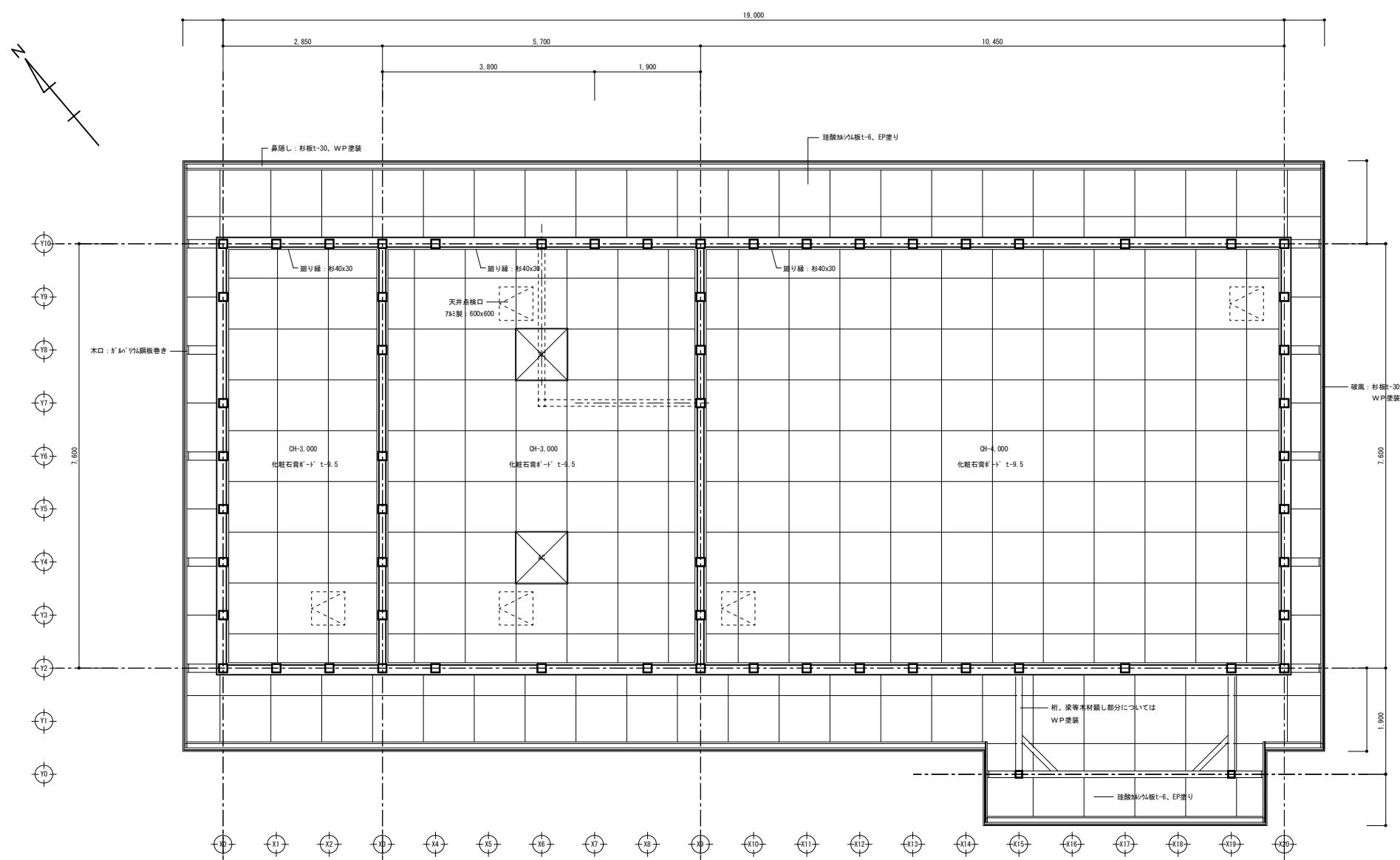


A2 → 100%		●工事名 R 4 号林業労働安全実習施設 徳・南庄 新築他工事	●図面番号 B-017	有限会社 佐藤建築企画設計 徳島市幸町1丁目43番地 TEL (088) 625-1759
A3 → 71%縮小		●図面名 展開図(1)	●縮尺 1/50	管理建築士 板東毅 1級建築士登録 333704号



A2 ← 100%
A3 ← 71%縮小

●工事名	R 4ス林 林業労働安全実技研修施設 徳・南庄 新築他工事	●図面番号	B-018	有限会社 佐藤建築企画設計
●図面名	展開図(2)	●縮尺	1/50	徳島市幸町1丁目43番地 TEL (088) 625-1759 管理建築士 板東毅 1級建築士登録 333704号



A2 → 100%
A3 → 71%縮小

●工事名 R.4ス林 林業労働安全実技研修施設 徳・南庄 新築他工事	●図面番号 B-019	●図面名 天井伏図	●縮尺 1/50
有限会社 佐藤建築企画設計		TEL (088) 625-1759	
		管理建築士 板東毅	
		1級建築士登録 333704号	

記号	形式	SS 軽量電動シャッター	AD 親子開き框扉	AD 片開き框扉	AW 引違い窓(外付)	AW 行出し窓(半外付)	AW 連窓外倒し排煙窓(半外付)
場所	数量	1 屋内実習場 2	1 屋内実習場・資材保管庫 2	2 資材保管庫 1	1 屋内実習室、VR労働災害体験室 6	2 屋内実習室、講師控室、資材保管庫 4	3 屋内実習室 2
姿図							
材質	スチール製(カラーライ	71ミ(カラーライ	71ミ(カラーライ	71ミ(カラーライ	71ミ(カラーライ	71ミ(カラーライ	71ミ(カラーライ
見込	—	71	71	71	71	71	71
硝子	スラット t=0.8	ペアガラス(型4+A6+透明4)	ペアガラス(型4+A6+透明4)	ペアガラス(型4+A6+透明4)	ペアガラス(型4+A6+透明4)	ペアガラス(型4+A6+透明4)	ペアガラス(型4+A6+透明4)
枠	スチール三方枠 t=1.6、焼付塗装	アルミ枠、下枠:SUS304-	アルミ枠、下枠:SUS304-	アルミ枠	アルミ枠	アルミ枠	アルミ枠
金物	閉鎖機、座板、ボルト・ナット、カース、アダプタ等 付属金物一式	レバーハンドル錠、ドアクローザー、付属金物一式	レバーハンドル錠、ドアクローザー、付属金物一式	網戸、付属金物一式	網戸、オベレートハンドル錠、付属金物一式	復帰セット、付属金物一式	復帰セット、付属金物一式
備考	耐風圧強度: S-1	E種(S-3、A-3、W-3)	E種(S-3、A-3、W-3)	E種(S-3、A-3、W-3)	E種(S-3、A-3、W-3)	E種(S-3、A-3、W-3)	E種(S-3、A-3、W-3)
記号	WD 引き分けハンドル戸	WD 引き分けハンドル戸	WD 片開き扉	WD 片引き戸			
場所	数量	1 屋内実習場 1	2 VR労働災害体験室 1	3 講師控室 1	4 講師控室 1		
姿図							
材質	メラミン合板フラッシュ	メラミン合板フラッシュ	メラミン合板フラッシュ	メラミン合板フラッシュ			
見込	40	40	40	40			
硝子	—	—	—	—			
金物	上吊リール(重量用)、ワイヤロープ 上部吊り車、ガイド、ガイドリール 引手:ロング手掛(71ミ) L-300	上吊リール(重量用)、ワイヤロープ 上部吊り車、ガイド、ガイドリール 引手:ロング手掛(71ミ) L-300	レバーハンドル錠、ドアノブ(3枚用)、ドアクローザー	上吊リール、ワイヤロープ 上部吊り車、ガイド、ガイドリール 引手:ロング手掛(71ミ)			
備考							
記号	形式						
場所	数量						
姿図							
材質							
見込							
硝子							
枠							
金物							
備考							

A2 ← 100%

A3 ← 71%縮小

●工事名 R4ス林林業労働安全実習研修施設
徳・南庄新築他工事

●図面番号 B-020

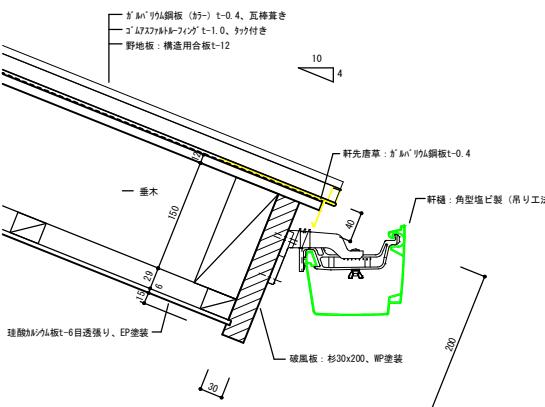
有限会社佐藤建築企画設計
徳島市幸町1丁目43番地 TEL (088) 625-1759

●図面名 建具リスト

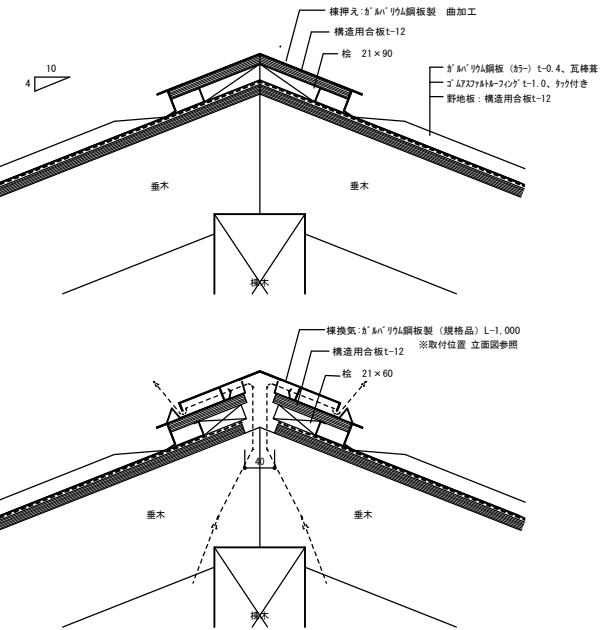
●縮尺 1/100

管理建築士 板東毅
1級建築士登録 333704号

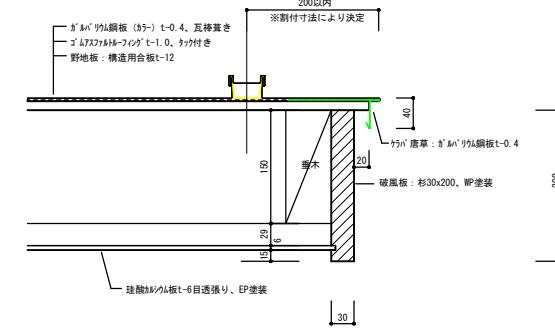
■ 軒先詳細図 1/5



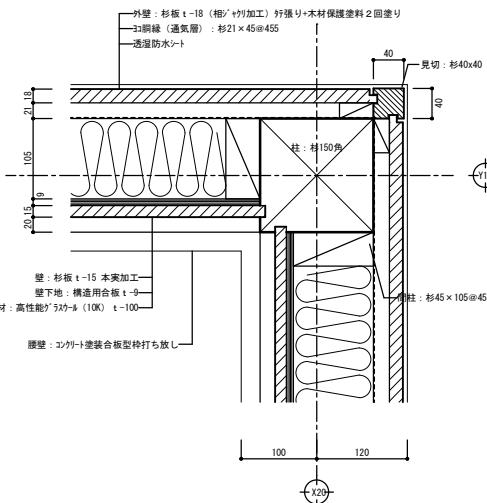
■ 棟詳細図 1/



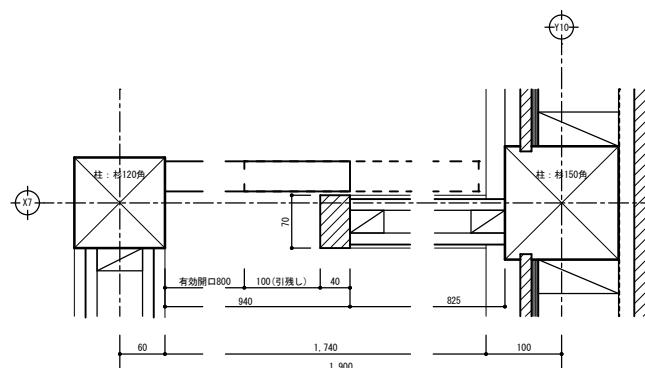
■ ケラハ^ア 詳細図 1/5



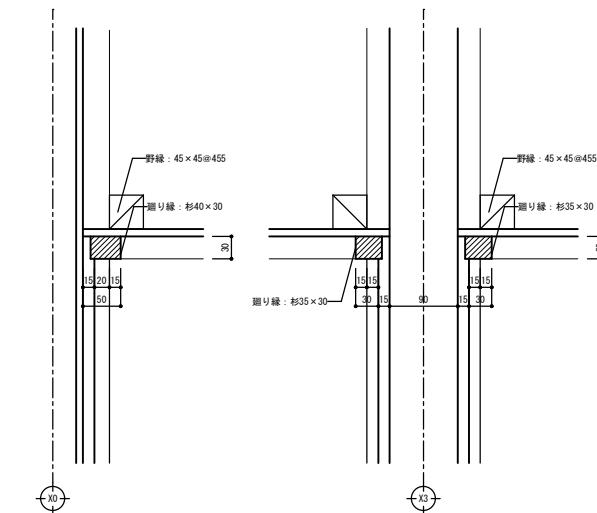
■ 丘彌群番図 1/5



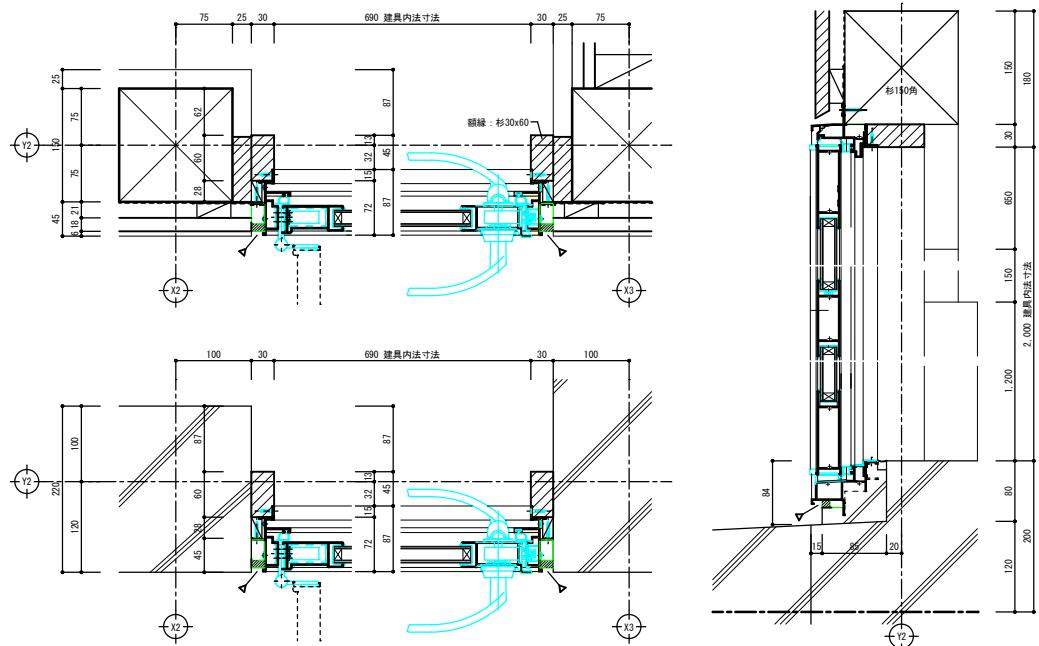
■ 講師控室 間仕切壁詳細図 1/5



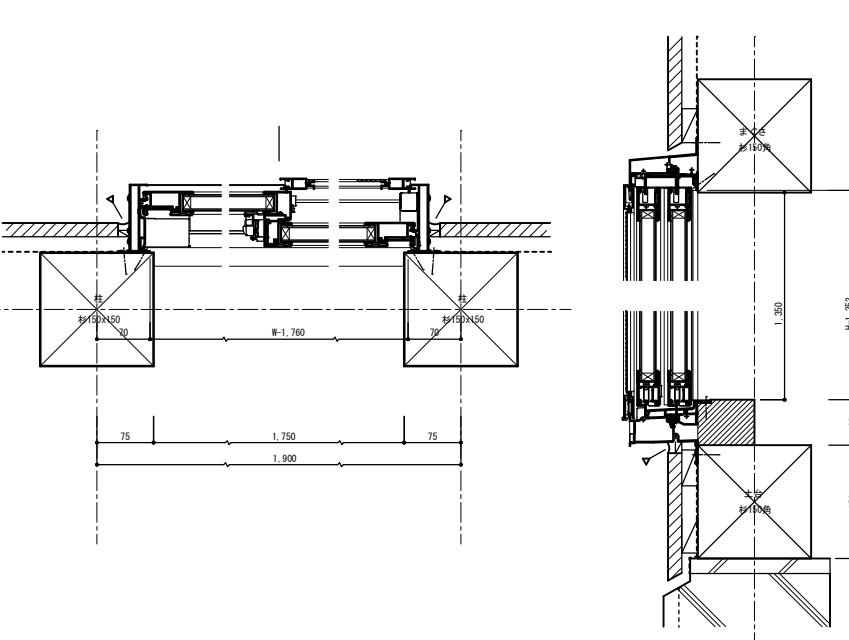
■ 回り縁詳細図 1



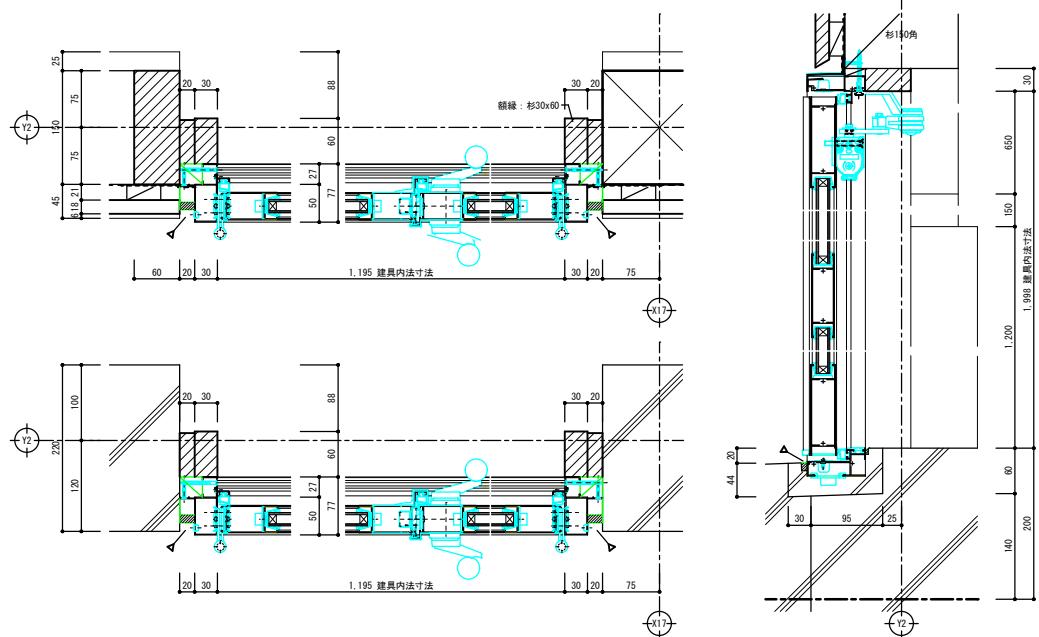
■ 片開き框戸 詳細図 1/5



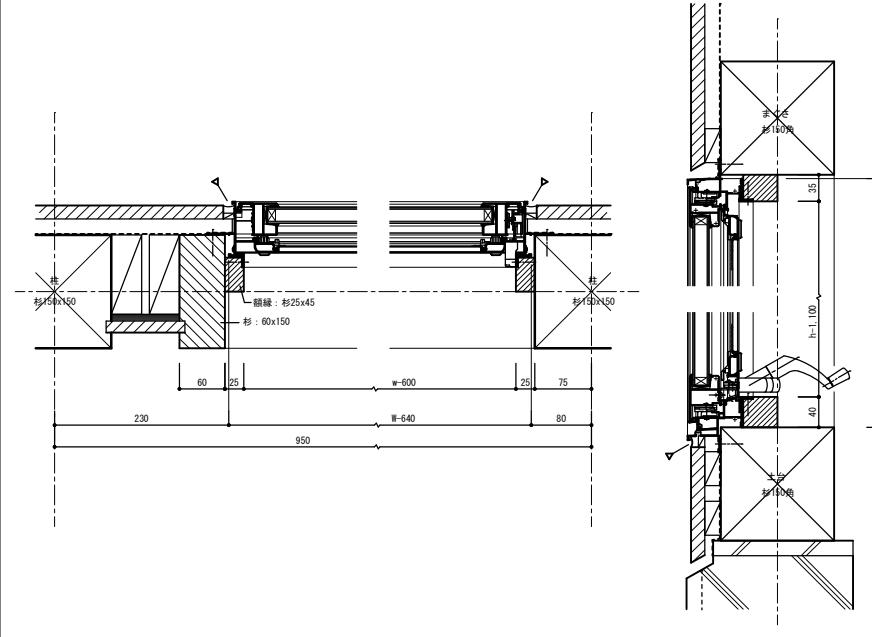
■ AW-1 詳細図 1/5



■ 親子開き框戸 詳細図 1/5

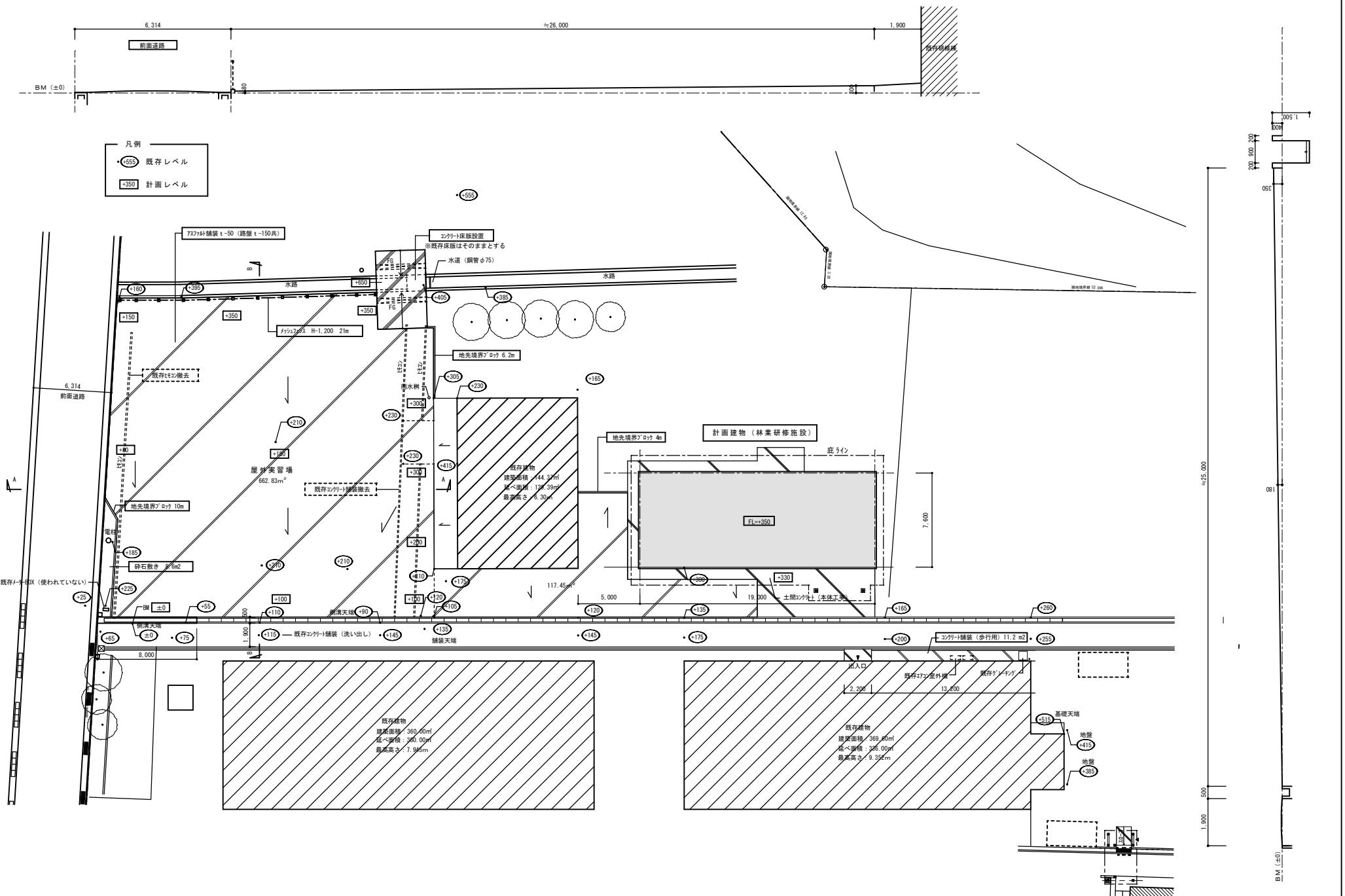


■ AW-2 詳細図 1/5



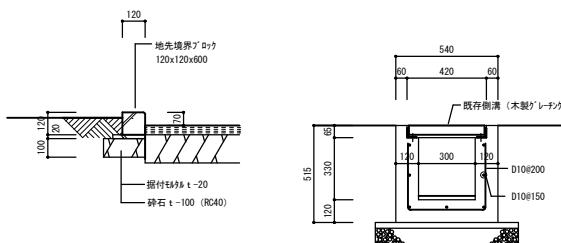
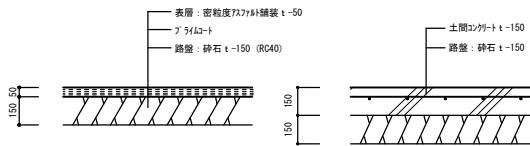
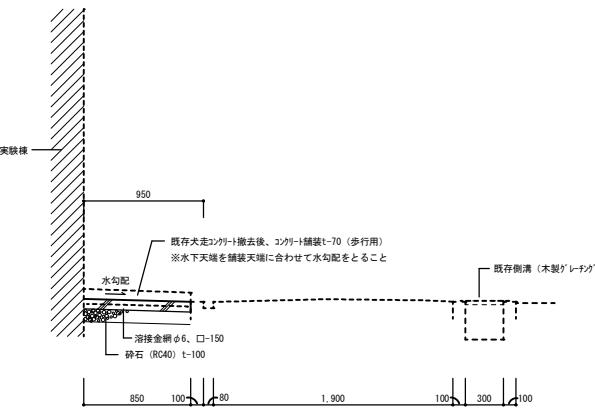
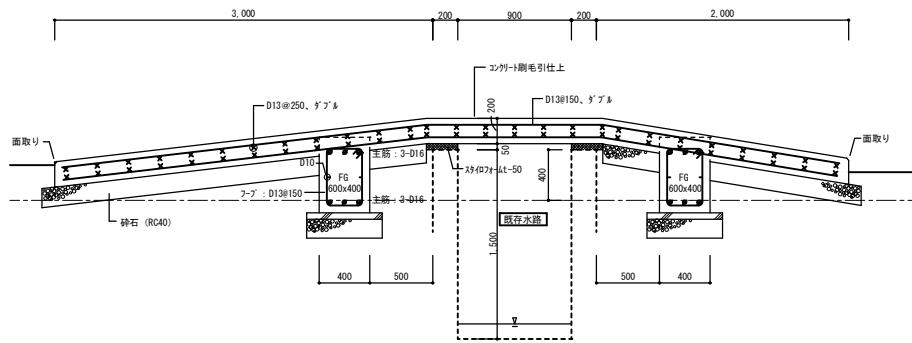
A2 → 100%
A3 → 71%縮小

●工事名 R 4 収林 林業労働安全実技研修施設 徳・南庄 新築他工事	●図面番号 B-022	有限会社 佐藤建築企画設計 徳島市幸町1丁目43番地 TEL (088) 625-1759
●図面名 部分詳細図 (2)	●縮尺 1/5	管理建築士 板東 級 1級建築士登録 333704号



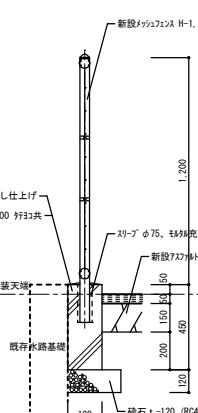
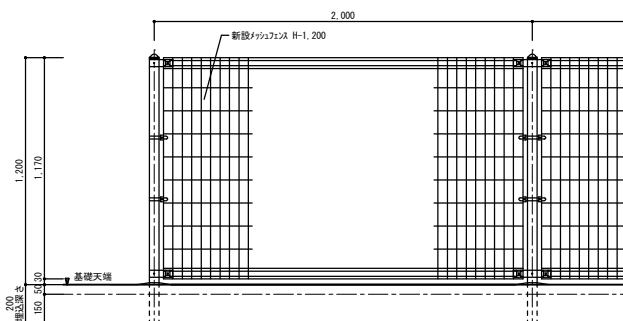
A2	→ 100%
A3	→ 71%缩小

		●工事名 R 4 又林 林業労働安全実技研修施設 徳・南庄 新築他工事	●面番号 B-024	有 限 会 社 佐 藤 建 築 企 画 設 計 地島市幸町1丁目43番地 T E L (088) 625-1759 管 理 建 築 士 板 東 誠 1級建築士登録 3 3 3 7 0 4 号	
		●面名 外構図	●縮尺 1/200		

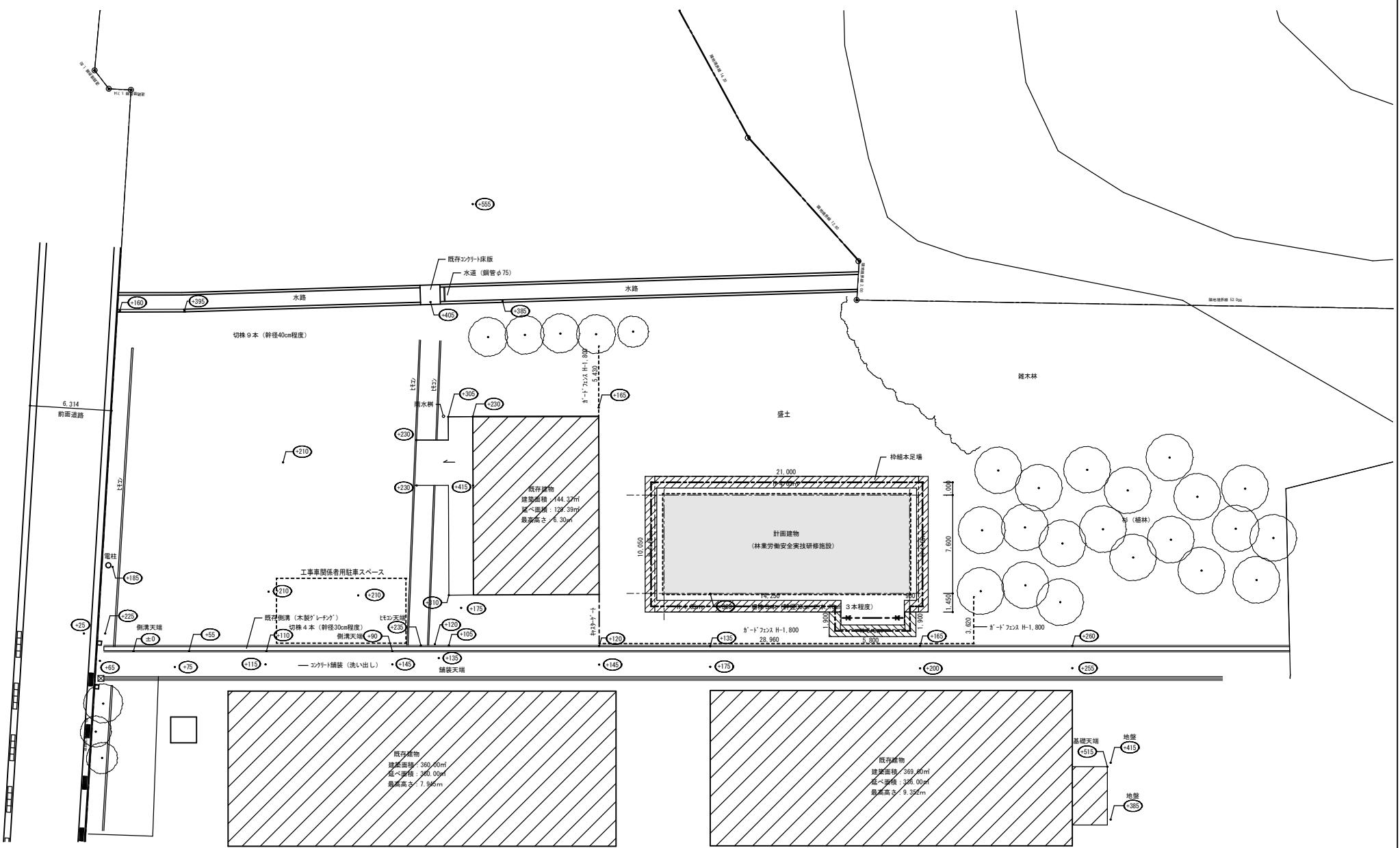


地先境界グローブ詳細図 1/20

側溝 詳細図 1/20

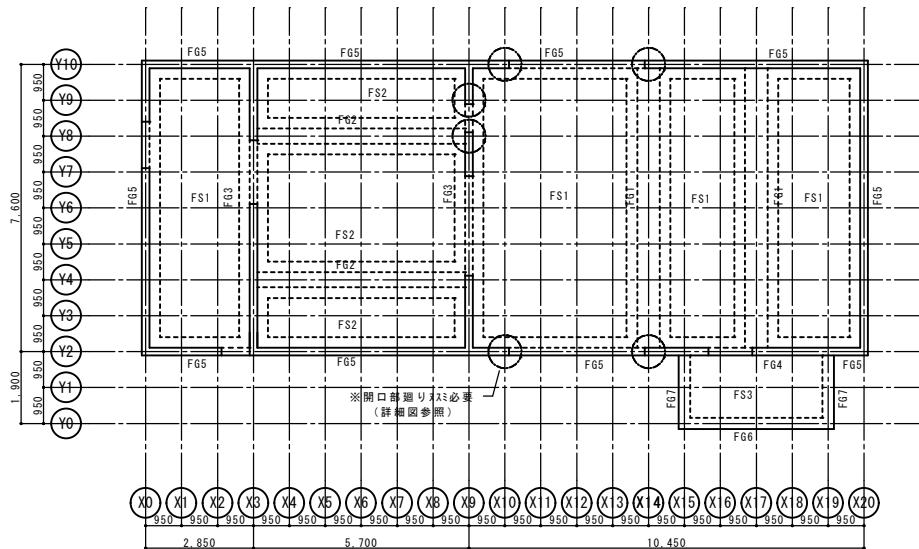


A2 ← 100%		●工事名	R 4ス林 林業労働安全実技研修施設 徳・南庄 新築工事	●図面番号	B-025	有限会社 佐藤建築企画設計
A3 ← 71%縮小		●図面名	外構 詳細図	●総尺	1/20、1/30	TEL (088) 625-1759 管理建築士 梶東 駿 1級建築士登録 333704号



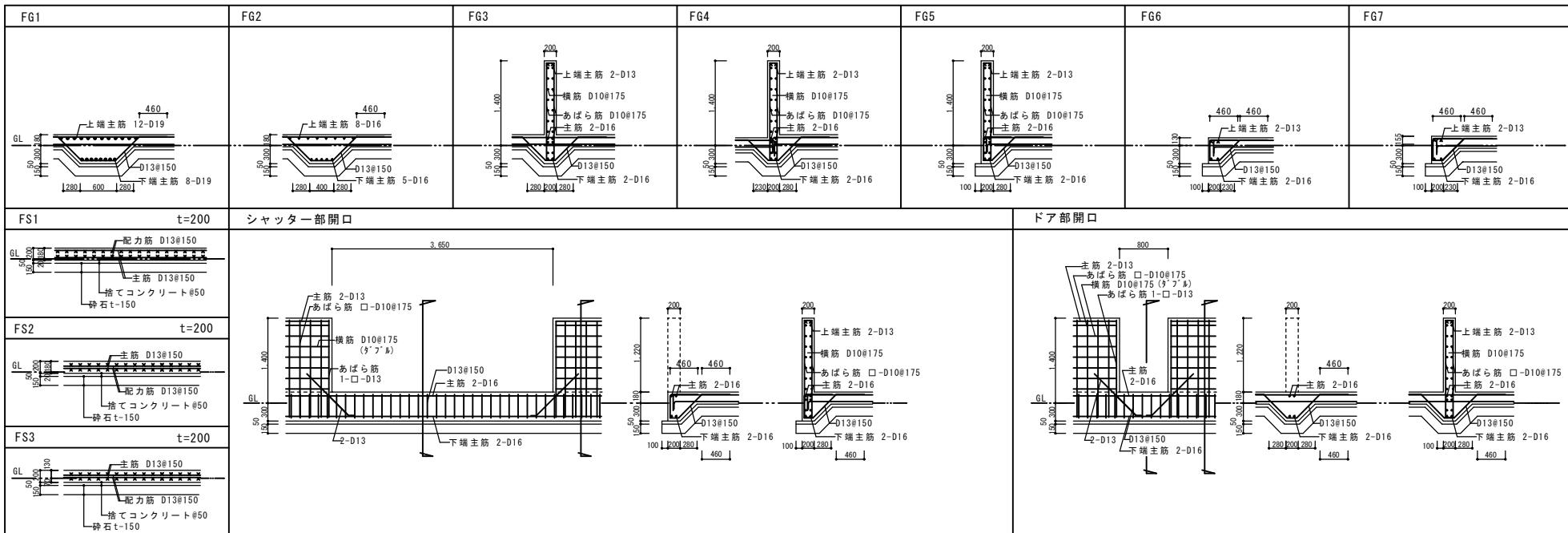
A2 → 100%		●工事名 R 4 久林 林業労働安全実技研修施設 徳・南庄 新築他工事	●図面番号 B-026	有限会社 佐藤建築企画設計 徳島市幸町1丁目4-3番地 TEL (088) 625-1759 管理建築士 板東毅 1級建築士登録 333704号
A3 → 71%縮小		●図面名 敷地現況図及び仮設計図面	●縮尺 1/200	

基礎 伏図 1:100



基礎特記事項		
基 墓	直接基礎	設計地耐力 $Fe=30 \text{ kN/m}^2$ (長期)
鉄筋コンクリート	基礎地中梁 $F_0=21\text{N/mm}^2+3\text{N/mm}^2$ スランプ 15cm 土間コンクリート $F_0=21\text{N/mm}^2+3\text{N/mm}^2$ スランプ 15cm 捨てコンクリート $F_0=18\text{N/mm}^2$ スランプ 15cm	
鉄 筋	D10~D16 SD295 D19 SD345 (注) 配筋は 建築工事共通仕様書 平成31年版による	重ね継ぎ手 重ね継ぎ手

基礎 配筋図 1:50



A2 ← 100%

A3 ← 71%縮小

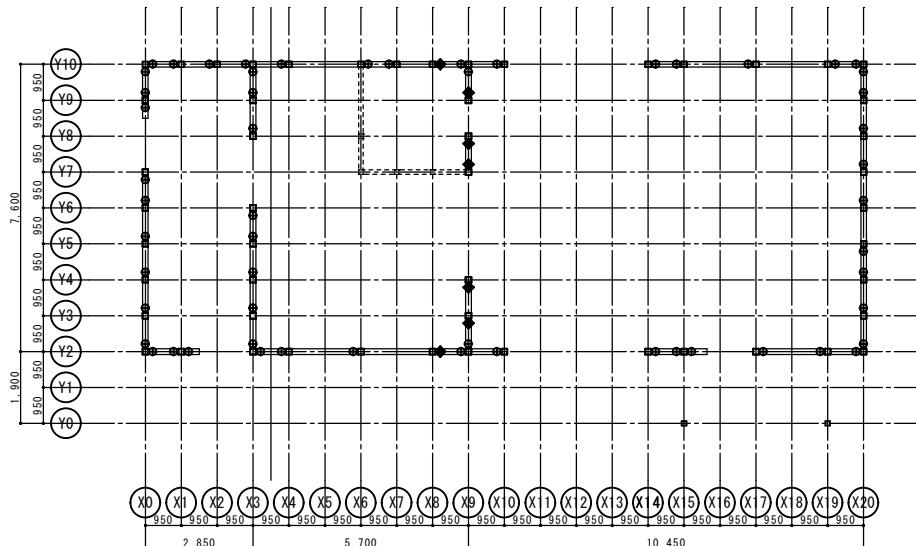
●工事名 R4ス林 林業労働安全実技研修施設
徳・南庄 新築他工事
●図面番号 S-001

有限会社 佐藤建築企画設計
徳島市幸町1丁目43番地 TEL (088) 625-1759
管理建築士 板東 誠
1級建築士登録 333704号

●図面名 基礎伏図・基礎詳細図

●縮尺 1/100, 1/50

土台 伏図 1:100



木造部共通事項

樹種：土台は、杉（無等級）、梁は、すぎ（無等級）、その他は、すぎ（無等級）とする。

柱と横架材（土台、軒桁等）の接合は、壁伏せ図に特記無き場合は、山形プレート又は、シナーコーナーとする。

尚、特記無き場合においても金物が、見え掛かりとなる場合は、Dボルト等を使用する。

梁継ぎ手位置には、梁せいが 240以上となる場合は、2X4W羽根-II、梁せいが 240未満の場合は、2XW羽根-IIとする。

尚、金物が見え掛けりとなる場合は、Dボルト及びDボルトイV等を使用する。

Dボルト、DボルトイV（15kN） 株式会社 ディープランヨネザワ (TEL:0794-82-5713)

シナーコーナー、リベロ、リベロII、たる木止め II 株式会社 タナカ (TEL:072-960-0275)

W羽根-II、S10A02-01(15kN用) 株式会社 タナカ (TEL:072-960-0275)

アンカーボルト及びアンカーボルトを取り付ける位置、及び柱脚部のアンカー方法

イ) アンカーボルトはM12を使用する。

ロ) 壁伏せ図に、Dボルトの特記がある場合は、Dボルトアンカーワーク法とする

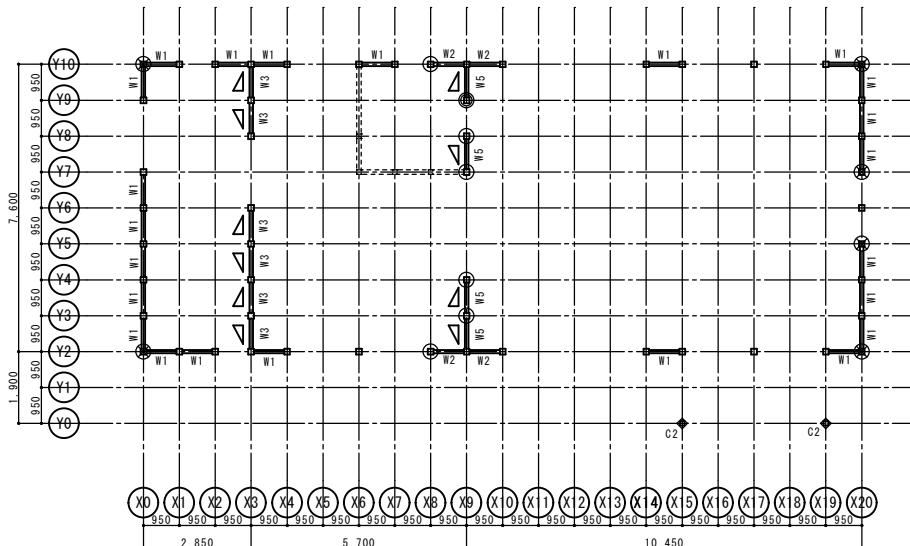
ハ) 柱が直接基礎に載る場合の柱脚部は、Dボルトアンカーワーク法とする

ニ) ロ、ハ以外の柱の柱脚部は土台に乗せ、土台をA-40で固定する。

ホ) ロハニ以外の偶角部、及び土台維手箇所の上木端位置は、A-40で固定する。

ヘ) 上記以外に、土台は@1.9m以内にA-40で固定する。

1階 壁伏図 1:100



(注)特記なき柱は、C1とする。

柱と横架材・土台の接合方法

外部側の特記無き部分は、柱接合部の上下共山型プレートを使用する事。

内部側特記無き場合、柱接合部の上下共シナーコーナーを使用する事。

○印部 柱接合部は、上下共 S-HD20 とする。

○印部 柱接合部は、上下共 S-HD15 とする。

⊗印部 柱接合部は、上下共 シナーコーナー とする。

◇印部 柱脚金物は、PB-33、柱頭部は D枕釘を使用する事。

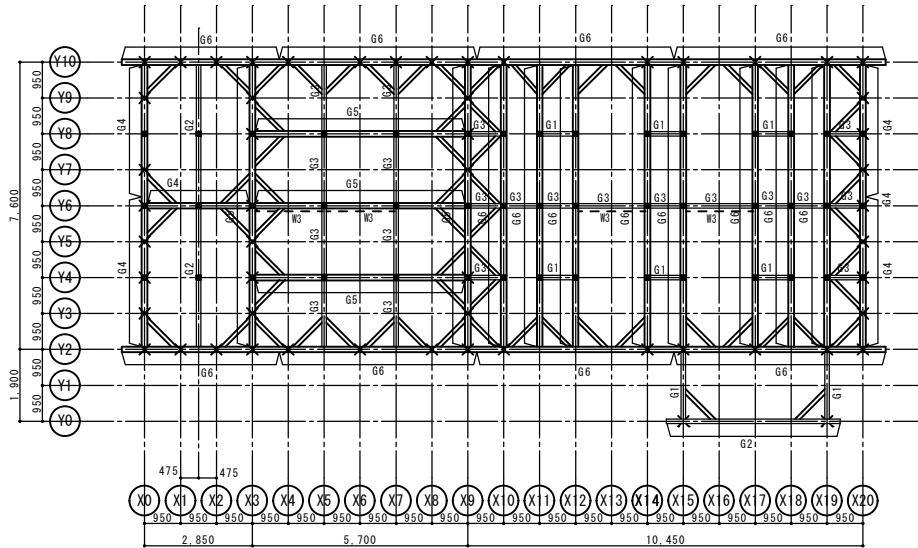
※壁量計算や金物計算も含め許容応力度計算により安全性を確認

A2 → 100%

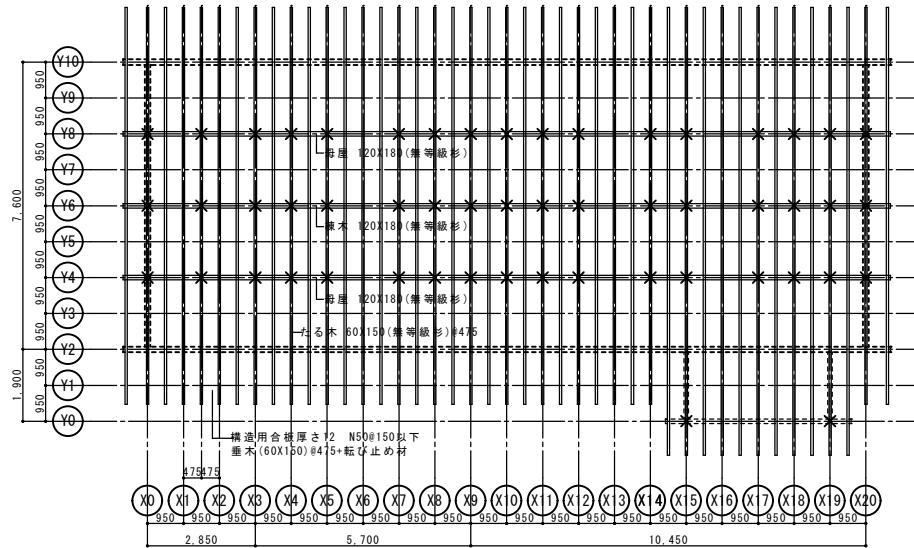
A3 → 71%縮小

●工事名	R 4 収林業労働安全実習修施設 徳・南庄 新築他工事	●面番号	S-002	有限会社 佐藤建築企画設計 徳島市幸町1丁目43番地 TEL (088) 625-1759
●面番号	土台伏図・1階壁伏図	●縮尺	1/100, 1/100	管理建築士 板東 裕 1級建築士登録 333704号

小屋 伏図 1:100



屋根 伏図 1:100



記号	断面サイズ	材質
G1	120X180	すぎ 無等級
G2	120X210	すぎ 無等級
G3	120X240	すぎ 無等級
G4	150X240	すぎ 無等級
G5	150X300	すぎ 無等級
G6	150X360	すぎ 無等級

記号	断面サイズ	材質
C1	150X150	すぎ 無等級
C2	120X120	すぎ 無等級

- ／＼ 印部 火打ち梁 90X90(無等級杉)
- 印部 上部小屋束 120X120(無等級杉)
- × 印部 下部柱 150X150(無等級杉)
- ×× 印部 下部柱 120X120(無等級杉)

A2 → 100%

A3 → 71%縮小

●工事名 R 4 史 林業労働安全実技研修施設
徳・南庄 新築他工事

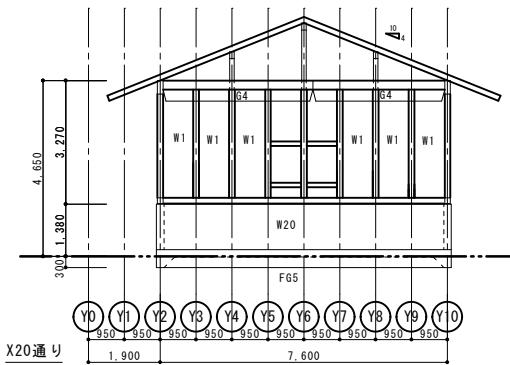
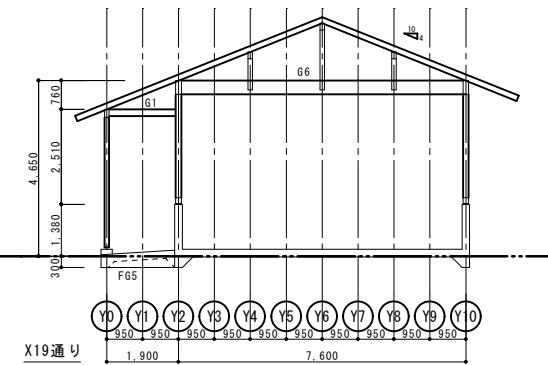
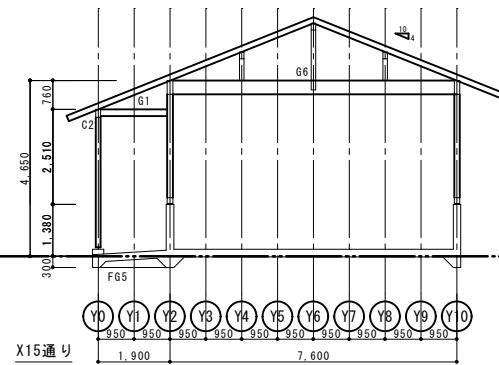
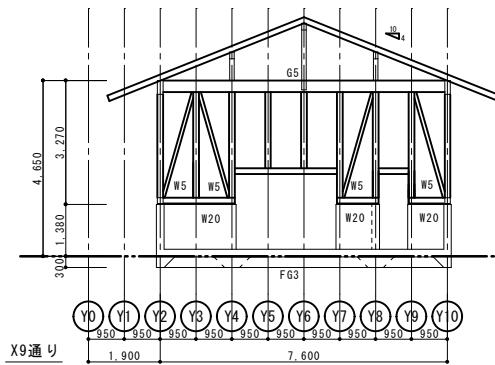
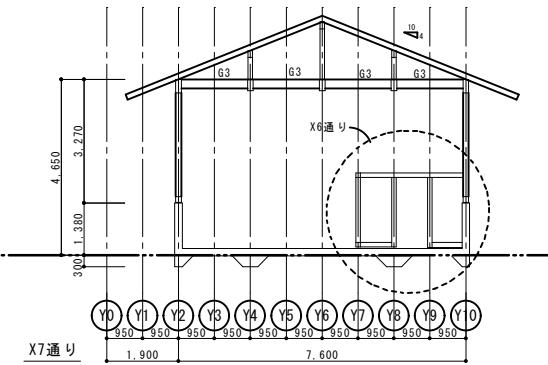
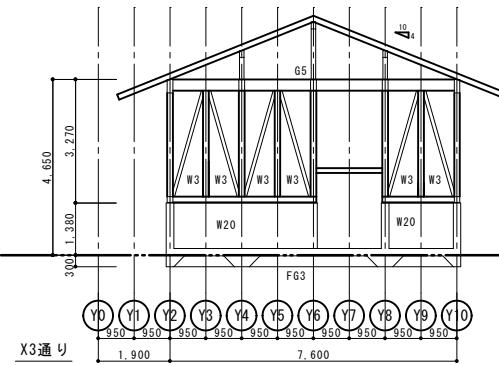
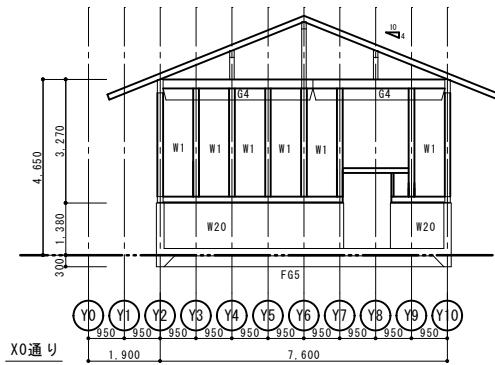
●図面番号 S-003

有限会社 佐藤建築企画設計
徳島市幸町1丁目43番地 TEL (088) 625-1759
管理建築士 板東 紹
1級建築士登録 333704号

●図面名 小屋伏図・屋根伏図

●縮尺 1/100, 1/100

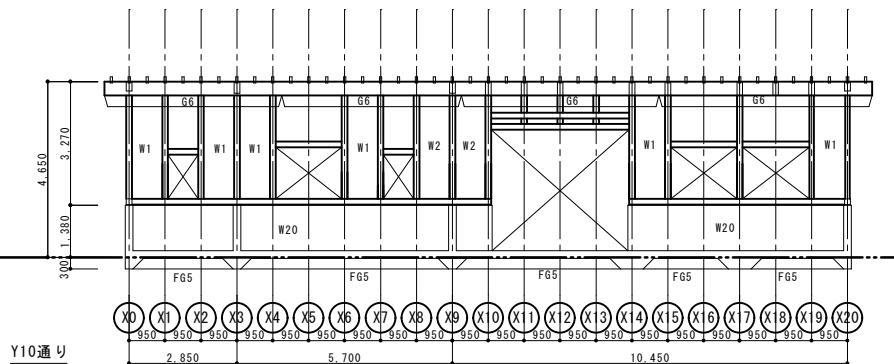
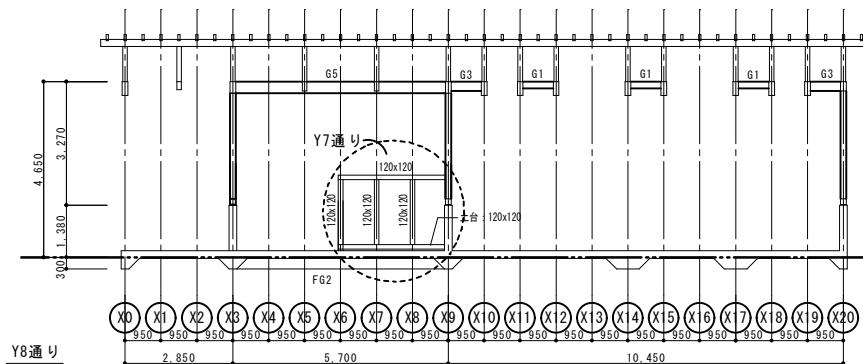
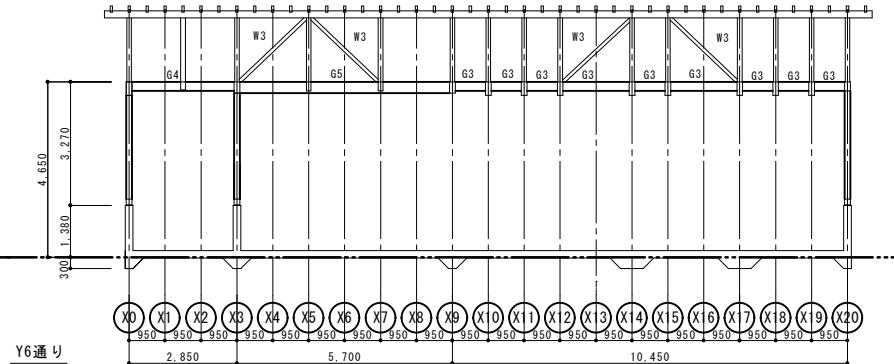
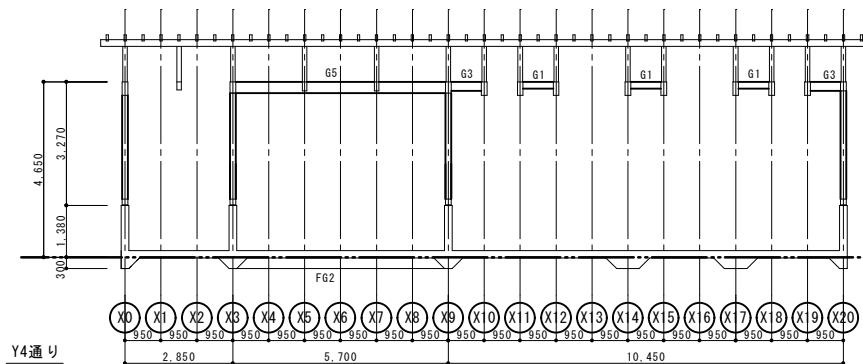
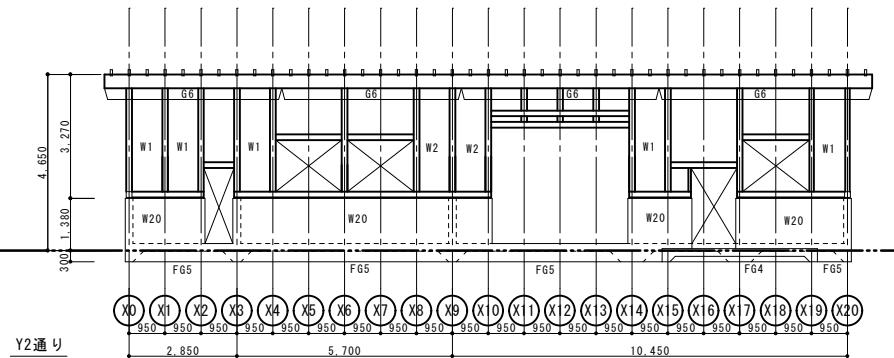
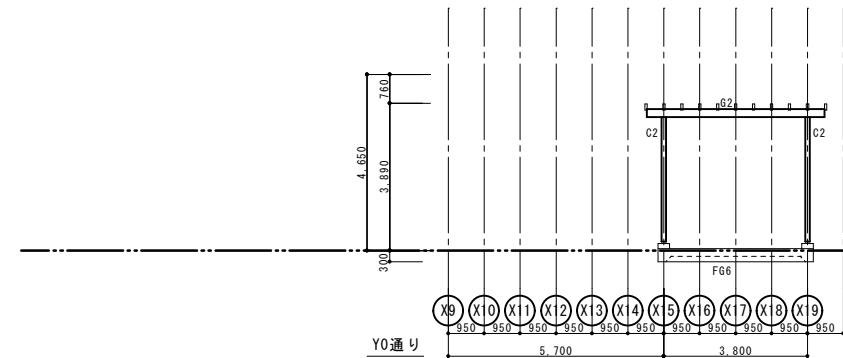
軸組図 N01 1:100



A2 → 100%
A3 → 71%縮小

●工事名	R 4・ス林 林業労働安全実技研修施設 徳・南庄 新築工事	●図面番号	S-004
●図面名	軸組図N01	●縮尺	1/100
			333704号

軸組図 N02 1:100



※特記なき限り柱はC1: 桁150x150とする

A2 → 100%

A3 → 71%縮小

●工事名 R 4 斯林 林業労働安全実習施設
徳・南庄 新築他工事

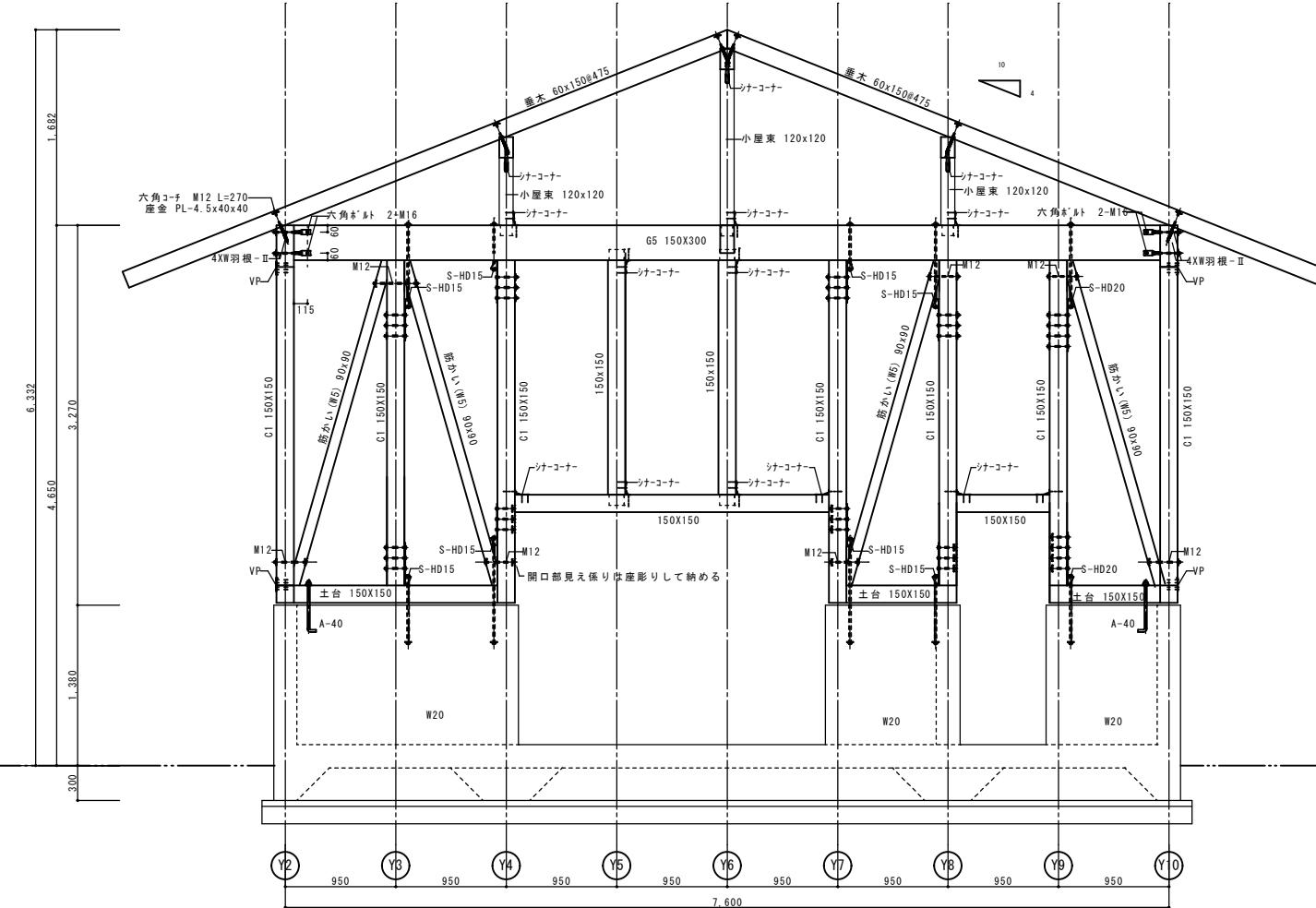
●図面番号 S-005

有限会社 佐藤建築企画設計
徳島市幸町1丁目43番地 TEL (088) 625-1759
管理建築士 板東 純
1級建築士登録 333704号

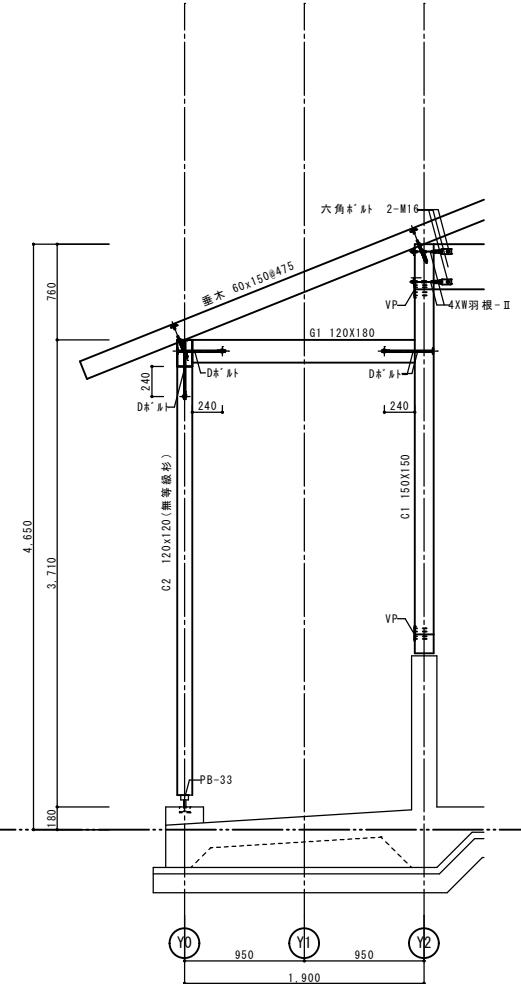
●図面名 軸組図N02

●縮尺 1/100

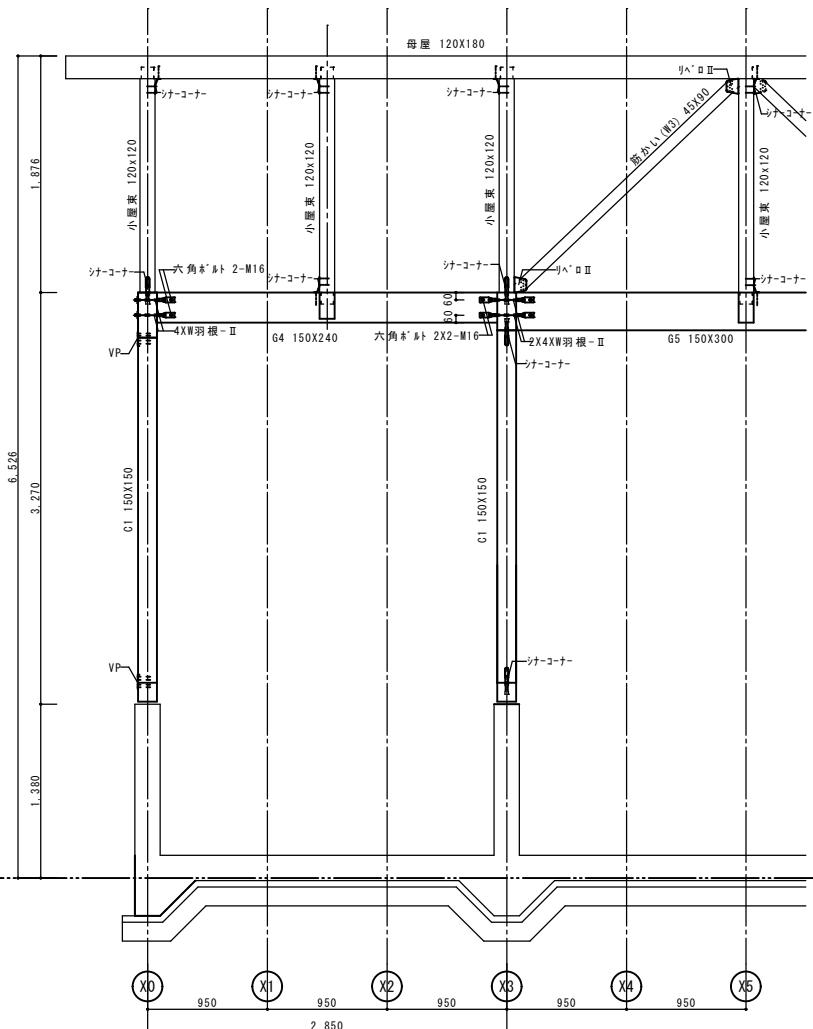
X9通り 詳細図 1/30



X15通り 詳細図 1/30

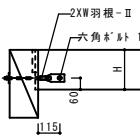


Y6通り 詳細図 1/30



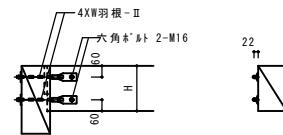
梁せい H: 240未満

接合部

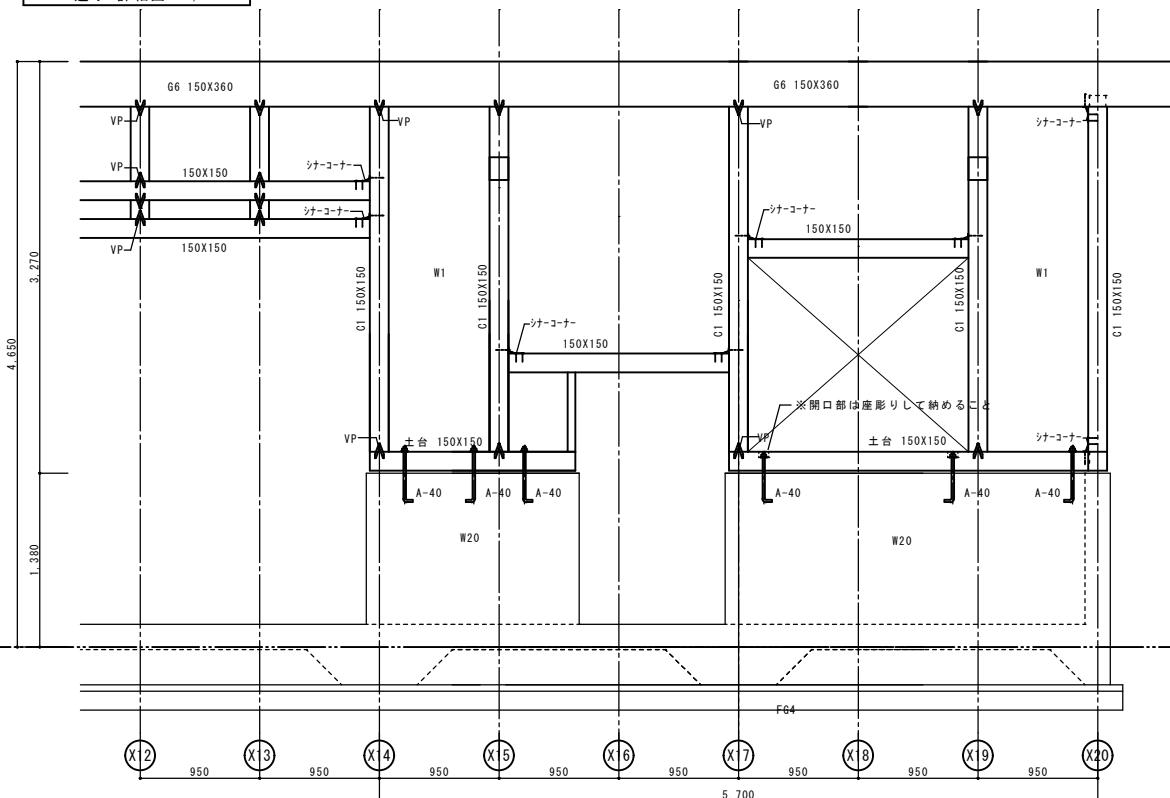


梁せい H: 240以上

接合部



Y2通り 詳細図 1/30



木造標準図 (1)

1. 一般事項

- (1) 構造図面に記載された事項は本仕様書に優先して適用する。
 (2) 説明及しの図面に記載されていない事項は下記による。
 国土交通大臣が「建築基準法」第1章第1節「建築工事共通規格」平成()年版
 (3) 住宅瑕疵担保修繕行為による設計施工基準に準拠する必要がある場合はこれを優先する。

2. 材料

コンクリート設計基準強度			
厚み区分	種別	設計基準強度 f_c (N/mm ²)	値
基 本	普通	-18	21 - 24
土 壤	普通	○ 18 - 21 - 24	15 cm $\geq f_c/3N/mm^2$
植 地	普通	○ 16 - 18 - 21	15 cm $\geq f_c/3N/mm^2$
測定シナリ	軽量	○ 16 - 18 - 21	15 cm 比重 $\gamma = 1.8$

・異形構架 JIS G3112, JIS G3117

材質	呼び名
SD295A	○ D10 ○ D13 ○ D16
SD345	○ D19 ○ D22 ○ D25

構造用材

部位	樹種	区分	強度等級	含水率
梁、梁、垂木	杉	甲種	級	SD20
大芯、根木、筋かい	杉	甲種3級		SD20
土台	杉	甲種3級		SD20

構造用集成材	部位	樹種	構成	強度区分

構造用合板	部位	强度等級	接着耐久性
耐力壁		1級	特種
屋根、床		2級	1級

アンカーボルト	材質	呼び名	型
	SS400	○ M12 ○ M16	○ L型 ○ J型

釘	種類	呼び名
	普通丸釘	・ N50 ・ N65 ・ N75 ・ N90
	太め丸釘	・ CN50 ・ CN65 ・ CN75 ・ CN90
	重鉛メキ太め丸釘	・ ZN40 ・ ZN65 ・ ZN80 ・ ZN90

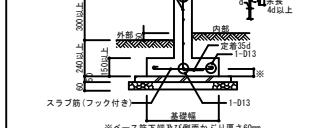
ボルト	材質	呼び名
	SS400	○ M10 ○ M12 ○ M16 ○ M20

その他	種類	呼び名

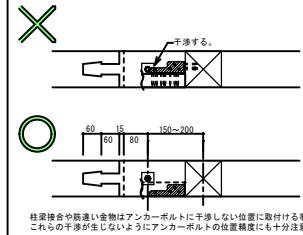
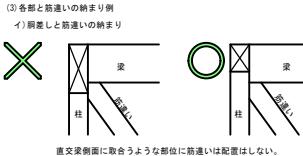
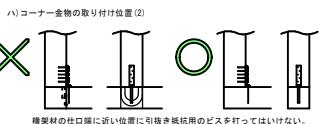
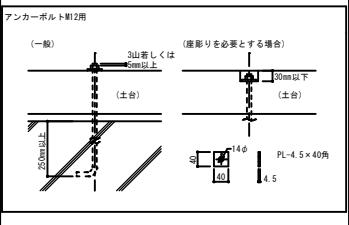
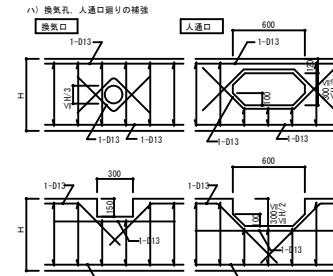
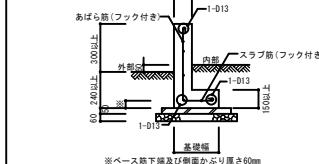
3. 基礎

(1) 布基礎

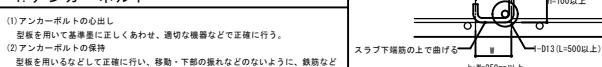
イ) 標準配筋図



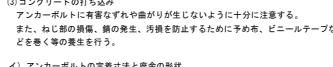
ロ) 硬心布基礎



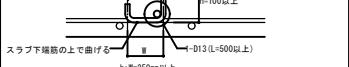
4. アンカーボルト



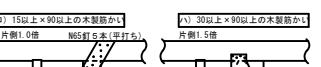
各項目に示された数値は参考値とする。



各項目に示された数値は参考値とする。



各項目に示された数値は参考値とする。

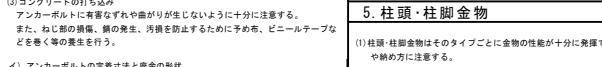


各項目に示された数値は参考値とする。



各項目に示された数値は参考値とする。

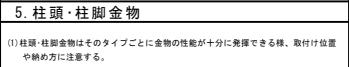
5. 柱頭・柱脚金物



各項目に示された数値は参考値とする。



各項目に示された数値は参考値とする。



各項目に示された数値は参考値とする。

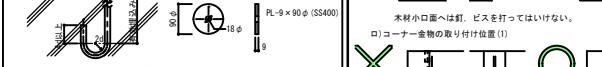


各項目に示された数値は参考値とする。



各項目に示された数値は参考値とする。

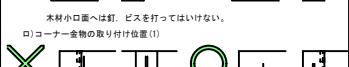
6. 筋かい端部と軸組との止め付け部



各項目に示された数値は参考値とする。



各項目に示された数値は参考値とする。



各項目に示された数値は参考値とする。



各項目に示された数値は参考値とする。

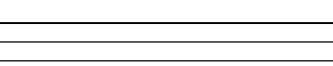


各項目に示された数値は参考値とする。

7. アンカーボルトと筋かい金物の干渉防止



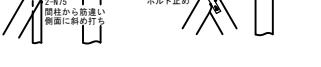
各項目に示された数値は参考値とする。



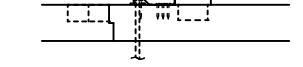
各項目に示された数値は参考値とする。



各項目に示された数値は参考値とする。

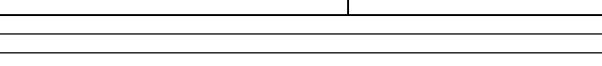


各項目に示された数値は参考値とする。

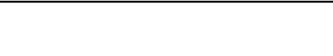


各項目に示された数値は参考値とする。

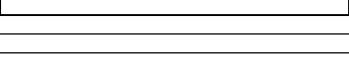
8. 大壁造における構造用面材の張り方



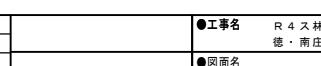
各項目に示された数値は参考値とする。



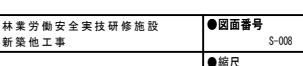
各項目に示された数値は参考値とする。



各項目に示された数値は参考値とする。



各項目に示された数値は参考値とする。



各項目に示された数値は参考値とする。



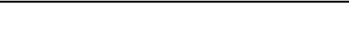
各項目に示された数値は参考値とする。

9. その他



各項目に示された数値は参考値とする。

各項目に示された数値は参考値とする。



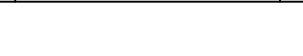
各項目に示された数値は参考値とする。



各項目に示された数値は参考値とする。



各項目に示された数値は参考値とする。



各項目に示された数値は参考値とする。

10. おわり



各項目に示された数値は参考値とする。

各項目に示された数値は参考値とする。



各項目に示された数値は参考値とする。



各項目に示された数値は参考値とする。



各項目に示された数値は参考値とする。



各項目に示された数値は参考値とする。

11. おわり

各項目に示された数値は参考値とする。

各項目に示された数値は参考値とする。

各項目に示された数値は参考値とする。

各項目に示された数値は参考値とする。

各項目に示された数値は参考値とする。

各項目に示された数値は参考値とする。

12. おわり

各項目に示された数値は参考値とする。

各項目に示された数値は参考値とする。

各項目に示された数値は参考値とする。

各項目に示された数値は参考値とする。

各項目に示された数値は参考値とする。

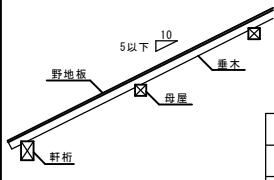
各項目に示された数値は参考値とする。

13. おわり

木造標準図 (3)

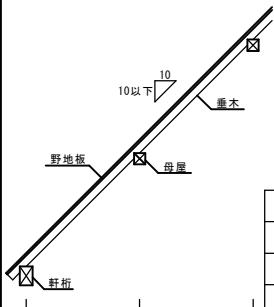
屋根の納まり [告示第1654号]

○勾配30°以下の取合い



水平構面の仕様		品確法 倍率
○構造用合板	9mm以上 N50@150mm, 垂木#500mm以下	0.7
○幅180mm板材	9mm以上 N50@150mm, 垂木#500mm以下	0.2

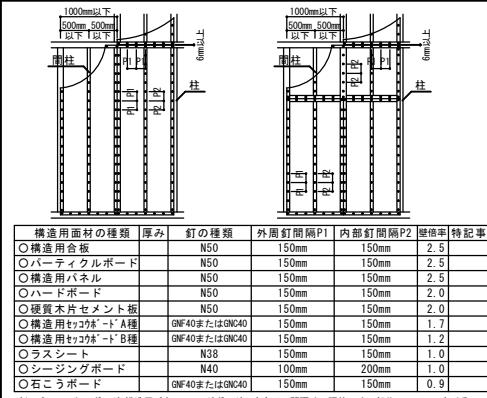
○勾配45°以下の取合い



水平構面の仕様		品確法 倍率
○構造用合板	9mm以上 N50@150mm, 垂木#500mm以下	0.5
○幅180mm板材	9mm以上 N50@150mm, 垂木#500mm以下	0.1

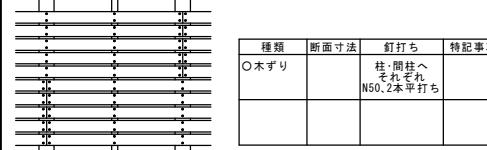
大壁 [告示第1100号]

○構造用面材との取合い



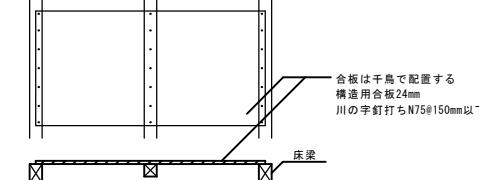
注) パーティクルボード・構造用パネル・ハードボードの突合せの間隔は、厚差以外の部分で2~3mmある

○木ぞりの取合い

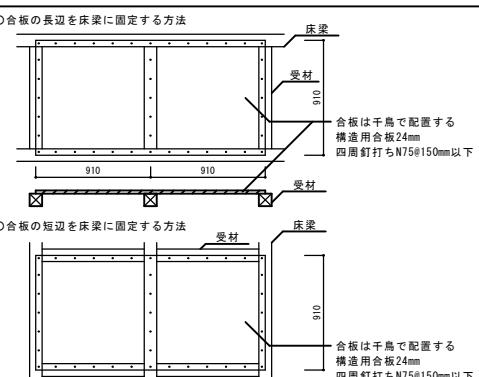


床組の納まり [告示第1654号]

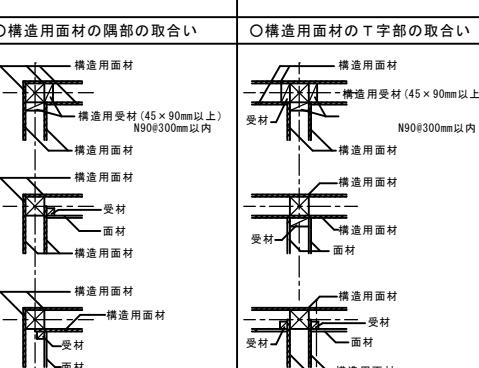
○根太なし・直張り・川の字釘打ち・品確法床倍率1.2の取合い



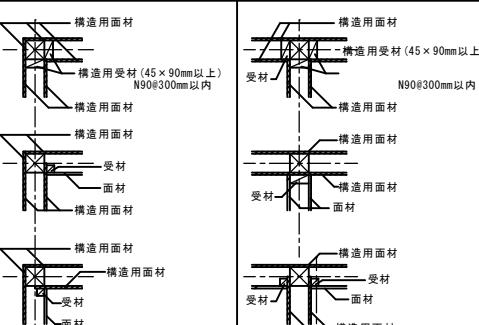
○根太なし・直張り・四周釘打ち・品確法床倍率3.0の取合い



○構造用面材の隅部の取合い

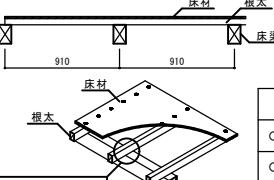


○構造用面材のT字部の取合い



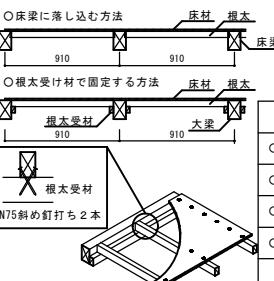
床組の納まり [告示第1654号]

○根太あり・転ばし取合い

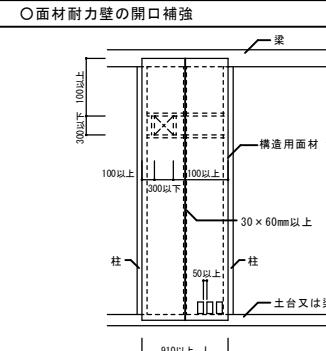


水平構面の仕様		品確法 倍率
○構造用合板	12mm以上 N50@150mm, 根太#340mm以下	1.0
○構造用合板	12mm以上 N50@150mm, 根太#500mm以下	0.7
○幅180mm板材	12mm以上 N50@150mm, 根太#340mm以下	0.3
○幅180mm板材	12mm以上 N50@150mm, 根太#500mm以下	0.2

○根太あり・根太高さ全て落し込みの取合い



開口補強



① 開口の最大寸法は300mm以下とする

② 開口位置は面材耐力壁端部より100mm以上離して設ける事
但しコンセントによる開口は50mmとする

③ 開口部は上下両端とも補強材を設け、上下補強材は柱まで伸ばすこと

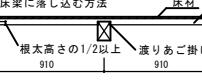
④ 開口部の上下補強材は、面材耐力壁外周部と同様の釘ピッチで留めつける事

⑤ 補強材を必要とする開口は、1t かつ1/6以下で、コンセント穴程度(50×100)とし、耐力壁910mmに3ヶ所までとする

⑥ 補強材を要しない開口は、12t かつ1/6以下で、コンセント穴程度(50×100)とし、耐力壁910mmに3ヶ所までとする

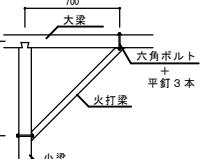
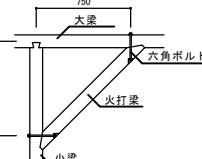
⑦ 開口部の位置が100mm以上の場合は、開口部に接する面材耐力壁外周部に必要な釘の本数分を、開口部を遮る面材耐力壁外周部に増加する事ができる

○根太あり・根太高さの1/2以上落し込みの取合い

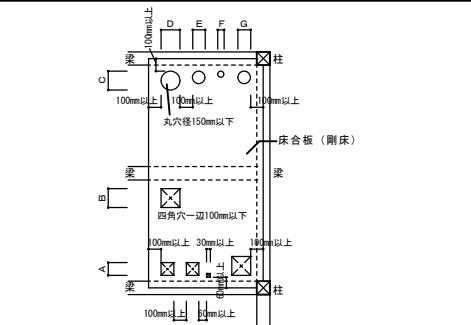


水平構面の仕様		品確法 倍率
○構造用合板	12mm以上 N50@150mm, 根太#340mm以下	1.6
○構造用合板	12mm以上 N50@150mm, 根太#500mm以下	1.12
○幅180mm板材	12mm以上 N50@150mm, 根太#340mm以下	0.36
○幅180mm板材	12mm以上 N50@150mm, 根太#500mm以下	0.24

○木製火打の取合い



○剛床の開口補強



① 開口の最大寸法は四角形で一边100mm以下、丸穴で直径が150mm以下とする
② 1枚の合板に空けられる開口部の合計面積は、その合板全体面積の20%以下とする

③ 直線上に開口部が並ぶ場合は、その開口部幅の合計が長辺方向では600mm以下、短辺方向では300mm以下とする
A + B + C ≤ 600mm以下
D + E + F + G ≤ 300mm以下

④ 各開口の間隔は100mm以上とし、四角形で一边が30mm以下、丸穴で直径が30mm以下の場合は30mm以上とすることができる

⑤ 各開口の合板端部からの位置は100mm以上とし四角形で一边が30mm以下の、丸穴で直径が30mm以下の場合は60mm以上とすることができる